

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考
	第二章 水防組織	第二章 水防組織	
	第二節 水防管理団体	第二節 水防管理団体	
14	表1 指定水防管理団体	表1 指定水防管理団体	数値の更新

愛知県水防計画

頁	変更前 (令和2年度)								変更後 (令和3年度)								備考		
	指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域 堤防延長				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所	指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域 堤防延長				水こう門 (箇所)		水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所
			河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)						河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)				
	名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	116	5,600	尾張	名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	116	5,400	尾張	
	春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	160	尾張	春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	163	尾張	
	豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	171	尾張	豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	169	尾張	
	清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	273	尾張	清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	271	尾張	
	北名古屋市	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	190	尾張	北名古屋市	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	210	尾張	
	豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	85	尾張	豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	83	尾張	
	尾張水害 予防組合	一宮市、大山市、江南市、稲 沢市、岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	5,284	423,784	142	1,432	一宮	尾張水害 予防組合	一宮市、大山市、江南市、稲 沢市、岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	6,250	424,750	142	1,417	一宮	
	海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あ ま市、海部郡の一、二級河川 及び弥富、飛島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,922	海部	海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あ ま市、海部郡の一、二級河川 及び弥富、飛島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,835	海部	
	半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	359	知多	半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	359	知多	
	常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	174	知多	常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	174	知多	
	東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	197	知多	東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	193	知多	
	大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多	大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多	
	知多市	知多市の全域	72,498	9,140	4,523	86,161	3	128	知多	知多市	知多市の全域	72,498	9,140	4,523	86,161	3	128	知多	
	東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	20	221	知多	東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	20	221	知多	
	美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,832	60,962	44	238	知多	美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,832	60,962	44	214	知多	
	武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	182	知多	武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	180	知多	
	岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	2,921	94,013	6	1,485	西三河	岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	2,921	94,013	6	1,481	西三河	
	西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,154	289,885	190	518	西三河	西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,154	289,885	190	506	西三河	
	碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	213	知立	碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	214	知立	
	刈谷市	刈谷市の全域	113,643	2,963	3,077	119,683	62	354	知立	刈谷市	刈谷市の全域	113,647	2,963	2,623	119,233	62	351	知立	
	安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	494	知立	安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	495	知立	
	知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	172	知立	知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	172	知立	
	高浜市	高浜市の全域	15,968	9,136	0	25,104	28	105	知立	高浜市	高浜市の全域	15,968	9,136	0	25,104	28	105	知立	
	豊田市	豊田市の全域	1,252,528	0	13,500	1,266,028	50	2,064	豊田加茂	豊田市	豊田市の全域	1,081,889	0	13,500	1,095,389	51	2,025	豊田加茂	
	みよし市	みよしの全域	45,010	0	4,553	49,563	3	268	豊田加茂	みよし市	みよしの全域	45,010	0	4,553	49,563	3	268	豊田加茂	
	豊橋市	豊橋市の全域	267,797	32,700	16,247	316,744	195	1,248	東三河	豊橋市	豊橋市の全域	267,797	32,700	16,247	316,744	195	1,248	東三河	
	豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	726	東三河	豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	726	東三河	
	蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	3,567	150,626	50	362	東三河	蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	3,089	149,739	50	353	東三河	
	田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	725	東三河	田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	730	東三河	
	合計	29 団体	4,363,963	578,459	120,296	5,063,127	1,383	20,219		合計	29 団体	4,193,328	578,459	120,330	4,892,117	1,384	19,844		

愛知県水防計画

頁	変更前 (令和2年度)	変更後 (令和3年度)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
15	<p>表2 非指定水防管理団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">非指定水防管理団体名</th> <th rowspan="3">管轄区域</th> <th colspan="4">水防区域</th> <th rowspan="3">水こう門 (箇所)</th> <th rowspan="3">水防 (消防) 団員数 (名:現員)</th> <th rowspan="3">所 建 設 事 務 所</th> </tr> <tr> <th colspan="4">堤防延長</th> </tr> <tr> <th>河川(m)</th> <th>海岸(m)</th> <th>ため池(m)</th> <th>計(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>瀬戸市</td><td>瀬戸市の全域</td><td>224,240</td><td>0</td><td>1,197</td><td>225,437</td><td>3</td><td>259</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>小牧市</td><td>小牧市の全域</td><td>28,430</td><td>0</td><td>5,300</td><td>33,730</td><td>32</td><td>139</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>尾張旭市</td><td>尾張旭市の全域</td><td>22,180</td><td>0</td><td>1,668</td><td>23,848</td><td>0</td><td>123</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>日進市</td><td>日進市の全域</td><td>45,900</td><td>0</td><td>6,059</td><td>51,959</td><td>3</td><td>230</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>長久手市</td><td>長久手市の全域</td><td>50,950</td><td>0</td><td>3,616</td><td>54,566</td><td>1</td><td>130</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>東郷町</td><td>東郷町の全域</td><td>24,800</td><td>0</td><td>3,876</td><td>28,676</td><td>0</td><td>141</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>津島市</td><td>海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域</td><td>600</td><td>0</td><td>0</td><td>600</td><td>0</td><td>277</td><td>海部</td></tr> <tr><td>愛西市</td><td>同上</td><td>22,754</td><td>0</td><td>0</td><td>22,754</td><td>3</td><td>385</td><td>海部</td></tr> <tr><td>弥富市</td><td>同上</td><td>12,000</td><td>0</td><td>0</td><td>12,000</td><td>6</td><td>324</td><td>海部</td></tr> <tr><td>あま市</td><td>同上</td><td>16,242</td><td>0</td><td>0</td><td>16,242</td><td>15</td><td>357</td><td>海部</td></tr> <tr><td>大治町</td><td>同上</td><td>3,850</td><td>0</td><td>0</td><td>3,850</td><td>14</td><td>243</td><td>海部</td></tr> <tr><td>蟹江町</td><td>同上</td><td>1,200</td><td>0</td><td>0</td><td>1,200</td><td>24</td><td>197</td><td>海部</td></tr> <tr><td>飛島村</td><td>同上</td><td>8,885</td><td>0</td><td>0</td><td>8,885</td><td>5</td><td>139</td><td>海部</td></tr> <tr><td>阿久比町</td><td>阿久比町の全域</td><td>45,590</td><td>0</td><td>3,110</td><td>48,700</td><td>2</td><td>94</td><td>知多</td></tr> <tr><td>南知多町</td><td>南知多町の全域</td><td>38,659</td><td>34,318</td><td>3,948</td><td>76,925</td><td>23</td><td>406</td><td>知多</td></tr> <tr><td>幸田町</td><td>幸田町の全域</td><td>213,237</td><td>0</td><td>5,255</td><td>218,492</td><td>19</td><td>147</td><td>西三河</td></tr> <tr><td>新城市</td><td>新城市の全域</td><td>517,702</td><td>0</td><td>4,681</td><td>522,383</td><td>5</td><td>839</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>設楽町</td><td>設楽町の全域</td><td>102,824</td><td>0</td><td>0</td><td>102,824</td><td>2</td><td>275</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>東栄町</td><td>東栄町の全域</td><td>127,010</td><td>0</td><td>0</td><td>127,010</td><td>1</td><td>183</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>豊根村</td><td>豊根村の全域</td><td>202,064</td><td>0</td><td>0</td><td>202,064</td><td>0</td><td>73</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20 団体</td><td>1,709,117</td><td>34,318</td><td>38,710</td><td>1,782,145</td><td>158</td><td>4,961</td><td></td></tr> </tbody> </table>	非指定水防管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所	堤防延長				河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)	瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	259	尾張	小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張	尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張	日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	230	尾張	長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	130	尾張	東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	141	尾張	津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	277	海部	愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部	弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	324	海部	あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	357	海部	大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部	蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部	飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部	阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	94	知多	南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	406	知多	幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河	新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	839	新城設楽	設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽	東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	183	新城設楽	豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	73	新城設楽	合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,710	1,782,145	158	4,961		<p>表2 非指定水防管理団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">非指定水防管理団体名</th> <th rowspan="3">管轄区域</th> <th colspan="4">水防区域</th> <th rowspan="3">水こう門 (箇所)</th> <th rowspan="3">水防 (消防) 団員数 (名:現員)</th> <th rowspan="3">所 建 設 事 務 所</th> </tr> <tr> <th colspan="4">堤防延長</th> </tr> <tr> <th>河川(m)</th> <th>海岸(m)</th> <th>ため池(m)</th> <th>計(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>瀬戸市</td><td>瀬戸市の全域</td><td>224,240</td><td>0</td><td>1,197</td><td>225,437</td><td>3</td><td>257</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>小牧市</td><td>小牧市の全域</td><td>28,430</td><td>0</td><td>5,300</td><td>33,730</td><td>32</td><td>139</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>尾張旭市</td><td>尾張旭市の全域</td><td>22,180</td><td>0</td><td>1,668</td><td>23,848</td><td>0</td><td>123</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>日進市</td><td>日進市の全域</td><td>45,900</td><td>0</td><td>6,059</td><td>51,959</td><td>3</td><td>243</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>長久手市</td><td>長久手市の全域</td><td>50,950</td><td>0</td><td>3,616</td><td>54,566</td><td>1</td><td>125</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>東郷町</td><td>東郷町の全域</td><td>24,800</td><td>0</td><td>3,876</td><td>28,676</td><td>0</td><td>141</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>津島市</td><td>海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域</td><td>600</td><td>0</td><td>0</td><td>600</td><td>0</td><td>220</td><td>海部</td></tr> <tr><td>愛西市</td><td>同上</td><td>22,754</td><td>0</td><td>0</td><td>22,754</td><td>3</td><td>384</td><td>海部</td></tr> <tr><td>弥富市</td><td>同上</td><td>12,000</td><td>0</td><td>0</td><td>12,000</td><td>6</td><td>317</td><td>海部</td></tr> <tr><td>あま市</td><td>同上</td><td>16,242</td><td>0</td><td>0</td><td>16,242</td><td>15</td><td>335</td><td>海部</td></tr> <tr><td>大治町</td><td>同上</td><td>3,850</td><td>0</td><td>0</td><td>3,850</td><td>14</td><td>243</td><td>海部</td></tr> <tr><td>蟹江町</td><td>同上</td><td>1,200</td><td>0</td><td>0</td><td>1,200</td><td>24</td><td>197</td><td>海部</td></tr> <tr><td>飛島村</td><td>同上</td><td>8,885</td><td>0</td><td>0</td><td>8,885</td><td>5</td><td>139</td><td>海部</td></tr> <tr><td>阿久比町</td><td>阿久比町の全域</td><td>45,590</td><td>0</td><td>3,110</td><td>48,700</td><td>2</td><td>83</td><td>知多</td></tr> <tr><td>南知多町</td><td>南知多町の全域</td><td>38,659</td><td>34,318</td><td>3,948</td><td>76,925</td><td>23</td><td>366</td><td>知多</td></tr> <tr><td>幸田町</td><td>幸田町の全域</td><td>213,237</td><td>0</td><td>5,255</td><td>218,492</td><td>19</td><td>147</td><td>西三河</td></tr> <tr><td>新城市</td><td>新城市の全域</td><td>517,702</td><td>0</td><td>4,681</td><td>522,383</td><td>5</td><td>818</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>設楽町</td><td>設楽町の全域</td><td>102,824</td><td>0</td><td>0</td><td>102,824</td><td>2</td><td>275</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>東栄町</td><td>東栄町の全域</td><td>127,010</td><td>0</td><td>0</td><td>127,010</td><td>1</td><td>180</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>豊根村</td><td>豊根村の全域</td><td>202,064</td><td>0</td><td>0</td><td>202,064</td><td>0</td><td>73</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20 団体</td><td>1,709,117</td><td>34,318</td><td>38,710</td><td>1,782,145</td><td>158</td><td>4,805</td><td></td></tr> </tbody> </table>	非指定水防管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所	堤防延長				河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)	瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	257	尾張	小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張	尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張	日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	243	尾張	長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	125	尾張	東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	141	尾張	津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	220	海部	愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	384	海部	弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	317	海部	あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	335	海部	大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部	蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部	飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部	阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	83	知多	南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	366	知多	幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河	新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	818	新城設楽	設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽	東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	180	新城設楽	豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	73	新城設楽	合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,710	1,782,145	158	4,805		数値の更新
非指定水防管理団体名	管轄区域			水防区域							水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				堤防延長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	259	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	230	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	130	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	141	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	277	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	324	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	357	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	94	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	406	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	839	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	183	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	73	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,710	1,782,145	158	4,961																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
非指定水防管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		堤防延長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	257	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	243	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	125	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	141	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	220	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	384	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	317	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	335	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	83	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	366	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	818	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	180	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	73	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,710	1,782,145	158	4,805																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第三章 水防施設	第三章 水防施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	第二節 通信連絡	第二節 通信連絡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
21	<p>5 警察の通信設備の使用</p> <p>警察の通信設備（警察電話、警察無線）は、警察事務専用を利用するため設けられたもので、普通はその設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっている。しかし、災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときなどには、これを使用することができる。（愛知県地域防災計画付属資料第15「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について（県対県警察）」参照）</p>	<p>5 警察の通信設備の使用</p> <p>警察の通信設備（警察電話、警察無線）は、警察事務専用を利用するため設けられたもので、普通はその設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっている。しかし、災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときなどには、これを使用することができる。（愛知県地域防災計画附属資料第15「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について（県対県警察）」参照）</p>	誤字の修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																																																					
	<p>6 放送の活用 災害のため、有線電話及び無線電話の利用が不可能な場合等において、災害に関する通知等を行う特別の必要があるときは、NHK等放送機関に対して放送を行うことを要請することができる。（愛知県地域防災計画付属資料第15「災害時における放送要請に関する協定（県対NHK）」、「災害時の放送に関する協定（県対民放各社）」参照）</p>	<p>6 放送の活用 災害のため、有線電話及び無線電話の利用が不可能な場合等において、災害に関する通知等を行う特別の必要があるときは、NHK等放送機関に対して放送を行うことを要請することができる。（愛知県地域防災計画付属資料第15「災害時における放送要請に関する協定（県対NHK）」、「災害時の放送に関する協定（県対民放各社）」参照）</p>																																																						
	第五章 重要水防箇所	第五章 重要水防箇所																																																						
	第一節 重要水防箇所	第一節 重要水防箇所																																																						
30	<p>2 評定基準参考資料 (1) 基本事項 a (略) b (略) c (略) d (略)</p>	<p>2 評定基準参考資料 (1) 基本事項 ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略)</p>	表記の整理																																																					
33	<p>5 重要水防箇所表 (1) 河川海岸（国土交通省管理区間） (略) (2) 河川海岸（県管理区間） (略) (3) 河川海岸（市町村等管理区間） (略) (4) ため池 (略) (5) 堤外（堤防の川側）民有地 (略)</p> <p>※本案においては、上記の表は省略し、下記の集計表に代える。</p>		重要水防箇所表の更新																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">前年度から 削 除</th> <th colspan="2">今年度新たに 追 加</th> <th colspan="2">差し引き 増減</th> </tr> <tr> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河</td> <td>国</td> <td>738</td> <td>404</td> <td>757</td> <td>415</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>19</td> <td>30</td> <td>▲19</td> <td>▲11</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>260</td> <td>97</td> <td>320</td> <td>117</td> <td>61</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>▲60</td> <td>▲20</td> </tr> </tbody> </table>													令和3年度		令和2年度		前年度から 削 除		今年度新たに 追 加		差し引き 増減		箇所 (数)	延長 (km)	河	国	738	404	757	415	38	41	19	30	▲19	▲11	県	260	97	320	117	61	20	1	0	▲60	▲20								
		令和3年度		令和2年度		前年度から 削 除		今年度新たに 追 加		差し引き 増減																																														
		箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)																																													
河	国	738	404	757	415	38	41	19	30	▲19	▲11																																													
	県	260	97	320	117	61	20	1	0	▲60	▲20																																													

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）							変更後（令和3年度）							備考
	川	市町村	128	82	128	82	0	0	0	0	0	0			
		小計	1,126	583	1,205	614	99	61	20	30	▲79	▲31			
		海岸	16	16	17	16	1	0	0	0	▲1	0			
		ため池	555	52	505	44	26	1	76	9	50	8			
		合計	1,697	651	1,727	674	126	62	96	39	▲30	▲23			
	第二節 重要工作物							第二節 重要工作物							
93	1 重要工作物表 (略) ※本案においては、重要工作物の個別表は省略し、下記の集計表に代える。														重要工作物表の更新
	建設事務所名	尾張	一宮	海部	知多	西三河	知立	豊田加茂	新城設楽	東三河	合計				
	令和2年度箇所数	364	142	130	273	289	176	53	7	376	1,810				
	令和3年度箇所数	373	142	130	272	289	177	54	7	374	1,818				
	第六章 水防に関連する予報・警報							第六章 水防に関連する予報・警報							
	第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準							第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準							
143	1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表) (略) (1) 大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>(追加)</u> 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 (2) 高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、 <u>(追加)</u> 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 <u>(追加)</u>							1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表) (略) (1) 大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの</u> 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 (2) 高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの</u> 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 <u>なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に</u>							表記の整理

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考
144	<p>(3) 洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>(追加)</u> 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>雨を要因とする大雨特別警報は災害がすでに発生している</u>ことを示す警戒レベル5に相当する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 気象情報 ア) 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 <u>また、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合にも発表される。</u></p> <p>イ) 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表） 愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに <u>(追加)</u> 発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認する必要がある。発表基準は、1時間雨量 100mm である。</p>	<p><u>相当する。</u></p> <p>(3) 洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要がある</u>ことを示す警戒レベル5に相当する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 気象情報 ア) 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 <u>(削除)</u></p> <p>イ) 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表） 愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、<u>気象庁から</u>発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認する必要がある。発表基準は、1時間雨量 100mm である。</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考
	<p>り)「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表)</p> <p><u>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(注)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</u></p> <p><u>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</u></p> <p><u>(注)豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割(愛知県の二次細分区域)。また、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、知立市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村の市町村を除く。</u></p> <p>え)「竜巻注意情報」(気象庁発表)</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>(追加)愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。(追加)</u></p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨<u>(追加)</u>付加した情報が、<u>(追加)</u>愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>わ)「早期注意情報(警報級の可能性)」</p> <p><u>警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(愛知県は東部と西部)</u></p>	<p>り)「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表)</p> <p><u>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(*)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。(*)土砂災害の危険性が認められない17市町村は発表対象外(一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、知立市)</u></p> <p>え)「竜巻注意情報」(気象庁発表)</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、<u>気象庁から</u>愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>わ)「早期注意情報(警報級の可能性)」</p> <p><u>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(愛知県は東部と西部)で、2日先から5日先にかけて</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																
145	<p>で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。<u>（追加）</u>明日までの大雨の「<u>早期注意情報（警報級の可能性）</u>」の[高]又は[中] <u>（追加）</u>は、災害への心構えを高める <u>（追加）</u>警戒レベル1である。</p>	<p>は日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。<u>大雨に関して、5日先までの期間に</u> [高]又は[中] <u>が予想されている場合は</u>、災害への心構えを高める <u>必要があることを示す</u>警戒レベル1である。</p>																	
	<p>(10)大雨警報・洪水警報の危険度分布</p>	<p>(10)大雨警報・洪水警報の危険度分布</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 392 376 424">種 類</th> <th data-bbox="376 392 1081 424">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 424 376 775">大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u></td> <td data-bbox="376 424 1081 775">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの<u>予測</u>を、地図上で1km四方の領域 <u>（追加）</u>ごとに5段階に色分けして示す情報。<u>（追加）</u>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測 <u>（追加）</u>を用いて <u>（追加）</u>常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに <u>（追加）</u>、どこで危険度が<u>高まるか</u>を面的に確認することができる。 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 775 376 1007">大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td data-bbox="376 775 1081 1007">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの<u>予測</u>を、地図上で1km四方の領域 <u>（追加）</u>ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測 <u>（追加）</u>を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 1007 376 1315">洪水警報の危険度分布</td> <td data-bbox="376 1007 1081 1315">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの<u>予測</u>を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測 <u>（追加）</u>を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類		概 要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの <u>予測</u> を、地図上で1km四方の領域 <u>（追加）</u> ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>（追加）</u> 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測 <u>（追加）</u> を用いて <u>（追加）</u> 常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに <u>（追加）</u> 、どこで危険度が <u>高まるか</u> を面的に確認することができる。 (略)	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの <u>予測</u> を、地図上で1km四方の領域 <u>（追加）</u> ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測 <u>（追加）</u> を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの <u>予測</u> を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測 <u>（追加）</u> を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 392 1285 424">種 類</th> <th data-bbox="1285 392 1984 424">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1142 424 1285 775">大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>（削除）</u></td> <td data-bbox="1285 424 1984 775">大雨による土砂災害発生の危険度の高まり <u>（削除）</u>を、地図上で1km四方の領域 <u>（メッシュ）</u>ごとに5段階に色分けして示す情報。<u>土壌雨量指数等の</u>2時間先までの予測<u>値</u>を用いて<u>危険度を表示する</u>。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が<u>高まっているか</u>を面的に確認することができる。 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 775 1285 1007">大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td data-bbox="1285 775 1984 1007">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まり <u>（削除）</u>を、地図上で1km四方の領域 <u>（メッシュ）</u>ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測<u>値</u>を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1007 1285 1315">洪水警報の危険度分布</td> <td data-bbox="1285 1007 1984 1315">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まり <u>（削除）</u>を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測<u>値</u>を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>（削除）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まり <u>（削除）</u> を、地図上で1km四方の領域 <u>（メッシュ）</u> ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>土壌雨量指数等の</u> 2時間先までの予測 <u>値</u> を用いて <u>危険度を表示する</u> 。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が <u>高まっているか</u> を面的に確認することができる。 (略)	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まり <u>（削除）</u> を、地図上で1km四方の領域 <u>（メッシュ）</u> ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測 <u>値</u> を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まり <u>（削除）</u> を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測 <u>値</u> を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 (略)
	種 類	概 要																	
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの <u>予測</u> を、地図上で1km四方の領域 <u>（追加）</u> ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>（追加）</u> 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測 <u>（追加）</u> を用いて <u>（追加）</u> 常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに <u>（追加）</u> 、どこで危険度が <u>高まるか</u> を面的に確認することができる。 (略)																		
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの <u>予測</u> を、地図上で1km四方の領域 <u>（追加）</u> ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測 <u>（追加）</u> を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																		
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの <u>予測</u> を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測 <u>（追加）</u> を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 (略)																		
種 類	概 要																		
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>（削除）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まり <u>（削除）</u> を、地図上で1km四方の領域 <u>（メッシュ）</u> ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>土壌雨量指数等の</u> 2時間先までの予測 <u>値</u> を用いて <u>危険度を表示する</u> 。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が <u>高まっているか</u> を面的に確認することができる。 (略)																		
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まり <u>（削除）</u> を、地図上で1km四方の領域 <u>（メッシュ）</u> ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測 <u>値</u> を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																		
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まり <u>（削除）</u> を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測 <u>値</u> を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 (略)																		
<p style="text-align: center;">大雨・高潮の特別警報発表基準</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 1394 376 1430">現象の種類</td> <td data-bbox="376 1394 1081 1430">基準</td> </tr> </table>	現象の種類	基準	<p style="text-align: center;">大雨・高潮の特別警報発表基準</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 1394 1285 1430">現象の種類</td> <td data-bbox="1285 1394 1984 1430">基準</td> </tr> </table>	現象の種類	基準														
現象の種類	基準																		
現象の種類	基準																		

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="219 204 376 316">大雨</td> <td data-bbox="376 204 1081 316">台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が<u>予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると</u>予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 316 376 355">高潮</td> <td data-bbox="376 316 1081 355">(略)</td> </tr> </table>	大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が <u>予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると</u> 予想される場合	高潮	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1126 204 1283 316">大雨</td> <td data-bbox="1283 204 1989 316">台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が <u>(削除)</u> 予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 316 1283 355">高潮</td> <td data-bbox="1283 316 1989 355">(略)</td> </tr> </table>	大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が <u>(削除)</u> 予想される場合	高潮	(略)	
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が <u>予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると</u> 予想される場合										
高潮	(略)										
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が <u>(削除)</u> 予想される場合										
高潮	(略)										
	<p>「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標 <u>(追加)</u> を設け、これらの実況及び予想に基づいて <u>発表の</u> 判断をする。」</p> <p>「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>雨を要因とする特別警報</u>（警戒レベル5相当）の指標 <u>(追加)</u> <p>①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報 <u>(追加)</u> を発表する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="208 738 264 826">①</td> <td data-bbox="264 738 1081 826">48時間降水量及び土壌雨量指数^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 826 264 978">②</td> <td data-bbox="264 826 1081 978">3時間降水量及び土壌雨量指数^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm^{※2}を超える格子のみをカウント対象とする）</td> </tr> </table> <p><u>土壌雨量指数^{※1}：降った雨が地下の土壌中にどれだけ貯まっているかを数値化した値。</u></p> <p><u>3時間降水量150mm ※2：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	①	48時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※1} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現	②	3時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※1} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm ^{※2} を超える格子のみをカウント対象とする）	<p>「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標 <u>(発表条件)</u> を設け、これらの実況及び予想に基づいて <u>(削除)</u> 判断をする。」</p> <p>「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大雨特別警報</u>（警戒レベル5相当）の指標 <u>確率値を用いた場合（浸水害）</u> <p>①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報 <u>(浸水害)^{※1}</u> を発表する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1126 738 1182 826">①</td> <td data-bbox="1182 738 1989 826">48時間降水量及び土壌雨量指数^{※2}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 826 1182 978">②</td> <td data-bbox="1182 826 1989 978">3時間降水量及び土壌雨量指数^{※2}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm^{※3}以上となった格子のみをカウント対象とする）</td> </tr> </table> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>指数を用いた場合（土砂災害）</u></p> <p><u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数^{※2}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨^{※4}がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。</u></p> <p><u>※1 当該地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は、洪水警報の危険度分布において最大危険度が出現している市町村等には大雨特</u></p>	①	48時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※2} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現	②	3時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※2} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm ^{※3} 以上となった格子のみをカウント対象とする）	
①	48時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※1} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現										
②	3時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※1} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm ^{※2} を超える格子のみをカウント対象とする）										
①	48時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※2} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現										
②	3時間降水量及び土壌雨量指数 ^{※2} において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm ^{※3} 以上となった格子のみをカウント対象とする）										

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考
147	<p>・ <u>台風等を要因とする</u> 特別警報の指標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合 <u>（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上）。</u></p> </div> <p><u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</p> <p>（略）</p> <p>（1）大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>ア．大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分 <u>（追加）</u> を目標に大津波警報、津波警報 <u>または</u> 津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、<u>（追加）</u> 津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・<u>注意報</u> を発表</p>	<p><u>別警報（浸水害）を発表。</u></p> <p><u>※2 土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。</u></p> <p><u>※3 3時間降水量 150mm：1時間 50mm の雨（滝のようにゴゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。</u></p> <p><u>※4 1時間に概ね30ミリ以上の雨。</u></p> <p>・ <u>高潮</u> 特別警報の指標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、<u>特別警報を発表する※。</u></p> </div> <p><u>※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</p> <p>（略）</p> <p>（1）大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>ア．大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分 <u>（一部の地震※については約2分）</u> を目標に大津波警報、津波警報 <u>又は</u> 津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、<u>精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																																										
	<p>する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表する。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、<u>（追加）</u> 予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p style="text-align: center;">津波警報・注意報の種類</p> <table border="1" data-bbox="203 579 1072 1332"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ 予想の 区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合の発 表</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 <u>（追加）</u></th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td><u>10m < 予想高さ</u></td> <td>10m超 <u>（追加）</u></td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3"><u>（追加）</u> 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や<u>（追加）</u> 避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td><u>5m < 予想高さ ≤ 10m</u></td> <td>10m <u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td><u>3m < 予想高さ ≤ 5m</u></td> <td>5m <u>（追加）</u></td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の 区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合の発 表	数値での発表 <u>（追加）</u>	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<u>10m < 予想高さ</u>	10m超 <u>（追加）</u>	巨大	<u>（追加）</u> 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や <u>（追加）</u> 避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	<u>5m < 予想高さ ≤ 10m</u>	10m <u>（追加）</u>	<u>3m < 予想高さ ≤ 5m</u>	5m <u>（追加）</u>	<p>最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、<u>非常事態であることを伝える</u>。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、<u>津波情報では</u> 予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p><u>※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震</u></p> <p style="text-align: center;">津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="1111 579 1980 1450"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2"><u>（削除）</u></th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 <u>（津波の高さの予想の区分）</u></th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td><u>（削除）</u></td> <td>10m超 <u>（10m < 予想高さ）</u></td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3"><u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</u> 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や<u>津波</u>避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td><u>（削除）</u></td> <td>10m <u>（5m < 予想高さ ≤ 10m）</u></td> </tr> <tr> <td><u>（削除）</u></td> <td>5m <u>（3m < 予想高さ ≤ 5m）</u></td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを</td> <td><u>（削除）</u></td> <td>3m <u>（1m < 予想高さ ≤ 3m）</u></td> <td>高い</td> <td><u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波によ</u></td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	<u>（削除）</u>	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 <u>（津波の高さの予想の区分）</u>	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<u>（削除）</u>	10m超 <u>（10m < 予想高さ）</u>	巨大	<u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</u> 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や <u>津波</u> 避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	<u>（削除）</u>	10m <u>（5m < 予想高さ ≤ 10m）</u>	<u>（削除）</u>	5m <u>（3m < 予想高さ ≤ 5m）</u>	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを	<u>（削除）</u>	3m <u>（1m < 予想高さ ≤ 3m）</u>	高い	<u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波によ</u>	
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ 予想の 区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合の発 表																																					
		数値での発表 <u>（追加）</u>	巨大地震の場合の発表																																										
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<u>10m < 予想高さ</u>	10m超 <u>（追加）</u>	巨大	<u>（追加）</u> 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や <u>（追加）</u> 避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																								
		<u>5m < 予想高さ ≤ 10m</u>	10m <u>（追加）</u>																																										
		<u>3m < 予想高さ ≤ 5m</u>	5m <u>（追加）</u>																																										
津波警報等の種類	発表基準	<u>（削除）</u>	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																								
			数値での発表 <u>（津波の高さの予想の区分）</u>	巨大地震の場合の発表																																									
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<u>（削除）</u>	10m超 <u>（10m < 予想高さ）</u>	巨大	<u>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</u> 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や <u>津波</u> 避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																								
		<u>（削除）</u>	10m <u>（5m < 予想高さ ≤ 10m）</u>																																										
		<u>（削除）</u>	5m <u>（3m < 予想高さ ≤ 5m）</u>																																										
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを	<u>（削除）</u>	3m <u>（1m < 予想高さ ≤ 3m）</u>	高い	<u>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波によ</u>																																								

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）						変更後（令和3年度）						備考
148	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	<u>1 m < 予想高さ ≤ 3 m</u>	3 m <u>(追加)</u>	高い			超え、3 m 以下の場合				<u>る流れに巻き込まれる。</u> <u>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>	
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<u>0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m</u>	1 m <u>(追加)</u>	(表記しない)	<u>(追加)</u> 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<u>(削除)</u>	1 m <u>(0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)</u>	(表記しない)	<u>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</u> 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	
(略)						(略)							
(2) 津波情報 ア. 津波情報の発表等 (略)						(2) 津波情報 ア. 津波情報の発表等 (略)							
津波情報の種類と発表内容						津波情報の種類と発表内容							
		種類	内容					種類	内容				

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 193 280 438">津波情報</td> <td data-bbox="280 193 616 438">津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td data-bbox="616 193 1093 438">各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報・注意報の種類」表参照]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="226 438 1093 478">(略)</td> </tr> </table>	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報・注意報の種類」表参照]	(略)			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 193 1189 438">津波情報</td> <td data-bbox="1189 193 1525 438">津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td data-bbox="1525 193 1995 438">各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1135 438 1995 478">(略)</td> </tr> </table>	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]	(略)											
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報・注意報の種類」表参照]																					
(略)																							
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]																					
(略)																							
149	<p>(略)</p> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ただし</u>、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(削除)</u> 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p>(略)</p>																					
150	<p>(3) 津波予報</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 938 280 970"></th> <th data-bbox="280 938 645 970">発表基準</th> <th data-bbox="645 938 1093 970">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 970 280 1361" rowspan="3">津波予報</td> <td data-bbox="280 970 645 1042">津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td data-bbox="645 970 1093 1042">津波の心配なしの旨を <u>て</u> 発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1042 645 1185">0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td data-bbox="645 1042 1093 1185">高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1185 645 1361"><u>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td data-bbox="645 1185 1093 1361">津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <u>て</u> 発表	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	<u>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>(3) 津波予報</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1135 938 1189 970"></th> <th data-bbox="1189 938 1554 970">発表基準</th> <th data-bbox="1554 938 1995 970">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1135 970 1189 1361" rowspan="3">津波予報</td> <td data-bbox="1189 970 1554 1042">津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td data-bbox="1554 970 1995 1042">津波の心配なしの旨を <u>(削除)</u> 発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1042 1554 1185">0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1554 1042 1995 1185">高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1185 1554 1361"><u>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (削除)</u></td> <td data-bbox="1554 1185 1995 1361">津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <u>(削除)</u> 発表	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(削除)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	<u>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (削除)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	
	発表基準	発表内容																					
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <u>て</u> 発表																					
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																					
	<u>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																					
	発表基準	発表内容																					
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <u>(削除)</u> 発表																					
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(削除)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																					
	<u>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (削除)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																					

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																																																																
151	<p>(別表1) 大雨警報基準 <u>令和元年5月29日</u>現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村等をまとめた地域</th> <th style="width: 15%;">市町村等</th> <th style="width: 20%;">表面雨量指数基準</th> <th style="width: 50%;">土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>尾張西部</td> <td>大治町</td> <td style="text-align: center;"><u>23</u></td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>知多地域</td> <td>阿久比町</td> <td style="text-align: center;"><u>25</u></td> <td style="text-align: center;">171</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>東三河北部</td> <td>新城市</td> <td style="text-align: center;"><u>19</u></td> <td style="text-align: center;">133</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	(略)				尾張西部	大治町	<u>23</u>	-	(略)				知多地域	阿久比町	<u>25</u>	171	(略)				東三河北部	新城市	<u>19</u>	133	(略)				<p>(別表1) 大雨警報基準 <u>令和3年6月8日</u>現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村等をまとめた地域</th> <th style="width: 15%;">市町村等</th> <th style="width: 20%;">表面雨量指数基準</th> <th style="width: 50%;">土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>尾張西部</td> <td>大治町</td> <td style="text-align: center;"><u>26</u></td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>知多地域</td> <td>阿久比町</td> <td style="text-align: center;"><u>24</u></td> <td style="text-align: center;">171</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>東三河北部</td> <td>新城市</td> <td style="text-align: center;"><u>24</u></td> <td style="text-align: center;">133</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	(略)				尾張西部	大治町	<u>26</u>	-	(略)				知多地域	阿久比町	<u>24</u>	171	(略)				東三河北部	新城市	<u>24</u>	133	(略)				
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																
(略)																																																																			
尾張西部	大治町	<u>23</u>	-																																																																
(略)																																																																			
知多地域	阿久比町	<u>25</u>	171																																																																
(略)																																																																			
東三河北部	新城市	<u>19</u>	133																																																																
(略)																																																																			
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																
(略)																																																																			
尾張西部	大治町	<u>26</u>	-																																																																
(略)																																																																			
知多地域	阿久比町	<u>24</u>	171																																																																
(略)																																																																			
東三河北部	新城市	<u>24</u>	133																																																																
(略)																																																																			
153	<p>(別表2) 洪水警報基準 <u>令和元年5月29日</u>現在</p>	<p>(別表2) 洪水警報基準 <u>令和3年6月8日</u>現在</p>																																																																	

愛知県水防計画

頁	変更前 (令和2年度)				変更後 (令和3年度)				備考				
	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	新基準 複合基準*	3	市町村等	流域雨量指数基準	新基準 複合基準*					
尾張東部	名古屋市	名古屋市	尾川流域=20.2 荒子川流域=23.2 地蔵川流域=10.6 香流川流域=14.7 戸田川流域=6.5 南川流域=19.2 扇川流域=9.8	堀川流域=(11.14, 22) 荒子川流域=(21.17, 9) 地蔵川流域=(11.9, 5) 香流川流域=(11.14, 4) (追加) 山崎川流域=(11.11, 1) 扇川流域=(11.8, 6) 庄内川流域=(16.28, 9) (追加) 矢田川流域=(11.23, 5) 天白川流域=(13.11, 1) (追加)	木曾川中流[犬山・笠松] 庄内川[志段味・枇杷島・瀬古] 愛知県庄内川水系 天白川[天白川] 愛知県日光川水系 日光川[古瀬] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	名古屋市	堀川流域=25.5 荒子川流域=16.4 香流川流域=14.6 扇川流域=11.1 戸田川流域=7.3 山崎川流域=11.2 扇川流域=12.8	堀川流域=(11.12, 25) 荒子川流域=(11.12, 9) 地蔵川流域=(11.9, 1) 香流川流域=(11.13, 6) 戸田川流域=(11.6, 5) 扇川流域=(11.9, 6) 庄内川流域=(15.29, 8) 新川流域=(11.22, 9) 矢田川流域=(11.26, 7) 天白川流域=(19.11, 7) 日光川流域=(11.27, 6) 矢田川流域=(11.17, 1)	指定河川洪水予報による基準 木曾川中流[犬山・笠松] 庄内川[志段味・枇杷島・瀬古] 愛知県庄内川水系 天白川[天白川] 愛知県日光川水系 日光川[古瀬] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]				
				瀬戸市	水野川流域=13 矢田川流域=17.3			矢田川流域=(11.15, 9)	庄内川[志段味]	瀬戸市	水野川流域=18.9 矢田川流域=19	矢田川流域=(11.17, 1)	庄内川[志段味]
				春日井市	内津川流域=17 八田川流域=11.4 地蔵川流域=11.3			内津川流域=(10.16, 8) 八田川流域=(10.19, 2) 地蔵川流域=(10.43, 8) (追加)	庄内川[志段味]	春日井市	内津川流域=16.8 八田川流域=9.11 地蔵川流域=2.6 庄内川流域=9.45	内津川流域=(9.16, 6) 八田川流域=(9.11, 1) 地蔵川流域=(2.6, 6) 庄内川流域=(9.45, 4)	庄内川[志段味]
				大山市	五条川流域=17 合瀬川流域=5.8 兼師川流域=6.2 郷瀬川流域=9.3			--	木曾川中流[犬山]	大山市	五条川流域=16.7 合瀬川流域=5 兼師川流域=6.9 郷瀬川流域=13.1	--	木曾川中流[犬山]
	尾張西部	小牧市	小牧市	大山川流域=16 合瀬川流域=10 兼師川流域=8.6 矢田川流域=18.9	大山川流域=(20.10, 4) 兼師川流域=(18.6, 1)	木曾川中流[犬山]	小牧市	大山川流域=15.2 合瀬川流域=11.3 兼師川流域=8.4	(削除)	木曾川中流[犬山]			
					尾張旭市	矢田川流域=12.1 正戸川流域=(12.6, 1) 皆瀬川流域=(11.6, 5)	愛知県境川水系 境川[逢妻川]泉田]	尾張旭市	矢田川流域=22.1 正戸川流域=1 皆瀬川流域=7.3	矢田川流域=(11.19, 9) 正戸川流域=(11.8, 3) 皆瀬川流域=(11.6, 5)	愛知県境川水系 境川[逢妻川]泉田]		
		豊明市	正戸川流域=8.8 皆瀬川流域=7.3	--	--	豊明市	皆瀬川流域=7.3	--	--				
		日進市	天白川流域=8.6	天白川流域=(9.7, 7)	--	日進市	天白川流域=9.6	天白川流域=(11.8, 6)	--				
		長久手市	香流川流域=8.5	--	--	長久手市	香流川流域=11.7	--	--				
		東郷町	境川流域=13.6	--	--	東郷町	境川流域=15.1	--	--				
		一宮市	五条川流域=20.3 青木川流域=10.8 大江用水流域=11.4 北室川流域=4.1 野府川流域=4.6	五条川流域=(18.18, 1) 青木川流域=(14.1, 3) 大江用水流域=(10.10, 2) 光室川流域=(10.3, 5) 野府川流域=(10.4, 1) 日光川流域=(10.14, 2) (追加)	木曾川中流[犬山・笠松] 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]	一宮市	五条川流域=19.6 青木川流域=12.7 大江用水流域=10 光室川流域=8.4 野府川流域=8.1 日光川流域=(17.14, 5)	五条川流域=(11.19, 3) 青木川流域=(12.7, 6) 大江用水流域=(21.5, 7) (削除) 野府川流域=(11.5, 4) 日光川流域=(17.14, 5)	木曾川中流[犬山・笠松] 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]				
		津島市	善太川流域=8.4	日光川流域=(10.23, 2) (追加)	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸] 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]	津島市	善太川流域=7.8	善太川流域=(11.6, 2) 日光川流域=(11.23, 8)	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸] 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]				
		江南市	五条川流域=18.4 青木川流域=8 日光川流域=4.1	五条川流域=(8.7, 2) 日光川流域=(8.4, 4)	木曾川中流[犬山・笠松]	江南市	五条川流域=17.9 青木川流域=8.2 日光川流域=7.7	五条川流域=(18.12, 2) 青木川流域=(16.7, 6) 日光川流域=(8.6, 2)	木曾川中流[犬山・笠松]				
		稲沢市	青木川流域=18.2 大江用水流域=12.6 三宅川流域=7.1 領内川流域=7.1 福田川流域=10.6	青木川流域=(14.10, 3) 三宅川流域=(8.6, 3) 領内川流域=(8.5, 2) 福田川流域=(8.9, 6) 日光川流域=(18.19, 1)	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸] 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]	稲沢市	青木川流域=15.7 大江用水流域=12.3 三宅川流域=7.2 領内川流域=7.2 福田川流域=11 日光川流域=(18.19, 5)	青木川流域=(8.14, 1) 大江用水流域=(8.6, 4) 三宅川流域=(22.5, 2) 領内川流域=(8.10, 6) 福田川流域=(18.19, 5)	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸] 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]				
	岩倉市	五条川流域=12.4	五条川流域=(22.11, 1)	木曾川中流[犬山]	岩倉市	五条川流域=12.7	五条川流域=(10.12, 6)	木曾川中流[犬山]					
	愛西市	善太川流域=10.8 領内川流域=11	--	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸] 長良川下流[長良成戸] 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]	愛西市	善太川流域=11 領内川流域=11.5	--	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸] 長良川下流[長良成戸] 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]					
	清須市	五条川流域=26.2	新川流域=(8.28, 2) (追加)	木曾川中流[犬山・笠松] 庄内川[志段味・枇杷島] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	清須市	五条川流域=28	新川流域=(9.28, 8)	木曾川中流[犬山・笠松] 庄内川[志段味・枇杷島] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]					
	北名古屋	五条川流域=13.5 水場川流域=6.3 合瀬川流域=11.8	五条川流域=(22.12, 2) (追加) 合瀬川流域=(10.10, 3) 新川流域=(10.26, 1)	愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	北名古屋	五条川流域=17.8 水場川流域=6.3 合瀬川流域=12.8	五条川流域=(11.16, 6) 水場川流域=(11.5, 6) 合瀬川流域=(13.11, 4) 新川流域=(11.25, 9)	愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]					
	弥富市	善太川流域=10.1 鏡川流域=12	--	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸] 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]	弥富市	善太川流域=11 鏡川流域=13.2	--	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸] 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]					
	あま市	五条川流域=24.7 蟹江川流域=13.6 福田川流域=12.1	蟹江川流域=(10.13, 1) 福田川流域=(10.10, 8) 新川流域=(10.34, 4)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	あま市	五条川流域=25.7 蟹江川流域=13.6 福田川流域=12.9	蟹江川流域=(10.13, 1) 福田川流域=(10.12, 6) 新川流域=(10.34, 4)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]					
豊山町	大山川流域=21.5	--	庄内川[志段味] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	豊山町	大山川流域=21	--	庄内川[志段味] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]						
大口町	五条川流域=17.6 箕栗川流域=5.6	五条川流域=(10.15, 8) 箕栗川流域=(9.4, 3)	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸]	大口町	五条川流域=16.6 箕栗川流域=5.6	五条川流域=(11.14, 9) 箕栗川流域=(9.4, 3)	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸]						
大治町	福田川流域=13	福田川流域=(10.11, 6) 新川流域=(10.34, 3)	木曾川中流[犬山・笠松] 庄内川[枇杷島] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	大治町	福田川流域=14.1	新川流域=(10.34, 5)	木曾川中流[犬山・笠松] 庄内川[枇杷島] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]						
蟹江町	蟹江川流域=14.4 福田川流域=14.9	蟹江川流域=(10.13, 5)	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸] 愛知県日光川水系 日光川[古瀬] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	蟹江町	蟹江川流域=14.4 福田川流域=14.8	蟹江川流域=(10.12, 9)	木曾川中流[犬山・笠松] 木曾川下流[木曾成戸] 愛知県日光川水系 日光川[古瀬] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]						
飛島村	--	--	木曾川中流[犬山・笠松] 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]	飛島村	--	--	木曾川中流[犬山・笠松] 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]						

愛知県水防計画

頁	変更前 (令和2年度)				変更後 (令和3年度)				備考
知多地域	知多地域	半田市	阿久比川流域=18.8, 神戸川流域=10	阿久比川流域=(12.7.8), 神戸川流域=(12.9.3)	--	阿久比川流域=20.3, 神戸川流域=11.3	阿久比川流域=(12.19.1), 神戸川流域=(12.9.8)	--	
		常滑市	稲早川流域=7.2, 矢田川流域=12.4, 前山川流域=8.4	稲早川流域=(11.6.4), 矢田川流域=(11.8.7), 前山川流域=(11.8.4)	--	稲早川流域=7.1, 矢田川流域=14.9, 前山川流域=10	(削除), 矢田川流域=(11.9.1), 前山川流域=(11.9.1)	--	
		東海市	大田川流域=10.2, 五ヶ村川流域=9.3, 稲流瀬川流域=12.6, 皆瀬川流域=10.2, 石ヶ瀬川流域=7.2	大田川流域=(10.9.1), 五ヶ村川流域=(12.9.1), 稲流瀬川流域=(12.11.3), 皆瀬川流域=(12.9.1), 石ヶ瀬川流域=(12.6.4)	愛知県天白川水系 天白川[天白川] 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]	愛知県天白川水系 天白川[天白川] 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]			
		大府市	大田川流域=10.2, 五ヶ村川流域=9.3, 稲流瀬川流域=12.6, 皆瀬川流域=10.2, 石ヶ瀬川流域=7.2	大田川流域=(10.9.1), 五ヶ村川流域=(12.9.1), 稲流瀬川流域=(12.11.3), 皆瀬川流域=(12.9.1), 石ヶ瀬川流域=(12.6.4)	愛知県天白川水系 天白川[天白川] 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]	愛知県天白川水系 天白川[天白川] 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]			
		知多市	信濃川流域=7.4	信濃川流域=(12.6.6)	--	信濃川流域=10	信濃川流域=(12.9)	--	
		阿久比町	阿久比川流域=10.5	阿久比川流域=(12.9.5)	--	阿久比川流域=13.9	阿久比川流域=(12.12.5)	--	
		東浦町	五ヶ村川流域=21, 明徳寺川流域=9.8, 石ヶ瀬川流域=13.4	五ヶ村川流域=(12.17.9), 明徳寺川流域=(12.12), 石ヶ瀬川流域=(12.12)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]	五ヶ村川流域=20.5, 明徳寺川流域=9.8, 石ヶ瀬川流域=18	(削除), 明徳寺川流域=(12.17.9), 石ヶ瀬川流域=(12.17.9)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]	
		南知多町	内海川流域=12	(追加)	--	内海川流域=10.6	内海川流域=(10.10.3)	--	
		美浜町	稲早川流域=9.8	--	--	稲早川流域=9.9	--	--	
		武豊町	堀川流域=10.1	堀川流域=(12.9.4)	--	堀川流域=8.8	堀川流域=(12.7.9)	--	
	西三河南部	岡崎市	広田川流域=21.1, 鹿乗川流域=7.5, 乙川流域=28.5, 占部川流域=10.4, 砂川流域=4, 伊賀川流域=5	広田川流域=(9.20.1), 鹿乗川流域=(9.5.1), 乙川流域=(15.25.8), 占部川流域=(9.8.8), 砂川流域=(19.3.6), 伊賀川流域=(9.3.7), 矢作川流域=(9.7.8)	矢作川[高橋・岩津]	広田川流域=23, 鹿乗川流域=7.4, 乙川流域=28.5, 占部川流域=10.3, 砂川流域=4.8, 伊賀川流域=9.3	(削除), 矢作川流域=(10.7.8.7)	矢作川[高橋・岩津]	
		碧南市	堀川流域=4.5, 長田川流域=12.1	堀川流域=(11.4.4), 長田川流域=(13.6.8)	矢作川[岩津・米津]	堀川流域=10.5, 長田川流域=10.6	堀川流域=(10.10), 長田川流域=(18.5.7)	矢作川[岩津・米津]	
		刈谷市	猿渡川流域=16.7, 免秋川流域=6.3	猿渡川流域=(12.8.2), 免秋川流域=(12.23.9)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]	猿渡川流域=16.5, 免秋川流域=9.3	免秋川流域=(10.9.2), 境川流域=(10.24.3)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]	
		安城市	鹿乗川流域=12.4, 西鹿乗川流域=9.1, 猿渡川流域=2.8, 長田川流域=11.4, 半場川流域=6.3	鹿乗川流域=(11.11.1), 西鹿乗川流域=(11.7.4), 猿渡川流域=(13.6.2)	矢作川[高橋・岩津・米津]	鹿乗川流域=12, 西鹿乗川流域=10.8, 猿渡川流域=7.5, 長田川流域=10.3, 半場川流域=6.7	(削除), 西鹿乗川流域=(10.6.9), (削除)	矢作川[高橋・岩津・米津]	
		西尾市	北浜川流域=5, 北田川流域=10.6, 広田川流域=23.9, 矢崎川流域=8.7, 新藤川流域=6.7	北浜川流域=(8.7.2), 矢崎川流域=(8.7.3)	矢作川[岩津・米津]	北浜川流域=5.4, 北田川流域=11.4, 広田川流域=24.1, 矢崎川流域=9, 新藤川流域=7.2	北浜川流域=(8.9.1), 矢崎川流域=(8.7.5)	矢作川[岩津・米津]	
		知立市	猿渡川流域=12	猿渡川流域=(12.10.8), 逢妻川流域=(12.21.7)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]	猿渡川流域=11.4	猿渡川流域=(10.10.2), 逢妻川流域=(10.22.1)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]	
		高浜市	神田川流域=5.8	神田川流域=(11.5.2)	矢作川[岩津・米津]	神田川流域=6.6	神田川流域=(10.5.9)	矢作川[岩津・米津]	
		幸田町	須美川(赤野)流域=21, 須美川(新役場付近)流域=10.2, 相見川流域=9.8	須美川(赤野)流域=(10.3.7), 須美川(新役場付近)流域=(10.9.1), 相見川流域=(10.8.8)	矢作川[岩津]	須美川(赤野)流域=22.9, 須美川(新役場付近)流域=11.2, 相見川流域=9.8	須美川(赤野)流域=(8.10), 相見川流域=(8.7.9)	矢作川[岩津]	
		西三河北西部	家下川流域=8.2, 巴川流域=40.2, 安永川流域=4.8, 加納川流域=3.5, 逢妻男川流域=9.1, 逢妻女川流域=11.7, 逢妻女川流域=16.1	家下川流域=(10.7.3), 巴川流域=(10.36.1), 安永川流域=(10.4.8), 加納川流域=(10.5.8), 逢妻男川流域=(10.11.2), 逢妻女川流域=(10.15.7), 逢妻女川流域=(10.58.5)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]	家下川流域=9, 巴川流域=40.7, 安永川流域=7.3, 加納川流域=7.2, 逢妻男川流域=9.5, 逢妻女川流域=12.2, 逢妻女川流域=17.6	家下川流域=(10.8.1), 巴川流域=(10.36.6), 安永川流域=(10.6.2), 加納川流域=(10.6.4), 逢妻男川流域=(10.10.9), 逢妻女川流域=(10.15.8), 逢妻女川流域=(10.58.5)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]	
		西三河北東部	みよし市	境川流域=12.5	--	--	境川流域=14.2	--	--
	東三河北部	豊田市東部	矢作川流域=53.1, 名倉川流域=20.8, 巴川流域=33.2, 阿彌川流域=13.7, 大桑川流域=12.4	矢作川流域=(11.47.7), (追加), 阿彌川流域=(11.12.2), 大桑川流域=(11.11.1)	--	矢作川流域=58.1, 巴川流域=20.4, 巴川流域=36.2, 阿彌川流域=15.8, 大桑川流域=12.2	矢作川流域=(11.52.2), 巴川流域=(13.30.9), 阿彌川流域=(11.14.2), 大桑川流域=(11.10.9)	--	
	東三河南部	豊田市西部	宇連川流域=31.2, 当貝津川流域=16.9, 海老川流域=18, 巴川(豊川水系)流域=15.5, 巴川(矢作川水系)流域=19.8	--	豊川及び豊川放水路[石田]	宇連川流域=32.4, 当貝津川流域=16.6, 海老川流域=18.1, 巴川(豊川水系)流域=18.1, 巴川(矢作川水系)流域=20.5	--	豊川及び豊川放水路[石田]	
	東三河中部	設楽町	大入川流域=11.1, 当貝津川流域=19.6, 豊川流域=33.3, 名倉川流域=9.6	--	--	大入川流域=12, 当貝津川流域=19.3, 豊川流域=31.9, 名倉川流域=15	--	--	
	東三河南部	豊橋市	大入川流域=29.7, 大入川流域=29.2, 古真立川流域=14.2	--	--	大入川流域=28.6, 大入川流域=21.9, 古真立川流域=15.6	--	--	
	東三河南部	豊橋市	神田川流域=10.7, 間川流域=6.6, 柳生川流域=7.5, 梅田川流域=12.8, 絹田川流域=3.5, 豊川流域=5.4	間川流域=(12.5.9), 柳生川流域=(12.6.7), 梅田川流域=(12.9.4), 内張川流域=(12.4.8), 豊川流域=(16.45.3)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]	神田川流域=12, 間川流域=5.5, 柳生川流域=9.8, 梅田川流域=12.1, 内張川流域=3, 豊川流域=5.4	間川流域=(12.7.6), 柳生川流域=(12.8.8), 梅田川流域=(12.11), 内張川流域=(12.4.8), 豊川流域=(16.44.9)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]	
	東三河南部	豊川市	佐奈川流域=13.3, 白川流域=10.5, 音羽川流域=12.6	(追加)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]	佐奈川流域=13.5, 白川流域=11.4, 音羽川流域=12.9	豊川流域=(17.45.4)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]	
	東三河南部	蒲郡市	西田川流域=8.7, 逢倉川流域=7.5, 汐川流域=19.8	--	--	西田川流域=9, 逢倉川流域=2	--	--	
	東三河南部	田原市	汐川流域=18.8, 新堀川流域=6.8, 免々田川流域=6.2, 天白川流域=6.7	汐川流域=(12.15.1), 天白川流域=(12.6.3)	--	汐川流域=13.8, 新堀川流域=6.8, 免々田川流域=8.2, 天白川流域=7.5	汐川流域=(12.13.7), 天白川流域=(12.7.1)	--	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																																
158	<p>(別表3)大雨注意報基準 令和元年5月29日現在</p> <table border="1" data-bbox="219 236 1070 496"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>尾張西部</td> <td>扶桑町</td> <td style="color: red;">12</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	(略)				尾張西部	扶桑町	12	127	(略)				<p>(別表3)大雨注意報基準 令和3年6月8日現在</p> <table border="1" data-bbox="1126 236 1977 496"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>尾張西部</td> <td>扶桑町</td> <td style="color: red;">11</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	(略)				尾張西部	扶桑町	11	127	(略)				
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																
(略)																																			
尾張西部	扶桑町	12	127																																
(略)																																			
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																
(略)																																			
尾張西部	扶桑町	11	127																																
(略)																																			
160	<p>(別表4)洪水注意報基準 令和元年5月29日現在</p>	<p>(別表4)洪水注意報基準 令和3年6月8日現在</p>																																	

愛知県水防計画

頁	変更前 (令和2年度)				変更後 (令和3年度)				備考							
	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	新基準 複合基準*	指定河川洪水予報による基準	市町村等名をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準		新基準 複合基準*	指定河川洪水予報による基準					
尾張東部	名古屋市	堀川流域=16.2, 荒子川流域=18.5, 地蔵川流域=8.4, 香流川流域=11.8, 戸田川流域=5.2, 山崎川流域=10.5, 扇川流域=7.6	堀川流域=(11.12.8), 荒子川流域=(7.16.11), 地蔵川流域=(7.8.2), 香流川流域=(7.11.8), 戸田川流域=(13.2.8), 山崎川流域=(11.5.9), 扇川流域=(7.7.6), 内田川流域=(7.17.6), 新川流域=(7.19.6), 矢田川流域=(11.17.9), 天白川流域=(13.9.9), 日光川流域=(7.24.11)	庄内川[志段味・枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水系 天白川[天白川], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	堀川流域=20.4, 荒子川流域=12.3, 地蔵川流域=8.1, 香流川流域=11.6, 戸田川流域=5.8, 山崎川流域=9.9, 扇川流域=10.2	庄内川[志段味・枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水系 天白川[天白川], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	名古屋市	堀川流域=(7.15.8), 荒子川流域=(7.11.6), 地蔵川流域=(7.7.7), 香流川流域=(7.11.6), 戸田川流域=(11.4.8), 山崎川流域=(7.9.5), 扇川流域=(7.10.2), 庄内川流域=(11.26.9), 新川流域=(7.20.4), 矢田川流域=(11.19.7), 天白川流域=(13.10.5), 日光川流域=(7.24.5)	庄内川[志段味]							
											瀬戸市	水野川流域=10.4, 矢田川流域=13.8	水野川流域=(7.10.4), 矢田川流域=(7.13.8), 庄内川流域=(7.37)	庄内川[志段味]	水野川流域=7.13, 矢田川流域=15.2, 庄内川流域=7.37	庄内川[志段味]
	大山市	五条川流域=13.6, 合瀬川流域=4.6, 薬師川流域=4.9, 郷瀬川流域=7.4	五条川流域=(7.13.6), 合瀬川流域=(7.4.6), 薬師川流域=(7.4.9), 郷瀬川流域=(7.7.4), 木曾川流域=(7.67.6)	木曾川中流[犬山]	五条川流域=(6.13.3), 合瀬川流域=(6.4.8), 薬師川流域=(6.5.5), 郷瀬川流域=(6.8.8), 木曾川流域=(6.75.4)	木曾川中流[犬山]										
							小牧市	大山川流域=12.8, 合瀬川流域=3, 薬師川流域=6.8	大山川流域=(6.9.4), 合瀬川流域=(10.6.4), 薬師川流域=(6.5.8)	-	大山川流域=12.1, 合瀬川流域=9, 薬師川流域=6.7	-				
	尾張旭市	矢田川流域=15.1	矢田川流域=(7.15.1)	-	矢田川流域=17.6	-										
							豊明市	正戸川流域=5.4, 増瀬川流域=5.8	正戸川流域=(7.5.4), 増瀬川流域=(7.3.7)	愛知県境川水系 境川・蓬妻川[泉田]	正戸川流域=5.6, 増瀬川流域=5.8	愛知県境川水系 境川・蓬妻川[泉田]				
	日進市	天白川流域=8	天白川流域=(6.8)	-	天白川流域=(7.7.6)	-										
							長久手市	香流川流域=6.8	香流川流域=(7.6.8)	-	香流川流域=9.3	-				
	東郷町	境川流域=10.9	境川流域=(7.10.6)	-	境川流域=12	-										
							一宮市	五条川流域=12.8, 青木川流域=3.7, 大江用水流域=9.1, 光堂川流域=3.2, 野府川流域=3.6	五条川流域=(10.12.8), 青木川流域=(11.5.4), 大江用水流域=(8.5.5), 光堂川流域=(6.2), 野府川流域=(6.3), 木曾川流域=(6.86), 日光川流域=(10.8)	木曾川中流[犬山・笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅]	五条川流域=12.9, 青木川流域=5.9, 大江用水流域=(7.5.11), 光堂川流域=5, 野府川流域=(7.3.6), 木曾川流域=(11.77.5), 日光川流域=(7.9)	木曾川中流[犬山・笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅]				
	津島市	善太川流域=6.7	善太川流域=(10.5.4), 日光川流域=(10.16.5)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬]	善太川流域=6, 日光川流域=(11.4.7)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬]										
江南市							五条川流域=14.2, 青木川流域=6.4, 日光川流域=3.2	五条川流域=(9.11.8), 青木川流域=(5.5), 日光川流域=(8.1.7)	木曾川中流[犬山]	五条川流域=14.3, 青木川流域=7.3, 日光川流域=6.1	木曾川中流[犬山]					
	稲沢市	青木川流域=11.8, 大江用水流域=10.1, 三宅川流域=5.6, 領内川流域=5.6, 福田川流域=5.5	青木川流域=(10.9.4), 大江用水流域=(5.3.7), 領内川流域=(8.4.8), 福田川流域=(5.5.3), 日光川流域=(6.1.7)	木曾川中流[笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]	青木川流域=12.5, 大江用水流域=9.8, 三宅川流域=5.6, 領内川流域=5.2, 福田川流域=8	木曾川中流[笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]										
岩倉市							五条川流域=9.9	五条川流域=(10.7.9)	-	五条川流域=9.7	-					
	愛西市	善太川流域=8.5, 領内川流域=8.8	善太川流域=(6.5.9), 領内川流域=(6.8.8), 日光川流域=(10.15.8)	木曾川中流[笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 長良川下流[長良成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]	善太川流域=8.8, 領内川流域=9.2, 日光川流域=(11.20.5)	木曾川中流[笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 長良川下流[長良成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]										
清須市							五条川流域=21	五条川流域=(9.16.9), 新川流域=(8.19.5), 五条川流域=(10.8.6)	愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	五条川流域=(10.16.6), 新川流域=(6.19.8), 五条川流域=(11.14.2), 水場川流域=(7.3.3), 合瀬川流域=(13.10.2), 新川流域=(7.22.4)	愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]					
	北名古屋市	五条川流域=10.2, 水場川流域=5, 合瀬川流域=9.2	五条川流域=(10.7.4), 新川流域=(6.22.2), 善太川流域=(6.5.6), 篠川流域=(6.9.6), 日光川流域=(6.17.8)	木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]	善太川流域=8.8, 篠川流域=10.7, 日光川流域=(10.17.4)	木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]										
弥富市							善太川流域=8.1, 篠川流域=9.8	善太川流域=(9.15.8), 蟹江川流域=(6.8.6), 福田川流域=(6.8.2), 新川流域=(4.23.1)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	五条川流域=(6.20.5), 蟹江川流域=(6.10.8), 福田川流域=(6.8.5), 新川流域=(10.22.1)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]					
	あま市	五条川流域=19.7, 蟹江川流域=10.9, 福田川流域=9.6	五条川流域=(9.15.8), 蟹江川流域=(6.8.6), 福田川流域=(6.8.2), 新川流域=(4.23.1)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	五条川流域=(6.20.5), 蟹江川流域=(6.10.8), 福田川流域=(6.8.5), 新川流域=(10.22.1)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]										
豊山町							大山川流域=17.2, 大口川流域=14	大山川流域=(10.13.8), 五条川流域=(10.11.2)	-	五条川流域=(11.11.6)	-					
	扶桑町	青木川流域=3.3	青木川流域=(5.3.3)	木曾川中流[犬山]	青木川流域=(5.3.3)	木曾川中流[犬山]										
大治町							福田川流域=10.3	福田川流域=(6.8.8), 庄内川流域=(6.25.4), 新川流域=(4.23.1)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	福田川流域=11.2, 庄内川流域=(12.27.8), 新川流域=(4.23.1)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]					
	蟹江町	蟹江川流域=8.1, 福田川流域=10.4	蟹江川流域=(10.9.1), (追加), 日光川流域=(6.17.8)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬]	蟹江川流域=(10.7.9), 福田川流域=(10.11.8), 日光川流域=(10.17.4)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬]										
飛島村							-	日光川流域=(6.28.6)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬]	日光川流域=(7.28.6)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬]					

愛知県水防計画

知多地域	半田市	阿久比川流域=15. 神戸川流域=8	阿久比川流域=(8.13.2). 神戸川流域=(8.7.1).	—
	常滑市	稲早川流域=5.7. 矢田川流域=9.9. 前山川流域=6.7.	稲早川流域=(11.4.8). 矢田川流域=(7.7.8). 前山川流域=(7.6.2).	—
	東海市	大田川流域=8.1	愛知県天白川水系 天白川〔天白川〕 愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕	大田川流域=(8.8.1) 五ヶ村川流域=(8.7.4). 鞍流瀬川流域=(8.10). 皆瀬川流域=(8.8.1). 石ヶ瀬川流域=(8.5.7). 境川流域=(13.17.8).
	大府市	五ヶ村川流域=7.4. 鞍流瀬川流域=10. 皆瀬川流域=8.1. 石ヶ瀬川流域=5.7.	五ヶ村川流域=(8.7.4). 鞍流瀬川流域=(8.9.9). 皆瀬川流域=(8.8.1). 石ヶ瀬川流域=(8.6.4).	愛知県境川水系 天白川〔天白川〕 愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕
	知多市	播磨川流域=9.9	—	—
	阿久比町	阿久比川流域=8.4	阿久比川流域=(7.8.4)	—
	東浦町	五ヶ村川流域=14.7. 明徳寺川流域=7. 石ヶ瀬川流域=10.6	五ヶ村川流域=(8.14.7). 明徳寺川流域=(8.7). 石ヶ瀬川流域=(8.10.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕
	南知多町	内海川流域=8.4	—	—
	美浜町	稲早川流域=7.8	稲早川流域=(7.7.8)	—
	武豊町	堀川流域=8.1	堀川流域=(7.7.1)	—
西三河南部	岡崎市	広田川流域=18.9. 鹿乗川流域=6. 乙川流域=22.8. 占部川流域=8.3. 砂川流域=3.2. 伊賀川流域=4	広田川流域=(6.18.9). 鹿乗川流域=(8.3.3). 乙川流域=(10.18.2). 占部川流域=(6.7.7). 砂川流域=(10.2.6). 伊賀川流域=(6.3.3). 矢作川流域=(9.70).	矢作川〔高橋・岩津〕
	碧南市	観川流域=9.9. 長田川流域=9.6	観川流域=(7.3.7). 長田川流域=(9.5.9)	矢作川〔米津〕
	刈谷市	猿渡川流域=13.3. 苑杭川流域=5.6	猿渡川流域=(6.12.9). 苑杭川流域=(8.5.3). 境川流域=(6.18.8). 逢妻川流域=(9.15.4). 鹿乗川流域=(7.7.2).	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田・一ツ木逢妻川〕
	安城市	鹿乗川流域=9.9. 西鹿乗川流域=6.4. 猿渡川流域=10.2. 長田川流域=9. 半場川流域=5	西鹿乗川流域=(11.5.2). 猿渡川流域=(7.10.2). 長田川流域=(9.5.5). 半場川流域=(7.4.8). 矢作川流域=(11.47.6)	矢作川〔岩津〕
	西尾市	矢作吉川流域=4. 北浜川流域=8.4. 広田川流域=19.1. 矢崎川流域=6.9. 新餅川流域=5.3	北浜川流域=(5.6.5). 矢崎川流域=(5.6.6). (追加). 矢作川流域=(5.74.8)	矢作川〔岩津・米津〕
	知立市	猿渡川流域=9.6	猿渡川流域=(9.9.6). 逢妻川流域=(6.19.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔一ツ木逢妻川〕
	高浜市	種田川流域=4.4	種田川流域=(7.4.4)	—
	幸田町	広田川(永野)流域=16.8. 須美川流域=3.2. 広田川(町役場付近)流域=8.1. 相見川流域=7.8	須美川流域=(6.3.2). 広田川(町役場付近)流域=(6.8.1). 相見川流域=(6.7.1).	—
	豊田市西部	家下川流域=6.5. 巴川流域=32.1. 安永川流域=6.8. 加納川流域=5.2. 猿渡川流域=6.5. 逢妻男川流域=9.4. 逢妻女川流域=12.9	家下川流域=(6.6.5). 巴川流域=(10.25.7). 安永川流域=(6.3.8). 加納川流域=(10.4.2). 猿渡川流域=(6.6.5). 逢妻男川流域=(6.9.4). 逢妻女川流域=(6.12.9). 矢作川流域=(10.41.6)	矢作川〔高橋・岩津〕. 愛知県境川水系 境川・逢妻川〔一ツ木逢妻川〕
	みよし市	境川流域=10	境川流域=(7.10)	—
西三河北東部	豊田市東部	矢作川流域=42.4. 名倉川流域=16.6. 巴川流域=26.5. 阿彌川流域=10.8. 大倉山流域=9.8	矢作川流域=(11.33.9). 名倉川流域=(11.13.9). 巴川流域=(13.26.5). 阿彌川流域=(11.8.8). 大倉山流域=(11.7.9)	—
	新城市	宇津川流域=24.9. 当貝津川流域=13.4. 海老川流域=14.4. 巴川(豊川水系)流域=12.4. 大入川流域=8.9. 当貝津川流域=15.6. 豊川流域=26.8. 名倉川流域=7.6	当貝津川流域=(13.10.8). 海老川流域=(7.14.4). 巴川(矢作川水系)流域=(12.12.6). 豊川流域=(12.37.8).	豊川及び豊川放水路〔石田〕
東三河北部	設楽町	大入川流域=8.9. 当貝津川流域=15.6. 豊川流域=26.8. 名倉川流域=7.6	当貝津川流域=(13.12.5).	—
	東栄町	大子瀬川流域=23.7. 大入川流域=18.1. 吉妻川流域=11.3	—	—
東三河南部	豊橋市	神田川流域=8.5. 間川流域=9.2. 柳生川流域=6. 梅田川流域=8. 紙田川流域=10.2. 内瀬川流域=7.6. 内瀬川流域=4.9. 佐奈川流域=10.6.	間川流域=(12.5.2). 柳生川流域=(8.6). 梅田川流域=(10.6.6). 紙田川流域=(8.7.4). 内瀬川流域=(8.4.3). 豊川流域=(13.35.8). 佐奈川流域=(6.10.6).	豊川及び豊川放水路〔石田・当古・放水路第1〕
	豊川市	白川流域=8.4. 豊川流域=10	白川流域=9.1. 豊川流域=(6.49.3)	豊川及び豊川放水路〔石田・当古・放水路第1〕
	蒲郡市	西田川流域=7. 逢合川流域=8	落合川流域=(6.6)	—
	田原市	夕川流域=3.4. 新堀川流域=5.4. 免々田川流域=4.9. 天白川流域=5.3	夕川流域=(12.5.6). 新堀川流域=(12.4.3). 免々田川流域=(12.3.9). 天白川流域=(7.4.8)	—
	半田市	阿久比川流域=16.2. 神戸川流域=9	阿久比川流域=(6.13.8). 神戸川流域=(8.7.5).	—
	常滑市	稲早川流域=5.6. 矢田川流域=11.8. 前山川流域=6	稲早川流域=(11.4.5). 矢田川流域=(7.7.8). 前山川流域=(7.6.2).	—
	東海市	大田川流域=10.9	大田川流域=(7.10.9)	愛知県天白川水系 天白川〔天白川〕
	大府市	五ヶ村川流域=7.4. 鞍流瀬川流域=9.5. 皆瀬川流域=8.1. 石ヶ瀬川流域=6.4	五ヶ村川流域=(8.7.4). 鞍流瀬川流域=(8.9.9). 皆瀬川流域=(8.8.1). 石ヶ瀬川流域=(8.6.4).	愛知県境川水系 天白川〔天白川〕 愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕
	知多市	播磨川流域=9	播磨川流域=(7.8)	—
	阿久比町	阿久比川流域=11.1	阿久比川流域=(7.11.1)	—
東浦町	五ヶ村川流域=14.3. 明徳寺川流域=7. 石ヶ瀬川流域=14.4	五ヶ村川流域=(14.3). 明徳寺川流域=(8.7). 石ヶ瀬川流域=(12.11.5)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕	
南知多町	内海川流域=8.4	内海川流域=(8.8.4)	—	
美浜町	稲早川流域=7.8	稲早川流域=(8.7.8)	—	
武豊町	堀川流域=8.1	堀川流域=(7.8.1)	—	
西三河北部	岡崎市	広田川流域=18.4. 鹿乗川流域=5.3. 乙川流域=22.8. 占部川流域=8.2. 砂川流域=3.8. 伊賀川流域=7.4	広田川流域=(6.18.4). 鹿乗川流域=(6.4.6). 乙川流域=(12.22.8). 占部川流域=(6.7.7). 砂川流域=(10.3.3). 伊賀川流域=(7.4)	矢作川〔高橋・岩津〕
	碧南市	観川流域=8.4. 長田川流域=8.4	観川流域=(6.8). 長田川流域=(10.5.1)	矢作川〔米津〕
	刈谷市	猿渡川流域=13.2. 苑杭川流域=7.4	猿渡川流域=(6.13). 苑杭川流域=(6.7.4). 境川流域=(6.21.8). 逢妻川流域=(6.19)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田・一ツ木逢妻川〕
	安城市	鹿乗川流域=9.6. 西鹿乗川流域=6. 猿渡川流域=10.7. 長田川流域=8.2. 半場川流域=5.3	鹿乗川流域=(10.7.2). 西鹿乗川流域=(6.4.4). 猿渡川流域=(6.10.7). 長田川流域=(6.4.4). 半場川流域=(8.4.9).	矢作川〔岩津〕
	西尾市	矢作吉川流域=4.3. 北浜川流域=8.1. 広田川流域=19.2. 矢崎川流域=7.2. 新餅川流域=5.7	北浜川流域=(5.8.2). 矢崎川流域=(8.6.7). 新餅川流域=(5.6.7). 矢作川流域=(5.74.5)	矢作川〔岩津・米津〕
	知立市	猿渡川流域=9.1	猿渡川流域=(10.7.3). 逢妻川流域=(6.19.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔一ツ木逢妻川〕
	高浜市	種田川流域=5	種田川流域=(6.5)	—
	幸田町	広田川(永野)流域=18.3. 須美川流域=3.3. 広田川(町役場付近)流域=8.9. 相見川流域=7	須美川流域=(5.3.3). 広田川(町役場付近)流域=(5.8.9). 相見川流域=(5.6.6).	—
	豊田市西部	家下川流域=7.2. 巴川流域=32.5. 安永川流域=6.8. 加納川流域=5.1. 猿渡川流域=7.6. 逢妻男川流域=9.7. 逢妻女川流域=12.4	家下川流域=(6.7.2). 巴川流域=(10.26). 安永川流域=(6.6.8). 加納川流域=(10.5.7). 猿渡川流域=(6.7.6). 逢妻男川流域=(6.9.7). 逢妻女川流域=(6.12.4). 矢作川流域=(10.41.6)	矢作川〔高橋・岩津〕. 愛知県境川水系 境川・逢妻川〔一ツ木逢妻川〕
	みよし市	境川流域=11.3	境川流域=(6.11.3)	—
西三河北東部	豊田市東部	矢作川流域=46.4. 名倉川流域=16.3. 巴川流域=28.3. 阿彌川流域=12.6. 大倉山流域=9.7	矢作川流域=(11.37.1). 名倉川流域=(11.13). 巴川流域=(13.26.5). 阿彌川流域=(11.10.1). 大倉山流域=(11.9.7)	—
	新城市	宇津川流域=25.9. 当貝津川流域=13.2. 海老川流域=12.6. 巴川(豊川水系)流域=14.4. 巴川(矢作川水系)流域=16.4	宇津川流域=(25.9). 海老川流域=(6.12.6). 巴川(豊川水系)流域=(14.16.4). 豊川流域=(13.37.8).	豊川及び豊川放水路〔石田〕
東三河北部	設楽町	大入川流域=8.9. 当貝津川流域=15.4. 豊川流域=25.5. 名倉川流域=12	当貝津川流域=(11.12.3).	—
	東栄町	大子瀬川流域=22.8. 大入川流域=12.5. 吉妻川流域=12.4	—	—
東三河南部	豊橋市	神田川流域=8.6. 間川流域=8.8. 柳生川流域=7.8. 梅田川流域=12.1. 紙田川流域=7.2. 内瀬川流域=4.9	間川流域=(12.6.8). 柳生川流域=(7.7.8). 梅田川流域=(9.7.5). 紙田川流域=(12.5.8). 内瀬川流域=(7.4.3). 豊川流域=(13.35.8).	豊川及び豊川放水路〔石田・当古・放水路第1〕
	豊川市	佐奈川流域=10.8. 白川流域=9.1. 豊川流域=10.3	佐奈川流域=(6.10.5). 白川流域=(10.10.3). 豊川流域=(9.40.9)	豊川及び豊川放水路〔石田・当古・放水路第1〕
蒲郡市	西田川流域=7.2. 逢合川流域=6.5	落合川流域=(6.6.5)	—	
田原市	夕川流域=3.4. 新堀川流域=5.4. 免々田川流域=6.5. 天白川流域=6	夕川流域=(12.5.6). 新堀川流域=(12.4.3). 免々田川流域=(12.5.2). 天白川流域=(7.5.4)	—	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																				
168	<p>第二節 水防に関連する予報・警報の伝達</p> <p>1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ） （略） 注2）愛知県から市町村、市町村から住民への経路（追加）は、特別警報が発表された際に、通知<u>もしくは</u>周知の措置が義務づけられている。</p>	<p>第二節 水防に関連する予報・警報の伝達</p> <p>1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ） （略） 注2）愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知<u>又は</u>周知の措置が義務づけられている。</p>	記載漏れの内容の追記及び表記の整理																				
169	<p>2 津波警報等の伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ） （略） 注2）愛知県から市町村、市町村から住民への経路（追加）は、特別警報が発表された際に、通知<u>もしくは</u>周知の措置が義務づけられている。</p>	<p>2 津波警報等の伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ） （略） 注2）愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知<u>又は</u>周知の措置が義務づけられている。</p>																					
	第七章 水防警報	第七章 水防警報																					
172	<p>第二節 水防警報を行う河川及び海岸</p> <p>1 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域 （略） （2）津波に関する区域</p> <table border="1"> <tr> <td>河川名</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊川放水路</td> <td>右岸：河口から<u>幹線</u>分流点まで 左岸：河口から<u>幹線</u>分流点まで</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	河川名	位置	（略）		豊川放水路	右岸：河口から <u>幹線</u> 分流点まで 左岸：河口から <u>幹線</u> 分流点まで	<p>第二節 水防警報を行う河川及び海岸</p> <p>1 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域 （略） （2）津波に関する区域</p> <table border="1"> <tr> <td>河川名</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊川放水路</td> <td>右岸：河口から<u>幹川</u>分流点まで 左岸：河口から<u>幹川</u>分流点まで</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	河川名	位置	（略）		豊川放水路	右岸：河口から <u>幹川</u> 分流点まで 左岸：河口から <u>幹川</u> 分流点まで	誤字の修正								
河川名	位置																						
（略）																							
豊川放水路	右岸：河口から <u>幹線</u> 分流点まで 左岸：河口から <u>幹線</u> 分流点まで																						
河川名	位置																						
（略）																							
豊川放水路	右岸：河口から <u>幹川</u> 分流点まで 左岸：河口から <u>幹川</u> 分流点まで																						
174	<p>第三節 水防警報を発する基準</p> <p>1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発令基準 （1）国土交通大臣が水防警報を行う河川（単位：メートル） ①降雨等による河川の洪水に関するもの</p> <table border="1"> <tr> <td>河川</td> <td>観測所名</td> <td>所在地（位置）</td> <td>水防団待機水位（通報水位）</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）</td> <td>出動水位</td> <td>計画高水位</td> <td>堤防高上：左岸</td> <td>発表者（量水標管）</td> <td>対象団体</td> </tr> </table>	河川	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	計画高水位	堤防高上：左岸	発表者（量水標管）	対象団体	<p>第三節 水防警報を発する基準</p> <p>1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発表基準 （1）国土交通大臣が水防警報を行う河川（単位：メートル） ①降雨等による河川の洪水に関するもの</p> <table border="1"> <tr> <td>河川</td> <td>観測所名</td> <td>所在地（位置）</td> <td>水防団待機水位（通報水位）</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）</td> <td>出動水位</td> <td>計画高水位</td> <td>堤防高上：左岸</td> <td>発表者（量水標管）</td> <td>対象団体</td> </tr> </table>	河川	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	計画高水位	堤防高上：左岸	発表者（量水標管）	対象団体	表記の整理
河川	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	計画高水位	堤防高上：左岸	発表者（量水標管）	対象団体														
河川	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	計画高水位	堤防高上：左岸	発表者（量水標管）	対象団体														

愛知県水防計画

頁	変更前 (令和2年度)								変更後 (令和3年度)								備考	
							下:右岸	理指)							下:右岸	理指)		
木曾川	犬山	犬山市栗栖 (左岸59.7km付近)	5.80	9.20	10.40	14.21	—	木曾川上流河川事務所長	愛知県尾張水害予防組合	犬山	犬山市栗栖 (左岸59.7km付近)	5.80	9.20	10.40	14.22	—	木曾川上流河川事務所長	愛知県尾張水害予防組合
	笠松	岐阜県羽島郡笠松町柳原 (右岸40.3km付近)	7.60	10.40	11.30	14.15	16.54 16.33			笠松	岐阜県羽島郡笠松町柳原町 (右岸40.2km付近)	7.60	10.40	11.30	14.15	16.54 16.33		
	起	一宮市起 (左岸34.3km付近)	1.50	4.00	4.80	7.36	9.10 9.68	木曾川下流河川事務所長	海部地区水防事務組合	起	一宮市起 (左岸34.3km付近)	1.50	4.00	4.80	7.36	9.10 9.68	木曾川下流河川事務所長	海部地区水防事務組合
	木曾成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (右岸24.0km付近)	4.40	5.80	6.40	8.95	11.4 9.3			木曾成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (右岸24.4km付近)	4.40	5.80	6.40	8.95	11.4 9.3		
葛木	愛西市葛木町 (左岸18.3km付近)	5.00	6.40	6.90	9.89	10.8 11.9			葛木	愛西市葛木町 (左岸18.3km付近)	5.00	6.40	6.90	9.89	10.8 11.9			

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）								変更後（令和3年度）								備考		
176		弥富	弥富市 小島町 (左岸 8.8km付 近)	4.10	4.70	5.10	7.24	8.9 7.9											
		長良川	長良成戸	岐阜県 海津市 海津町 成戸 (左岸2 4.1km付 近)	3.00	4.50	5.60	7.42	10.1 9.5										
	(略)																		
(略)																			
(3) 知事が水防警報を行う海岸																			
(略)																			
※1・・・ 発令 対象に海部地区水防事務組合を含む																			
(略)																			
第五節 水防警報発表受報様式																			
185	2 河川水防警報知事発表様式								2 河川水防警報知事発表様式								表記の整理		

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																																																				
	<p>3 海岸水防警報知事発表受報様式</p> <p>高潮水防警報 第__号（準備・出動・情報）※○で囲む</p> <p>令和__年__月__日__時__分 愛知県〇〇建設事務所長発表</p> <p>高潮水防警報 <u>発令</u>市町村（○を付した市町村）</p> <table border="1" data-bbox="203 405 938 523"> <tr> <td>名古屋市</td> <td>弥富市</td> <td>飛島村</td> <td>半田市</td> <td>常滑市</td> <td>東海市</td> <td>知多市</td> <td>東浦町</td> <td>南知多町</td> <td>美浜町</td> </tr> <tr> <td>武豊町</td> <td>西尾市</td> <td>碧南市</td> <td>刈谷市</td> <td>高浜市</td> <td>豊橋市</td> <td>豊川市</td> <td>蒲郡市</td> <td>田原市</td> <td></td> </tr> </table> <p>※管内全ての市町村に送付しています。</p> <p>名古屋地方気象台は、__月__日__時__分 上記地域の高潮（注意報・警報）を発表しました。</p> <p>準備</p> <p>各市町村の最高潮位は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高__m・弥富市 標高__m・飛島村 標高__m 半田市 標高__m・常滑市 標高__m・東海市 標高__m 知多市 標高__m・東浦町 標高__m・南知多町 標高__m 美浜町（伊勢湾） 標高__m・美浜町（知多湾） 標高__m 武豊町 標高__m・西尾市 標高__m・碧南市 標高__m 刈谷市 標高__m・高浜市 標高__m・豊橋市（三河湾） 標高__m 豊橋市（外海） 標高__m・豊川市 標高__m・蒲郡市 標高__m 田原市（三河湾） 標高__m・田原市（外海） 標高__m</p> <p>水防の準備に入り、厳重に警戒してください。</p> <p>出動</p> <p>各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高__m・弥富市 標高__m・飛島村 標高__m 半田市 標高__m・常滑市 標高__m・東海市 標高__m 知多市 標高__m・東浦町 標高__m・南知多町 標高__m 美浜町（伊勢湾） 標高__m・美浜町（知多湾） 標高__m 武豊町 標高__m・西尾市 標高__m・碧南市 標高__m 刈谷市 標高__m・高浜市 標高__m・豊橋市（三河湾） 標高__m 豊橋市（外海） 標高__m・豊川市 標高__m・蒲郡市 標高__m 田原市（三河湾） 標高__m・田原市（外海） 標高__m</p> <p>海岸堤防を巡視・警戒し、防潮扉等の管理、操作に万全を期してください。</p> <p>情報</p> <table border="1" data-bbox="647 1235 904 1321"> <tr> <td>受報日時</td> <td>受報者</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td></td> </tr> </table>	名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市		受報日時	受報者	月 日		時 分		<p>3 海岸水防警報知事発表受報様式</p> <p>高潮水防警報 第__号（準備・出動・情報）※○で囲む</p> <p>令和__年__月__日__時__分 愛知県〇〇建設事務所長発表</p> <p>高潮水防警報 <u>発表</u>市町村（○を付した市町村）</p> <table border="1" data-bbox="1111 405 1845 523"> <tr> <td>名古屋市</td> <td>弥富市</td> <td>飛島村</td> <td>半田市</td> <td>常滑市</td> <td>東海市</td> <td>知多市</td> <td>東浦町</td> <td>南知多町</td> <td>美浜町</td> </tr> <tr> <td>武豊町</td> <td>西尾市</td> <td>碧南市</td> <td>刈谷市</td> <td>高浜市</td> <td>豊橋市</td> <td>豊川市</td> <td>蒲郡市</td> <td>田原市</td> <td></td> </tr> </table> <p>※管内全ての市町村に送付しています。</p> <p>名古屋地方気象台は、__月__日__時__分 上記地域の高潮（注意報・警報）を発表しました。</p> <p>準備</p> <p>各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高__m・弥富市 標高__m・飛島村 標高__m 半田市 標高__m・常滑市 標高__m・東海市 標高__m 知多市 標高__m・東浦町 標高__m・南知多町 標高__m 美浜町（伊勢湾） 標高__m・美浜町（知多湾） 標高__m 武豊町 標高__m・西尾市 標高__m・碧南市 標高__m 刈谷市 標高__m・高浜市 標高__m・豊橋市（三河湾） 標高__m 豊橋市（外海） 標高__m・豊川市 標高__m・蒲郡市 標高__m 田原市（三河湾） 標高__m・田原市（外海） 標高__m</p> <p>水防の準備に入り、厳重に警戒してください。</p> <p>出動</p> <p>各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高__m・弥富市 標高__m・飛島村 標高__m 半田市 標高__m・常滑市 標高__m・東海市 標高__m 知多市 標高__m・東浦町 標高__m・南知多町 標高__m 美浜町（伊勢湾） 標高__m・美浜町（知多湾） 標高__m 武豊町 標高__m・西尾市 標高__m・碧南市 標高__m 刈谷市 標高__m・高浜市 標高__m・豊橋市（三河湾） 標高__m 豊橋市（外海） 標高__m・豊川市 標高__m・蒲郡市 標高__m 田原市（三河湾） 標高__m・田原市（外海） 標高__m</p> <p>海岸堤防を巡視・警戒し、防潮扉等の管理、操作に万全を期してください。</p> <p>情報</p> <table border="1" data-bbox="1559 1235 1816 1321"> <tr> <td>受報日時</td> <td>受報者</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時 分</td> <td></td> </tr> </table>	名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市		受報日時	受報者	月 日		時 分		
名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町																																														
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市																																															
受報日時	受報者																																																						
月 日																																																							
時 分																																																							
名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町																																														
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市																																															
受報日時	受報者																																																						
月 日																																																							
時 分																																																							

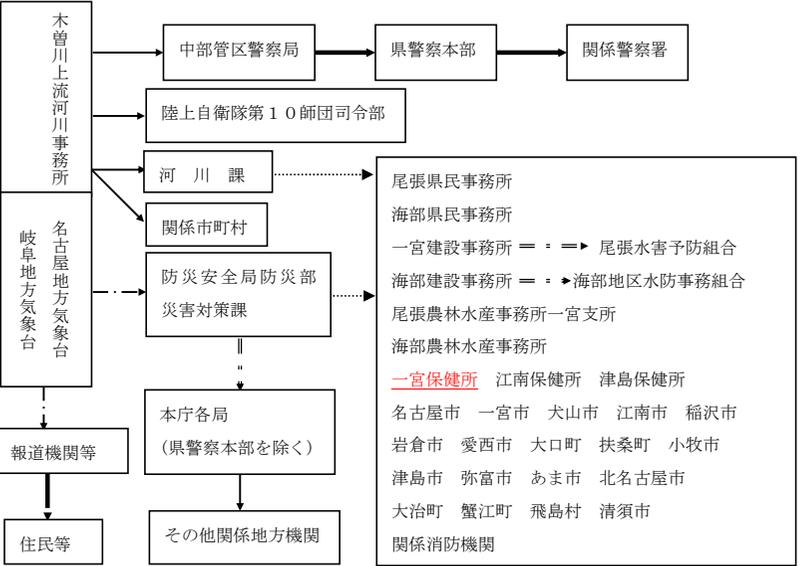
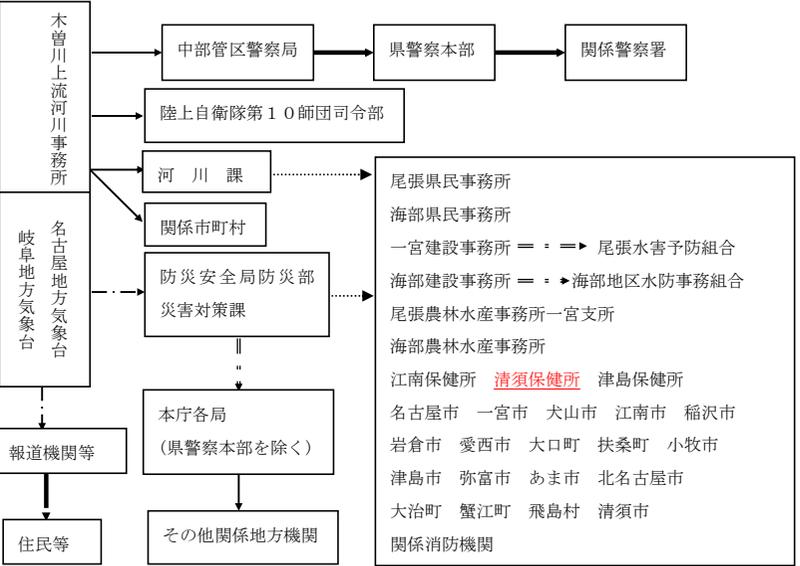
愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																														
	第八章 洪水予報	第八章 洪水予報																															
	第四節 洪水予報の種類等と発表基準	第四節 洪水予報の種類等と発表基準																															
193	<p>1 木曾川、長良川、庄内川※）、矢作川、豊川及び豊川放水路、<u>新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川</u></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「洪水警報」</td> <td rowspan="2">「氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報（洪水）】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</u> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(追加)</u> 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき </td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（木曾川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路、<u>日光川、境川・逢妻川</u>）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	(略)	(略)	(略)	(略)	「洪水警報」	「氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</u> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 	(略)	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(追加)</u> 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 	<p>1 木曾川、長良川、庄内川※）、矢作川、豊川及び豊川放水路 <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「洪水警報」</td> <td rowspan="2">「氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報（洪水）】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <u>(削除)</u> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>氾濫発生情報</u>、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき </td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（木曾川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路 <u>(削除)</u>）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>注3：国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川</u></p>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	(略)	(略)	(略)	(略)	「洪水警報」	「氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <u>(削除)</u> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 	(略)	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>氾濫発生情報</u>、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 	洪水予報等の運用の見直しに伴う変更
種類	情報名	発表基準																															
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
「洪水警報」	「氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</u> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 																															
		(略)																															
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(追加)</u> 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 																															
種類	情報名	発表基準																															
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
「洪水警報」	「氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <u>(削除)</u> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 																															
		(略)																															
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>氾濫発生情報</u>、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 																															

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考															
	<p>(追加)</p>	<p>氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。</p> <p>2 新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 355 1261 395">種類</th> <th data-bbox="1261 355 1485 395">情報名</th> <th data-bbox="1485 355 1973 395">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 395 1261 499">「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」</td> <td data-bbox="1261 395 1485 499">「氾濫発生情報」【警戒レベル5相当情報（洪水）】</td> <td data-bbox="1485 395 1973 499"> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 499 1261 1026">「洪水警報」</td> <td data-bbox="1261 499 1485 1026">「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報（洪水）】</td> <td data-bbox="1485 499 1973 1026"> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1026 1261 1233">「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」</td> <td data-bbox="1261 1026 1485 1233">「氾濫警戒情報」【警戒レベル3相当情報（洪水）】</td> <td data-bbox="1485 1026 1973 1233"> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1233 1261 1441">「洪水注意報（警報解除）」</td> <td data-bbox="1261 1233 1485 1441">「氾濫注意情報（警戒情報解除）」</td> <td data-bbox="1485 1233 1973 1441"> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） </td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」【警戒レベル5相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき 	「洪水警報」	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫警戒情報」【警戒レベル3相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 	「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 	
種類	情報名	発表基準																
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」【警戒レベル5相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき 																
「洪水警報」	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 																
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫警戒情報」【警戒レベル3相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 																
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 																

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考
		<p>「洪水注意報解除」</p> <p>「氾濫注意情報解除」</p> <p>・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</p> <p>注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（日光川及び境川・逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。</p> <p>注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。</p>	
194	<p>第五節 洪水予報伝達系統</p> <p>1 国土交通大臣が指定した河川</p> <p>(1) 木曾川（中流）</p>  <p>(略)</p>	<p>第五節 洪水予報伝達系統</p> <p>1 国土交通大臣が指定した河川</p> <p>(1) 木曾川（中流）</p>  <p>(略)</p>	伝達機関の変更

愛知県水防計画

頁	変更前 (令和2年度)	変更後 (令和3年度)	備考
198	<p>2 知事が指定した河川 (略)</p> <p>(3) 日光川</p> <p>(略)</p>	<p>2 知事が指定した河川 (略)</p> <p>(3) 日光川</p> <p>(略)</p>	
	<p>第六節 洪水予報発表文例</p>	<p>第六節 洪水予報発表文例</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																																																																												
199	<p style="text-align: center;">愛知県庄内川水系 新川氾濫注意情報</p> <p style="text-align: center;">愛知県庄内川水系 新川洪水予報第〇号 洪水注意報（発表） 令和〇年〇月〇日〇時〇分 愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表</p> <p>（見出し） 【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】愛知県庄内川水系 新川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み</p> <p>（主 文） 【警戒レベル2相当】新川の水場川外水位水位観測所（清須市）では、〇日〇時〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</p> <p>（雨量） 多いところで1時間に〇ミリの雨が降っています。 この雨は当分この状態が続くでしょう。</p> <table border="1" data-bbox="264 730 936 826"> <thead> <tr> <th>流域</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川流域</td> <td>〇〇ミリ</td> <td>〇〇ミリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>（水位） 愛知県庄内川水系 新川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1" data-bbox="264 922 1025 1058"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">水位危険度</th> </tr> <tr> <th>水位(m)又は流量(m³/s)</th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水場川外水位 水位観測所 (清須市)</td> <td>〇日〇時〇分の状況</td> <td>〇〇-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>水位のグラフは各水位間を按分したものです。 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。 なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。</p> <p>（追加）</p>	流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み	新川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度					水位(m)又は流量(m ³ /s)	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	水場川外水位 水位観測所 (清須市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇-				〇日〇時〇分の予測	〇〇-				〇日〇時〇分の予測	〇〇-				〇日〇時〇分の予測	〇〇-				<p style="text-align: center;">愛知県庄内川水系 新川氾濫注意情報</p> <p style="text-align: center;">愛知県庄内川水系 新川洪水予報第〇号 洪水注意報（発表） 令和〇年〇月〇日〇時〇分 愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表</p> <p>（見出し） 【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】愛知県庄内川水系 新川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み</p> <p>（主 文） 【警戒レベル2相当】新川の水場川外水位水位観測所（清須市）では、（削除）「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</p> <p>（雨量） 所により1時間に〇ミリの雨が降っています。 今後もこの雨は降り続く見込みです。</p> <table border="1" data-bbox="1171 707 1843 802"> <thead> <tr> <th>流域</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川流域</td> <td>〇〇〇ミリ</td> <td>〇〇ミリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>（水位） 愛知県庄内川水系 新川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1" data-bbox="1171 906 1933 1042"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">水位危険度</th> </tr> <tr> <th>水位(m)（削除）</th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水場川外水位 水位観測所 (清須市)</td> <td>00日00時00分の状況</td> <td>xxx X -</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>00日01時00分の予測</td> <td>xxx X -</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>00日02時00分の予測</td> <td>xxx X -</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>00日03時00分の予測</td> <td>xxx X -</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>水位のグラフは各水位間を按分したものです。 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。 なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。</p> <p>（注意事項）</p>	流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み	新川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度					水位(m) （削除）	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	水場川外水位 水位観測所 (清須市)	00日00時00分の状況	xxx X -				00日01時00分の予測	xxx X -				00日02時00分の予測	xxx X -				00日03時00分の予測	xxx X -				<p>洪水予報等の運用の見直しに伴う変更</p>
流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み																																																																													
新川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																													
観測所名	水位危険度																																																																														
	水位(m)又は流量(m ³ /s)	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																										
水場川外水位 水位観測所 (清須市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇-																																																																													
	〇日〇時〇分の予測	〇〇-																																																																													
	〇日〇時〇分の予測	〇〇-																																																																													
	〇日〇時〇分の予測	〇〇-																																																																													
流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み																																																																													
新川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																													
観測所名	水位危険度																																																																														
	水位(m) （削除）	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																										
水場川外水位 水位観測所 (清須市)	00日00時00分の状況	xxx X -																																																																													
	00日01時00分の予測	xxx X -																																																																													
	00日02時00分の予測	xxx X -																																																																													
	00日03時00分の予測	xxx X -																																																																													

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																																																																																																														
	<p>(参考資料)</p> <p style="text-align: right;">(単位:水位(m))</p> <table border="1" data-bbox="264 244 981 590"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>水場川外水位 水位観測所</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>清洲市</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル4水位 氾濫危険水位*</td> <td>5.20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル3水位 避難判断水位*</td> <td>4.40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル2水位 氾濫注意水位</td> <td>3.00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル1水位 水防団待機水位</td> <td>2.00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>新川</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合 の浸水想定区域</td> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" data-bbox="264 667 1075 877"> <thead> <tr> <th>水位危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。</p> <table border="1" data-bbox="264 925 981 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">(追加)川の防災情報 気象庁ホームページ</th> <th>パソコンから</th> <th>携帯電話 (追加) から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/</td> <td>http://www.kasen-owari.jp/m/</td> </tr> </tbody> </table> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p>	観測所名	水場川外水位 水位観測所				清洲市			レベル4水位 氾濫危険水位*	5.20			レベル3水位 避難判断水位*	4.40			レベル2水位 氾濫注意水位	3.00			レベル1水位 水防団待機水位	2.00			受け持ち区間	新川			氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	(追加)			水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階	(追加)川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話 (追加) から	http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/	<p>(参考資料)</p> <p style="text-align: right;">(単位:水位(m))</p> <table border="1" data-bbox="1171 244 1888 786"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>水場川外水位 水位観測所</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>清洲市</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル4水位 氾濫危険水位*</td> <td>5.20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル3水位 避難判断水位*</td> <td>4.40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル2水位 氾濫注意水位</td> <td>3.00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル1水位 水防団待機水位</td> <td>2.00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>新川 左岸 名古屋市西区、名古屋市中川区、清洲市、あま市、海部郡大治町 右岸 名古屋市北区、名古屋市西区、名古屋市中川区、名古屋市中津区、清洲市、北名古屋市、あま市、海部郡大治町</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合 の浸水想定区域</td> <td>愛知県名古屋市西区- 愛知県名古屋市中川区- 愛知県清洲市- 愛知県北名古屋市- 愛知県あま市- 愛知県大治町- 愛知県豊山町- 愛知県蟹江町</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" data-bbox="1171 874 1982 1077"> <thead> <tr> <th>水位危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。</p> <table border="1" data-bbox="1171 1125 1888 1212"> <thead> <tr> <th rowspan="2">愛知県川の防災情報 気象庁ホームページ</th> <th>パソコンから</th> <th>携帯電話・スマホから</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/</td> <td>https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/</td> </tr> </tbody> </table> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p>	観測所名	水場川外水位 水位観測所				清洲市			レベル4水位 氾濫危険水位*	5.20			レベル3水位 避難判断水位*	4.40			レベル2水位 氾濫注意水位	3.00			レベル1水位 水防団待機水位	2.00			受け持ち区間	新川 左岸 名古屋市西区、名古屋市中川区、清洲市、あま市、海部郡大治町 右岸 名古屋市北区、名古屋市西区、名古屋市中川区、名古屋市中津区、清洲市、北名古屋市、あま市、海部郡大治町			氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	愛知県名古屋市西区- 愛知県名古屋市中川区- 愛知県清洲市- 愛知県北名古屋市- 愛知県あま市- 愛知県大治町- 愛知県豊山町- 愛知県蟹江町			水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階	愛知県川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話・スマホから	https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/	
観測所名	水場川外水位 水位観測所																																																																																																																
	清洲市																																																																																																																
レベル4水位 氾濫危険水位*	5.20																																																																																																																
レベル3水位 避難判断水位*	4.40																																																																																																																
レベル2水位 氾濫注意水位	3.00																																																																																																																
レベル1水位 水防団待機水位	2.00																																																																																																																
受け持ち区間	新川																																																																																																																
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	(追加)																																																																																																																
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																															
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																															
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階																																																																																																															
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階																																																																																																															
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																															
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																															
(追加)川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話 (追加) から																																																																																																															
	http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/																																																																																																															
観測所名	水場川外水位 水位観測所																																																																																																																
	清洲市																																																																																																																
レベル4水位 氾濫危険水位*	5.20																																																																																																																
レベル3水位 避難判断水位*	4.40																																																																																																																
レベル2水位 氾濫注意水位	3.00																																																																																																																
レベル1水位 水防団待機水位	2.00																																																																																																																
受け持ち区間	新川 左岸 名古屋市西区、名古屋市中川区、清洲市、あま市、海部郡大治町 右岸 名古屋市北区、名古屋市西区、名古屋市中川区、名古屋市中津区、清洲市、北名古屋市、あま市、海部郡大治町																																																																																																																
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	愛知県名古屋市西区- 愛知県名古屋市中川区- 愛知県清洲市- 愛知県北名古屋市- 愛知県あま市- 愛知県大治町- 愛知県豊山町- 愛知県蟹江町																																																																																																																
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																															
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																															
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階																																																																																																															
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階																																																																																																															
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																															
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																															
愛知県川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話・スマホから																																																																																																															
	https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/																																																																																																															

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																																																																												
200	<p style="text-align: center;">愛知県天白川水系 天白川氾濫注意情報</p> <p style="text-align: center;"><small>愛知県天白川水系 天白川洪水予報第1号 洪水注意報（発表） 令和〇年〇月〇日〇時〇分 愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表</small></p> <p>（見出し） 【警戒レベル2相当情報【洪水】】愛知県天白川水系 天白川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み</p> <p>（主 文） 【警戒レベル2相当】天白川の天白川水位観測所（名古屋市）では、<u>〇日〇時〇分頃に</u>、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</p> <p>（雨量） <u>多いところで</u>1時間に〇ミリの雨が降っています。 <u>この雨は当分この状態が続くでしょう。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>流域</td> <td>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量</td> <td>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み</td> </tr> <tr> <td>天白川流域</td> <td>〇〇ミリ</td> <td>〇〇ミリ</td> </tr> </table> <p>（水位） 愛知県天白川水系 天白川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="2">水位危険度</th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水位(m)</th> <th>水防団待機</th> <th>氾濫注意</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">天白川 水位観測所 (名古屋市)</td> <td>〇日〇時〇分の状況</td> <td>〇.〇〇</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇.〇〇</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇.〇〇</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>水位のグラフは各水位間を按分したものです。 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。 なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。</small></p> <p><u>（追加）</u></p>	流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み	天白川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	天白川 水位観測所 (名古屋市)	〇日〇時〇分の状況	〇.〇〇					〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇					〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇					<p style="text-align: center;"><small>あいちけんてんぱくがわすいけい てんぱくがわ</small> 愛知県天白川水系 天白川氾濫注意情報</p> <p style="text-align: center;"><small>愛知県天白川水系 天白川洪水予報第〇号 洪水注意報（発表） 令和〇年〇月〇日〇時〇分 愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表</small></p> <p>（見出し） 【警戒レベル2相当情報【洪水】】愛知県天白川水系 天白川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み</p> <p>（主 文） 【警戒レベル2相当】天白川の天白川水位観測所（名古屋市）では、<u>（削除）</u>「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</p> <p>（雨量） <u>所により</u>1時間に〇ミリの雨が降っています。 <u>今後もこの雨は降り続く見込みです。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>流域</td> <td>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量</td> <td>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み</td> </tr> <tr> <td>天白川流域</td> <td>〇〇〇ミリ</td> <td>〇〇ミリ</td> </tr> </table> <p>（水位） 愛知県天白川水系 天白川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="2">水位危険度</th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水位(m)</th> <th>水防団待機</th> <th>氾濫注意</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">天白川 水位観測所 (名古屋市)</td> <td>00日00時00分の状況</td> <td>XXX.X</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>00日01時00分の予測</td> <td>XXX.X</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>00日02時00分の予測</td> <td>XXX.X</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>水位のグラフは各水位間を按分したものです。 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。 なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。</small></p> <p><u>（注意事項）</u></p>	流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み	天白川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	天白川 水位観測所 (名古屋市)	00日00時00分の状況	XXX.X					00日01時00分の予測	XXX.X					00日02時00分の予測	XXX.X					
流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み																																																																													
天白川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																													
観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																									
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険																																																																									
天白川 水位観測所 (名古屋市)	〇日〇時〇分の状況	〇.〇〇																																																																													
	〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇																																																																													
	〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇																																																																													
流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み																																																																													
天白川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																													
観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																									
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険																																																																									
天白川 水位観測所 (名古屋市)	00日00時00分の状況	XXX.X																																																																													
	00日01時00分の予測	XXX.X																																																																													
	00日02時00分の予測	XXX.X																																																																													

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																																																																																																								
	<p>(参考資料)</p> <p style="text-align: right;">(単位:水位(m))</p> <table border="1" data-bbox="268 247 981 590"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>天白川 水位観測所 名古屋市</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4水位 氾濫危険水位*</td> <td>6.05</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル3水位 避難判断水位*</td> <td>4.90</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル2水位 氾濫注意水位</td> <td>3.95</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル1水位 水防団待機水位</td> <td>2.90</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>天白川 <u>(追加)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合 の浸水想定区域</td> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所 の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" data-bbox="268 670 1075 877"> <thead> <tr> <th>水位危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。</p> <table border="1" data-bbox="268 925 981 1013"> <thead> <tr> <th></th> <th>パソコンから</th> <th>携帯電話 <u>(追加)</u> から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(追加)</u> 川の防災情報 気象庁ホームページ</td> <td>http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/</td> <td>http://www.kasen-owari.jp/m/</td> </tr> </tbody> </table> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p>	観測所名	天白川 水位観測所 名古屋市			レベル4水位 氾濫危険水位*	6.05			レベル3水位 避難判断水位*	4.90			レベル2水位 氾濫注意水位	3.95			レベル1水位 水防団待機水位	2.90			受け持ち区間	天白川 <u>(追加)</u>			氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	<u>(追加)</u>			水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階		パソコンから	携帯電話 <u>(追加)</u> から	<u>(追加)</u> 川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/	<p>(参考資料)</p> <p style="text-align: right;">(単位:水位(m))</p> <table border="1" data-bbox="1176 247 1888 678"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>天白川水位観測所 名古屋市</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4水位 氾濫危険水位*</td> <td>6.05</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル3水位 避難判断水位*</td> <td>4.90</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル2水位 氾濫注意水位</td> <td>3.95</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル1水位 水防団待機水位</td> <td>2.90</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>天白川 <u>左岸 名古屋市緑区、 名古屋市天白区、 東海市</u> <u>右岸 名古屋市瑞穂区、 名古屋市南区、 名古屋市天白区</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合 の浸水想定区域</td> <td><u>愛知県名古屋市瑞穂区- 愛知県名古屋市南区- 愛知県名古屋市緑区- 愛知県名古屋市天白区</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所 の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" data-bbox="1176 766 1982 973"> <thead> <tr> <th>水位危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。</p> <table border="1" data-bbox="1176 1021 1888 1109"> <thead> <tr> <th></th> <th>パソコンから</th> <th>携帯電話・スマホから</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>愛知県</u>川の防災情報 気象庁ホームページ</td> <td>https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/</td> <td>https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/</td> </tr> </tbody> </table> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p>	観測所名	天白川水位観測所 名古屋市			レベル4水位 氾濫危険水位*	6.05			レベル3水位 避難判断水位*	4.90			レベル2水位 氾濫注意水位	3.95			レベル1水位 水防団待機水位	2.90			受け持ち区間	天白川 <u>左岸 名古屋市緑区、 名古屋市天白区、 東海市</u> <u>右岸 名古屋市瑞穂区、 名古屋市南区、 名古屋市天白区</u>			氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	<u>愛知県名古屋市瑞穂区- 愛知県名古屋市南区- 愛知県名古屋市緑区- 愛知県名古屋市天白区</u>			水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階		パソコンから	携帯電話・スマホから	<u>愛知県</u> 川の防災情報 気象庁ホームページ	https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/	
観測所名	天白川 水位観測所 名古屋市																																																																																																										
レベル4水位 氾濫危険水位*	6.05																																																																																																										
レベル3水位 避難判断水位*	4.90																																																																																																										
レベル2水位 氾濫注意水位	3.95																																																																																																										
レベル1水位 水防団待機水位	2.90																																																																																																										
受け持ち区間	天白川 <u>(追加)</u>																																																																																																										
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	<u>(追加)</u>																																																																																																										
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																									
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																									
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階																																																																																																									
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階																																																																																																									
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																									
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																									
	パソコンから	携帯電話 <u>(追加)</u> から																																																																																																									
<u>(追加)</u> 川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/																																																																																																									
観測所名	天白川水位観測所 名古屋市																																																																																																										
レベル4水位 氾濫危険水位*	6.05																																																																																																										
レベル3水位 避難判断水位*	4.90																																																																																																										
レベル2水位 氾濫注意水位	3.95																																																																																																										
レベル1水位 水防団待機水位	2.90																																																																																																										
受け持ち区間	天白川 <u>左岸 名古屋市緑区、 名古屋市天白区、 東海市</u> <u>右岸 名古屋市瑞穂区、 名古屋市南区、 名古屋市天白区</u>																																																																																																										
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	<u>愛知県名古屋市瑞穂区- 愛知県名古屋市南区- 愛知県名古屋市緑区- 愛知県名古屋市天白区</u>																																																																																																										
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																									
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																									
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階																																																																																																									
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階																																																																																																									
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																									
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																									
	パソコンから	携帯電話・スマホから																																																																																																									
<u>愛知県</u> 川の防災情報 気象庁ホームページ	https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/																																																																																																									

愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考																																																																																																																		
201	<p style="text-align: center;">愛知県境川水系 境川・逢妻川氾濫注意情報</p> <p style="text-align: center;">愛知県境川水系 境川・逢妻川洪水予報第1号 洪水注意報（発表） 令和〇年〇月〇日〇時〇分 愛知県知立建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表</p> <p>（見出し） 【警戒レベル2相当情報【洪水】】愛知県境川水系 境川・逢妻川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み</p> <p>（主 文） 【警戒レベル2相当】境川の泉田水位観測所（刈谷市）では、<u>〇日〇時〇分頃に</u>、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。 <u>（追加）</u>逢妻川の一ツ木逢妻川水位観測所（刈谷市）では、<u>〇日〇時〇分頃に</u>、「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</p> <p>（雨量） 多いところで1時間に〇ミリの雨が降っています。 この雨は当分この状態が続くでしょう。</p> <table border="1" data-bbox="264 805 981 912"> <thead> <tr> <th>流域</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>境川・逢妻川流域</td> <td>〇〇ミリ</td> <td>〇〇ミリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>（水位） 愛知県境川水系 境川・逢妻川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1" data-bbox="264 1013 1075 1252"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="2">水位危険度</th> <th colspan="4">レベル</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水位(m)</th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">泉田水位観測所 (刈谷市)</td> <td>〇日〇時〇分の状況</td> <td>〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一ツ木逢妻川水位観測所 (刈谷市)</td> <td>〇日〇時〇分の状況</td> <td>〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>水位のグラフは各水位間を按分したものです。 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。</p> <p><u>（追加）</u></p>	流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み	境川・逢妻川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度		レベル				水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	泉田水位観測所 (刈谷市)	〇日〇時〇分の状況	〇.〇〇	■■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇	■■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇	■■■■■				一ツ木逢妻川水位観測所 (刈谷市)	〇日〇時〇分の状況	〇.〇〇	■■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇	■■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇	■■■■■				<p style="text-align: center;">愛知県境川水系 境川・逢妻川氾濫注意情報</p> <p style="text-align: center;">愛知県境川水系 境川・逢妻川洪水予報第1号 洪水注意報（発表） 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇時〇〇分 愛知県知立建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表</p> <p>（見出し） 【警戒レベル2相当情報【洪水】】愛知県境川水系 境川・逢妻川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み</p> <p>（主 文） 【警戒レベル2相当】境川の泉田水位観測所（刈谷市）では、<u>（削除）</u>「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。 <u>（追加）</u>逢妻川の一ツ木<u>（削除）</u>水位観測所（刈谷市）では、<u>（削除）</u>「氾濫注意水位（削除）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</p> <p>（雨量） 多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。 この雨は当分この状態が続くでしょう。</p> <table border="1" data-bbox="1171 885 1854 992"> <thead> <tr> <th>流域</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>境川・逢妻川流域</td> <td>〇〇ミリ</td> <td>〇〇ミリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>（水位） 愛知県境川水系 境川・逢妻川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1" data-bbox="1171 1077 1944 1300"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="2">水位危険度</th> <th colspan="4">レベル</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水位(m)</th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">泉田水位観測所 (刈谷市)</td> <td>〇日〇時〇分の状況</td> <td>〇〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一ツ木逢妻川水位観測所 (刈谷市)</td> <td>〇日〇時〇分の状況</td> <td>〇〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇.〇〇</td> <td>■■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>水位のグラフは各水位間を按分したものです。 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。</p> <p><u>（注意事項）</u></p>	流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み	境川・逢妻川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度		レベル				水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	泉田水位観測所 (刈谷市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇.〇〇	■■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇〇	■■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇〇	■■■■■				一ツ木逢妻川水位観測所 (刈谷市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇.〇〇	■■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇〇	■■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇〇	■■■■■				
流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																			
境川・逢妻川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																																																																			
観測所名	水位危険度		レベル																																																																																																																		
	水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																																																															
泉田水位観測所 (刈谷市)	〇日〇時〇分の状況	〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		
一ツ木逢妻川水位観測所 (刈谷市)	〇日〇時〇分の状況	〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		
流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																			
境川・逢妻川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																																																																			
観測所名	水位危険度		レベル																																																																																																																		
	水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																																																															
泉田水位観測所 (刈谷市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		
一ツ木逢妻川水位観測所 (刈谷市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇〇	■■■■■																																																																																																																		

愛知県水防計画

頁	変更前 (令和2年度)	変更後 (令和3年度)	備考																																																																																																								
	<p>(参考資料)</p> <p style="text-align: right;">(単位:水位(m))</p> <table border="1" data-bbox="264 240 981 571"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>泉田 水位観測所 刈谷市</th> <th>一ツ木逢妻川 水位観測所 刈谷市</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4水位 氾濫危険水位*</td> <td>5.20</td> <td>4.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル3水位 避難判断水位*</td> <td>4.65</td> <td>4.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル2水位 氾濫注意水位</td> <td>3.85</td> <td>3.35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル1水位 水防団待機水位</td> <td>3.10</td> <td>2.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>境川 (追加)</td> <td>逢妻川 (追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合の浸水想定区域</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" data-bbox="264 651 1025 850"> <thead> <tr> <th>水位危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。</p> <table border="1" data-bbox="264 898 981 986"> <thead> <tr> <th></th> <th>パソコンから</th> <th>携帯電話(追加)から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)川の防災情報 気象庁ホームページ</td> <td>http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/</td> <td>http://www.kasen-owari.jp/m/</td> </tr> </tbody> </table> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県知立建設事務所 維持管理課 電話：0566-82-3227 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p>	観測所名	泉田 水位観測所 刈谷市	一ツ木逢妻川 水位観測所 刈谷市		レベル4水位 氾濫危険水位*	5.20	4.80		レベル3水位 避難判断水位*	4.65	4.00		レベル2水位 氾濫注意水位	3.85	3.35		レベル1水位 水防団待機水位	3.10	2.70		受け持ち区間	境川 (追加)	逢妻川 (追加)		氾濫が発生した場合の浸水想定区域	(追加)	(追加)		水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階		パソコンから	携帯電話(追加)から	(追加)川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/	<p>(参考資料)</p> <p style="text-align: right;">(単位:水位(m))</p> <table border="1" data-bbox="1171 240 1888 691"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>泉田水位観測所 刈谷市</th> <th>一ツ木水位観測所 刈谷市</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4水位 氾濫危険水位*</td> <td>5.20</td> <td>4.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル3水位 避難判断水位*</td> <td>4.65</td> <td>4.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル2水位 氾濫注意水位</td> <td>3.85</td> <td>3.35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル1水位 水防団待機水位</td> <td>3.10</td> <td>2.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>境川 左岸 刈谷市 右岸 豊明市、大府市、 東浦町</td> <td>逢妻川 左岸 知立市、刈谷市 右岸 豊田市、知立市、 刈谷市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合の浸水想定区域</td> <td>愛知県刈谷市二 愛知県大府市二 愛知県豊明市二 愛知県知多郡東浦町一</td> <td>愛知県刈谷市二 愛知県豊田市二 愛知県知立市二</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" data-bbox="1171 778 1977 1002"> <thead> <tr> <th>水位危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。</p> <table border="1" data-bbox="1171 1050 1888 1137"> <thead> <tr> <th></th> <th>パソコンから</th> <th>携帯電話(スマホ)から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県 川の防災情報 気象庁ホームページ</td> <td>https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/</td> <td>https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/</td> </tr> </tbody> </table> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県知立建設事務所 維持管理課 電話：0566-82-3227 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p>	観測所名	泉田水位観測所 刈谷市	一ツ木水位観測所 刈谷市		レベル4水位 氾濫危険水位*	5.20	4.80		レベル3水位 避難判断水位*	4.65	4.00		レベル2水位 氾濫注意水位	3.85	3.35		レベル1水位 水防団待機水位	3.10	2.70		受け持ち区間	境川 左岸 刈谷市 右岸 豊明市、大府市、 東浦町	逢妻川 左岸 知立市、刈谷市 右岸 豊田市、知立市、 刈谷市		氾濫が発生した場合の浸水想定区域	愛知県刈谷市二 愛知県大府市二 愛知県豊明市二 愛知県知多郡東浦町一	愛知県刈谷市二 愛知県豊田市二 愛知県知立市二		水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階		パソコンから	携帯電話(スマホ)から	愛知県 川の防災情報 気象庁ホームページ	https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/	
観測所名	泉田 水位観測所 刈谷市	一ツ木逢妻川 水位観測所 刈谷市																																																																																																									
レベル4水位 氾濫危険水位*	5.20	4.80																																																																																																									
レベル3水位 避難判断水位*	4.65	4.00																																																																																																									
レベル2水位 氾濫注意水位	3.85	3.35																																																																																																									
レベル1水位 水防団待機水位	3.10	2.70																																																																																																									
受け持ち区間	境川 (追加)	逢妻川 (追加)																																																																																																									
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	(追加)	(追加)																																																																																																									
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																									
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																									
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階																																																																																																									
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階																																																																																																									
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																									
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																									
	パソコンから	携帯電話(追加)から																																																																																																									
(追加)川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/																																																																																																									
観測所名	泉田水位観測所 刈谷市	一ツ木水位観測所 刈谷市																																																																																																									
レベル4水位 氾濫危険水位*	5.20	4.80																																																																																																									
レベル3水位 避難判断水位*	4.65	4.00																																																																																																									
レベル2水位 氾濫注意水位	3.85	3.35																																																																																																									
レベル1水位 水防団待機水位	3.10	2.70																																																																																																									
受け持ち区間	境川 左岸 刈谷市 右岸 豊明市、大府市、 東浦町	逢妻川 左岸 知立市、刈谷市 右岸 豊田市、知立市、 刈谷市																																																																																																									
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	愛知県刈谷市二 愛知県大府市二 愛知県豊明市二 愛知県知多郡東浦町一	愛知県刈谷市二 愛知県豊田市二 愛知県知立市二																																																																																																									
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																									
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																									
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階																																																																																																									
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階																																																																																																									
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																									
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																									
	パソコンから	携帯電話(スマホ)から																																																																																																									
愛知県 川の防災情報 気象庁ホームページ	https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/																																																																																																									

愛知県水防計画

頁	変更前 (令和2年度)	変更後 (令和3年度)	備考																																																																																																																		
202	<p style="text-align: center;">愛知県日光川水系 日光川氾濫注意情報</p> <p style="text-align: center;"><small>愛知県日光川水系 日光川洪水予報第1号 洪水注意報 (発表) 令和〇年〇月〇日〇時〇分 愛知県海部建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表</small></p> <p>(見出し) 【警戒レベル2相当情報[洪水]】愛知県日光川水系 日光川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み</p> <p>(主 文) <u>(追加)</u></p> <p>【警戒レベル2相当】日光川の戸苺水位観測所（一宮市）では、<u>〇日〇時〇分頃に</u>、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</p> <p>(雨量) 多いところで1時間に〇ミリの雨が降っています。 この雨は当分この状態が続くでしょう。</p> <table border="1" data-bbox="264 786 936 890"> <tr> <th>流域</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> <tr> <td>日光川流域</td> <td>〇〇ミリ</td> <td>〇〇ミリ</td> </tr> </table> <p>(水位) 愛知県日光川水系 日光川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1" data-bbox="264 991 1028 1222"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="2">水位危険度</th> <th colspan="4">レベル</th> </tr> <tr> <th>水位(m)</th> <th></th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">古瀬 水位観測所 (愛西市)</td> <td>〇日〇時〇分の状況</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">戸苺 水位観測所 (一宮市)</td> <td>〇日〇時〇分の状況</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>水位のグラフは各水位間を按分したものです。 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。</small></p> <p><u>(追加)</u></p>	流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み	日光川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度		レベル				水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	古瀬 水位観測所 (愛西市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇	■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■				戸苺 水位観測所 (一宮市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇	■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■				<p style="text-align: center;"><small>あいちけんにつこうがわすいけい にっこうがわ</small> 愛知県日光川水系 日光川氾濫注意情報</p> <p style="text-align: center;"><small>愛知県日光川水系 日光川洪水予報第1号 洪水注意報 (発表) 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 あいちけんにつこうがわすいけい にっこうがわ 愛知県海部建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表</small></p> <p>(見出し) 【警戒レベル2相当情報[洪水]】愛知県日光川水系 日光川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み</p> <p>(主 文) <u>【警戒レベル2相当】日光川の古瀬水位観測所（愛西市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</u></p> <p>【警戒レベル2相当】日光川の戸苺水位観測所（一宮市）では、<u>(削除)</u>「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</p> <p>(雨量) 多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。 この雨は当分この状態が続くでしょう。</p> <table border="1" data-bbox="1171 890 1843 994"> <tr> <th>流域</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量</th> <th>〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> <tr> <td>日光川流域</td> <td>〇〇ミリ</td> <td>〇〇ミリ</td> </tr> </table> <p>(水位) 愛知県日光川水系 日光川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1" data-bbox="1171 1078 1935 1310"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="2">水位危険度</th> <th colspan="4">レベル</th> </tr> <tr> <th>水位(m)</th> <th></th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">古瀬 水位観測所 (愛西市)</td> <td>〇日〇時〇分の状況</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">戸苺 水位観測所 (一宮市)</td> <td>〇日〇時〇分の状況</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇日〇時〇分の予測</td> <td>〇〇</td> <td>■■■■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>水位のグラフは各水位間を按分したものです。 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。</small></p> <p><u>(注意事項)</u></p>	流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み	日光川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度		レベル				水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	古瀬 水位観測所 (愛西市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇	■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■				戸苺 水位観測所 (一宮市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇	■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■				〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■				
流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																			
日光川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																																																																			
観測所名	水位危険度		レベル																																																																																																																		
	水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																																																															
古瀬 水位観測所 (愛西市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇	■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■																																																																																																																		
戸苺 水位観測所 (一宮市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇	■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■																																																																																																																		
流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																			
日光川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																																																																			
観測所名	水位危険度		レベル																																																																																																																		
	水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																																																															
古瀬 水位観測所 (愛西市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇	■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■																																																																																																																		
戸苺 水位観測所 (一宮市)	〇日〇時〇分の状況	〇〇	■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■																																																																																																																		
	〇日〇時〇分の予測	〇〇	■■■■																																																																																																																		

愛知県水防計画

頁	変更前 (令和2年度)	変更後 (令和3年度)	備考																																																																																																								
	<p>(参考資料)</p> <p style="text-align: right;">(単位:水位(m))</p> <table border="1" data-bbox="264 244 981 587"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>古瀬水位観測所 愛西市</th> <th>戸茱水位観測所 一宮市</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4水位 氾濫危険水位*</td> <td>2.00</td> <td>3.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル3水位 避難判断水位*</td> <td>1.80</td> <td>2.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル2水位 氾濫注意水位</td> <td>1.30</td> <td>2.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル1水位 水防団待機水位</td> <td>0.90</td> <td>1.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>(追加) 日光川</td> <td>(追加) 日光川</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合の 浸水想定区域</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" data-bbox="264 667 1075 874"> <thead> <tr> <th>水位危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。</p> <table border="1" data-bbox="264 930 981 1018"> <thead> <tr> <th></th> <th>パソコンから</th> <th>携帯電話 (追加) から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加) 川の防災情報 気象庁ホームページ</td> <td>http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/</td> <td>http://www.kasen-owari.jp/m/</td> </tr> </tbody> </table> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県海部建設事務所 河川整備課 電話：0567-24-2111 (内線) 466 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p> <p>(略)</p>	観測所名	古瀬水位観測所 愛西市	戸茱水位観測所 一宮市		レベル4水位 氾濫危険水位*	2.00	3.50		レベル3水位 避難判断水位*	1.80	2.90		レベル2水位 氾濫注意水位	1.30	2.30		レベル1水位 水防団待機水位	0.90	1.70		受け持ち区間	(追加) 日光川	(追加) 日光川		氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	(追加)	(追加)		水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階		パソコンから	携帯電話 (追加) から	(追加) 川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/	<p>(参考資料)</p> <p style="text-align: right;">(単位:水位(m))</p> <table border="1" data-bbox="1171 244 1888 770"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>古瀬水位観測所 愛西市</th> <th>戸茱水位観測所 一宮市</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4水位 氾濫危険水位*</td> <td>2.00</td> <td>3.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル3水位 避難判断水位*</td> <td>1.80</td> <td>2.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル2水位 氾濫注意水位</td> <td>1.30</td> <td>2.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル1水位 水防団待機水位</td> <td>0.90</td> <td>1.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>日光川 左岸 名古屋市港区、 津島市、 稲沢市、愛西市、 蟹江町</td> <td>日光川 左岸 一宮市、稲沢市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合の 浸水想定区域</td> <td>右岸 津島市、稲沢市、 愛西市、弥富市、 蟹江町、飛島村 愛知県津島市- 愛知県稲沢市- 愛知県愛西市- 愛知県弥富市- 愛知県あま市- 愛知県海部郡蟹江町- 愛知県海部郡飛島村- 愛知県一宮市- 愛知県名古屋市港区、中川区</td> <td>右岸 一宮市、稲沢市、 愛西市</td> <td>愛知県一宮市- 愛知県稲沢市- 愛知県愛西市-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" data-bbox="1171 858 1982 1082"> <thead> <tr> <th>水位危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。</p> <table border="1" data-bbox="1171 1129 1888 1217"> <thead> <tr> <th></th> <th>パソコンから</th> <th>携帯電話・スマホから</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県 川の防災情報 気象庁ホームページ</td> <td>https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/</td> <td>https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/</td> </tr> </tbody> </table> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県海部建設事務所 河川整備課 電話：0567-24-2111 (内線) 466 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p> <p>(略)</p>	観測所名	古瀬水位観測所 愛西市	戸茱水位観測所 一宮市		レベル4水位 氾濫危険水位*	2.00	3.50		レベル3水位 避難判断水位*	1.80	2.90		レベル2水位 氾濫注意水位	1.30	2.30		レベル1水位 水防団待機水位	0.90	1.70		受け持ち区間	日光川 左岸 名古屋市港区、 津島市、 稲沢市、愛西市、 蟹江町	日光川 左岸 一宮市、稲沢市		氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	右岸 津島市、稲沢市、 愛西市、弥富市、 蟹江町、飛島村 愛知県津島市- 愛知県稲沢市- 愛知県愛西市- 愛知県弥富市- 愛知県あま市- 愛知県海部郡蟹江町- 愛知県海部郡飛島村- 愛知県一宮市- 愛知県名古屋市港区、中川区	右岸 一宮市、稲沢市、 愛西市	愛知県一宮市- 愛知県稲沢市- 愛知県愛西市-	水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階		パソコンから	携帯電話・スマホから	愛知県 川の防災情報 気象庁ホームページ	https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/	
観測所名	古瀬水位観測所 愛西市	戸茱水位観測所 一宮市																																																																																																									
レベル4水位 氾濫危険水位*	2.00	3.50																																																																																																									
レベル3水位 避難判断水位*	1.80	2.90																																																																																																									
レベル2水位 氾濫注意水位	1.30	2.30																																																																																																									
レベル1水位 水防団待機水位	0.90	1.70																																																																																																									
受け持ち区間	(追加) 日光川	(追加) 日光川																																																																																																									
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	(追加)	(追加)																																																																																																									
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																									
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																									
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階																																																																																																									
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階																																																																																																									
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																									
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																									
	パソコンから	携帯電話 (追加) から																																																																																																									
(追加) 川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.kasen-owari.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/																																																																																																									
観測所名	古瀬水位観測所 愛西市	戸茱水位観測所 一宮市																																																																																																									
レベル4水位 氾濫危険水位*	2.00	3.50																																																																																																									
レベル3水位 避難判断水位*	1.80	2.90																																																																																																									
レベル2水位 氾濫注意水位	1.30	2.30																																																																																																									
レベル1水位 水防団待機水位	0.90	1.70																																																																																																									
受け持ち区間	日光川 左岸 名古屋市港区、 津島市、 稲沢市、愛西市、 蟹江町	日光川 左岸 一宮市、稲沢市																																																																																																									
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	右岸 津島市、稲沢市、 愛西市、弥富市、 蟹江町、飛島村 愛知県津島市- 愛知県稲沢市- 愛知県愛西市- 愛知県弥富市- 愛知県あま市- 愛知県海部郡蟹江町- 愛知県海部郡飛島村- 愛知県一宮市- 愛知県名古屋市港区、中川区	右岸 一宮市、稲沢市、 愛西市	愛知県一宮市- 愛知県稲沢市- 愛知県愛西市-																																																																																																								
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																									
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																									
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階																																																																																																									
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階																																																																																																									
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																									
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																									
	パソコンから	携帯電話・スマホから																																																																																																									
愛知県 川の防災情報 気象庁ホームページ	https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/																																																																																																									

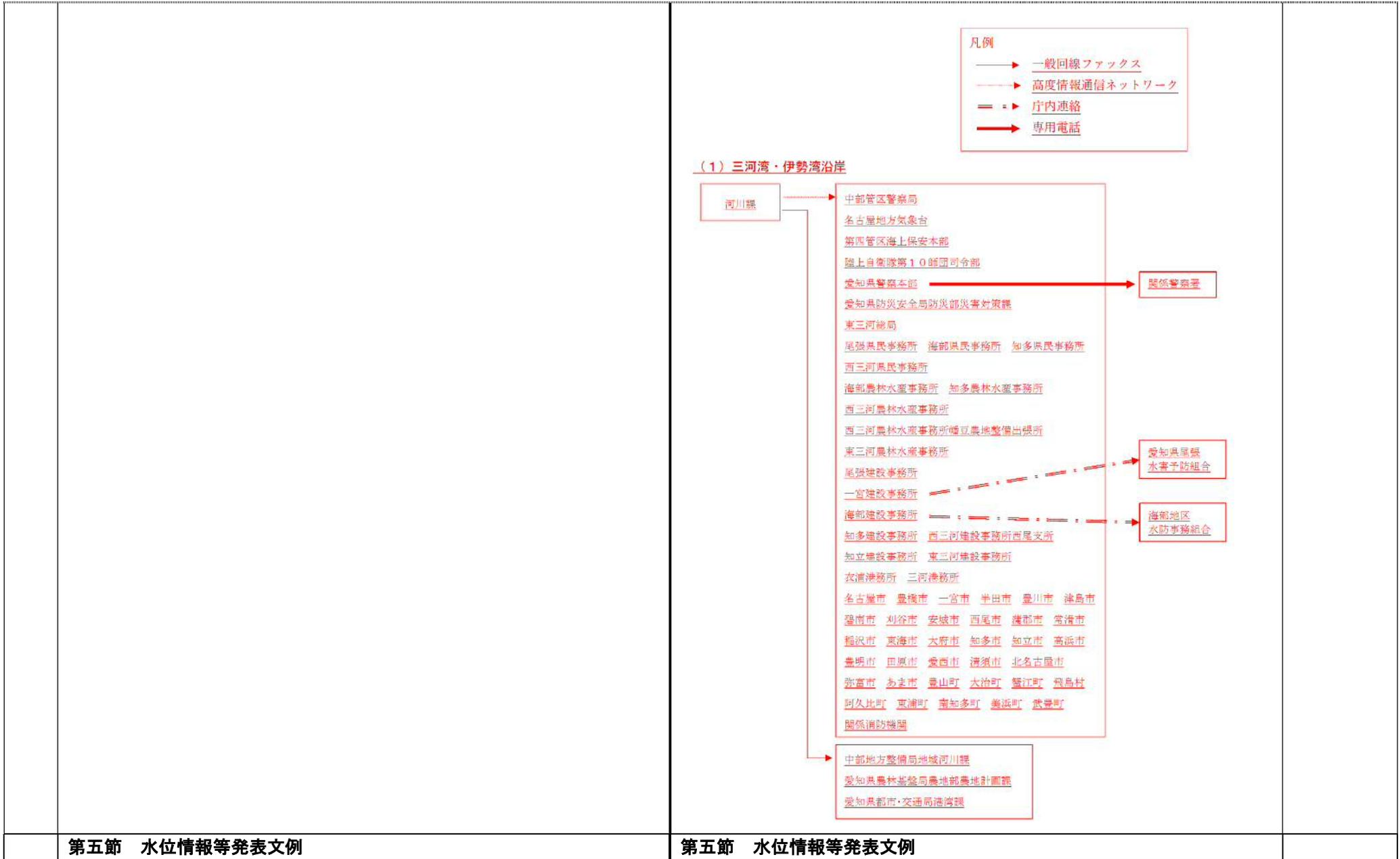
愛知県水防計画

頁	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備考									
203	<p>【関係法令】 水防法（昭和二十四年六月四日法律第九十三号） （関係市町村長への通知） 第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号） （市町村長の避難の指示等） 第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の（追加）居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>2 以下 略</p>	<p>【関係法令】 水防法（昭和二十四年六月四日法律第九十三号） （関係市町村長への通知） 第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの（削除）指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号） （市町村長の避難の指示等） 第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等（削除）に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>2 以下 略</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う変更</p>									
	第九章 水位情報の周知	第九章 水位情報の周知										
	第一節 意義	第一節 意義										
205	<p>1 河川の水位情報の周知 （略） 洪水特別警戒水位は市町村が行う避難勧告等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。</p>	<p>1 河川の水位情報の周知 （略） 洪水特別警戒水位は市町村が行う避難指示等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う変更</p>									
	第二節 水位情報の周知を行う河川（追加）及びその区域	第二節 水位情報の周知を行う河川・海岸及びその区域										
206	<p>（略） （追加）</p>	<p>（略） 2 知事が指定した海岸</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>区域（起点～終点）</th> <th>指定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三河湾・伊勢湾沿岸</td> <td>田原市伊良湖町地先</td> <td>弥富市鍋田町地先</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>令和3年6月〇日</td> </tr> </tbody> </table>	海岸名	区域（起点～終点）	指定日	三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先			令和3年6月〇日	<p>水位周知海岸の指定に伴う追加</p>
海岸名	区域（起点～終点）	指定日										
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先										
		令和3年6月〇日										

愛知県水防計画

頁	変更前 (令和2年度)	変更後 (令和3年度)	備考																																																																																																																																																																										
206	<p>第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位</p> <p>1 知事が指定した河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">基準水位 (m)</th> <th rowspan="2">発表者</th> </tr> <tr> <th>水防団待機 (通報)</th> <th>氾濫注意 (警戒)</th> <th>出動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険 (洪水特別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>猿渡川</td> <td>猿渡川 (左岸 6.95km付近)</td> <td>T.P. (3.25)</td> <td>T.P. (3.80)</td> <td>T.P. (4.15)</td> <td><u>T.P. =</u></td> <td>T.P. 4.65</td> <td>知立建設事務所長</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>逢妻女川</td> <td>千足 (左岸 10.12km付近)</td> <td><u>(1.45)</u></td> <td><u>(1.80)</u></td> <td><u>(1.90)</u></td> <td><u>1.90</u></td> <td><u>2.20</u></td> <td>豊田茂建設事務所長</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="8"><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者	水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)	(略)								猿渡川	猿渡川 (左岸 6.95km付近)	T.P. (3.25)	T.P. (3.80)	T.P. (4.15)	<u>T.P. =</u>	T.P. 4.65	知立建設事務所長	(略)								逢妻女川	千足 (左岸 10.12km付近)	<u>(1.45)</u>	<u>(1.80)</u>	<u>(1.90)</u>	<u>1.90</u>	<u>2.20</u>	豊田茂建設事務所長	(略)								(略)								<u>(追加)</u>								<p>第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位</p> <p>1 知事が指定した河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">基準水位 (m)</th> <th rowspan="2">発表者</th> </tr> <tr> <th>水防団待機 (通報)</th> <th>氾濫注意 (警戒)</th> <th>出動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険 (洪水特別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>猿渡川</td> <td>猿渡川 (左岸 6.95km付近)</td> <td>T.P. (3.25)</td> <td>T.P. (3.80)</td> <td>T.P. (4.15)</td> <td><u>T.P. 4.35</u></td> <td>T.P. 4.65</td> <td>知立建設事務所長</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>逢妻女川</td> <td>千足 (左岸 10.12km付近)</td> <td><u>(1.55)</u></td> <td><u>(1.85)</u></td> <td><u>(2.10)</u></td> <td><u>2.20</u></td> <td><u>2.50</u></td> <td>豊田茂建設事務所長</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">2 知事が指定した海岸</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(1) 高潮特別警戒水位</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>海岸名</u></td> <td><u>観測所名</u></td> <td colspan="2"><u>基準水位 (m)</u></td> <td colspan="3"><u>発表者</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>三河湾・伊勢湾沿岸</u></td> <td><u>天白川河口</u></td> <td colspan="2"><u>TP2.30</u></td> <td colspan="3"><u>河川課長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="8">(2) 高潮警戒水位※</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者	水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)	(略)								猿渡川	猿渡川 (左岸 6.95km付近)	T.P. (3.25)	T.P. (3.80)	T.P. (4.15)	<u>T.P. 4.35</u>	T.P. 4.65	知立建設事務所長	(略)								逢妻女川	千足 (左岸 10.12km付近)	<u>(1.55)</u>	<u>(1.85)</u>	<u>(2.10)</u>	<u>2.20</u>	<u>2.50</u>	豊田茂建設事務所長	(略)								(略)								2 知事が指定した海岸								(1) 高潮特別警戒水位								<u>海岸名</u>		<u>観測所名</u>	<u>基準水位 (m)</u>		<u>発表者</u>			<u>三河湾・伊勢湾沿岸</u>		<u>天白川河口</u>	<u>TP2.30</u>		<u>河川課長</u>			(2) 高潮警戒水位※								<p>基準水位の見直しに伴う変更</p> <p>水位周知海岸の指定に伴う追加</p>
河川名	観測所名			基準水位 (m)						発表者																																																																																																																																																																			
		水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																													
猿渡川	猿渡川 (左岸 6.95km付近)	T.P. (3.25)	T.P. (3.80)	T.P. (4.15)	<u>T.P. =</u>	T.P. 4.65	知立建設事務所長																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																													
逢妻女川	千足 (左岸 10.12km付近)	<u>(1.45)</u>	<u>(1.80)</u>	<u>(1.90)</u>	<u>1.90</u>	<u>2.20</u>	豊田茂建設事務所長																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																													
(略)																																																																																																																																																																													
<u>(追加)</u>																																																																																																																																																																													
河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者																																																																																																																																																																						
		水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)																																																																																																																																																																							
(略)																																																																																																																																																																													
猿渡川	猿渡川 (左岸 6.95km付近)	T.P. (3.25)	T.P. (3.80)	T.P. (4.15)	<u>T.P. 4.35</u>	T.P. 4.65	知立建設事務所長																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																													
逢妻女川	千足 (左岸 10.12km付近)	<u>(1.55)</u>	<u>(1.85)</u>	<u>(2.10)</u>	<u>2.20</u>	<u>2.50</u>	豊田茂建設事務所長																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																													
(略)																																																																																																																																																																													
2 知事が指定した海岸																																																																																																																																																																													
(1) 高潮特別警戒水位																																																																																																																																																																													
<u>海岸名</u>		<u>観測所名</u>	<u>基準水位 (m)</u>		<u>発表者</u>																																																																																																																																																																								
<u>三河湾・伊勢湾沿岸</u>		<u>天白川河口</u>	<u>TP2.30</u>		<u>河川課長</u>																																																																																																																																																																								
(2) 高潮警戒水位※																																																																																																																																																																													

愛知県水防計画



第五節 水位情報等発表文例

第五節 水位情報等発表文例

愛知県水防計画

215

〇級〇〇川水系〇〇川 避難判断水位到達情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇観測所で、避難判断水位〇. 〇mに達しました。
各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、「洪水予報の発表及び水位情報周知河川における水位(追加)情報の発表について(平成31年3月29日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。

(参考)

〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)

堤 防 高 〇. 〇m

氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 (避難勧告の目安となる水位)

避難判断水位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

〇級〇〇川水系〇〇川 避難判断水位到達情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇観測所で、避難判断水位〇. 〇mに達しました。
各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、「洪水予報の発表及び水位(削除)周知河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け(削除)水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。

(参考)

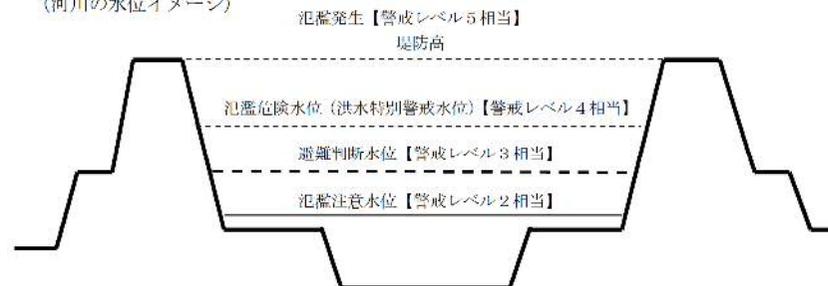
〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)

堤 防 高 〇. 〇m

氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 (避難指示の目安となる水位)

避難判断水位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

洪水予報等の運用の見直しに伴う変更

216

〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇観測所で、氾濫危険水位〇.〇mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は(追加)水防法第13条第2項の規定に基づき、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した旨を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)

堤防高 〇.〇m

氾濫危険水位
(洪水特別警戒水位) 〇.〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難勧告の日安となる水位)

避難判断水位 〇.〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇観測所で、氾濫危険水位〇.〇mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、水防法第13条第2項の規定に基づき、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した旨を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)

堤防高 〇.〇m

氾濫危険水位
(洪水特別警戒水位) 〇.〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難指示の日安となる水位)

避難判断水位 〇.〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

217

○級○○川水系○○川 氾濫発生情報

令和○年○月○日○時○分
愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】○○川では、○○付近（○市○町）で、氾濫が発生しました。
各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、水防法第3条の6に基づき、決壊・越水の内容を、愛知県知事(愛知県○○建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。

(参考)

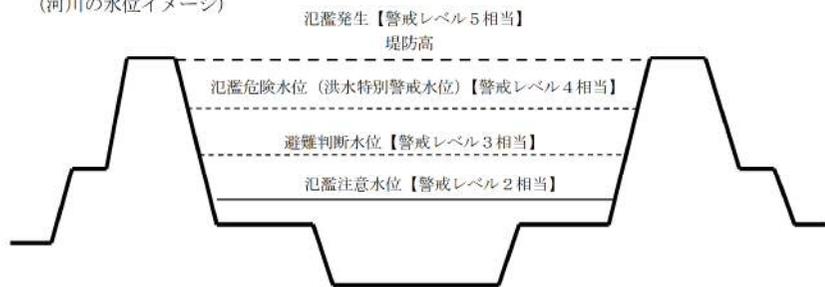
○○川 ○○観測所(○○市○○町 ○岸○k○○付近)
情報提供元 (愛知県・○○市町村)

堤防高 ○.○m

氾濫危険水位
(洪水特別警戒水位) ○.○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難勧告の目安となる水位)

避難判断水位 ○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○-○○○-○○○

○級○○川水系○○川 氾濫発生情報

令和○年○月○日○時○分
愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】○○川では、○○付近（○市○町）で、氾濫が発生しました。
各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、水防法第3条の6に基づき、決壊・越水の内容を、愛知県知事(愛知県○○建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。

(参考)

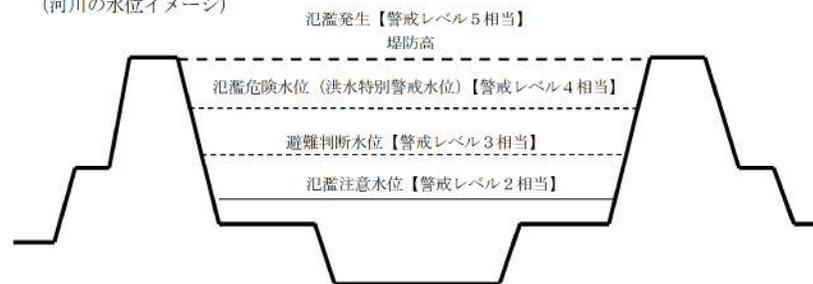
○○川 ○○観測所(○○市○○町 ○岸○k○○付近)
情報提供元 (愛知県・○○市町村)

堤防高 ○.○m

氾濫危険水位
(洪水特別警戒水位) ○.○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難指示の目安となる水位)

避難判断水位 ○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○-○○○-○○○

愛知県水防計画

(追加)

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[高潮])

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

愛知県建設局河川課

【主文】

【警戒レベル5相当情報[高潮]】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

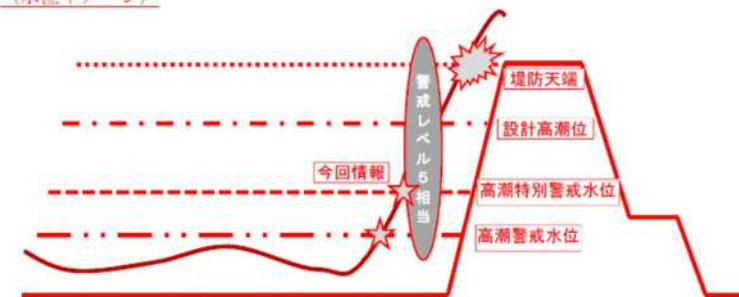
(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で水防法第13条の3の規定に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所(東海市南柴田町)

高潮特別警戒水位 TP2.30m

(水位イメージ)



(問い合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552

水位周知海岸の指定に伴う追加

愛知県水防計画

(追加)

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮警戒情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

愛知県建設局河川課

【主文】

三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、一色水位観測所で、高潮警戒水位 TP1.9m に達しました。

各地とも水位を注視し警戒をしてください。

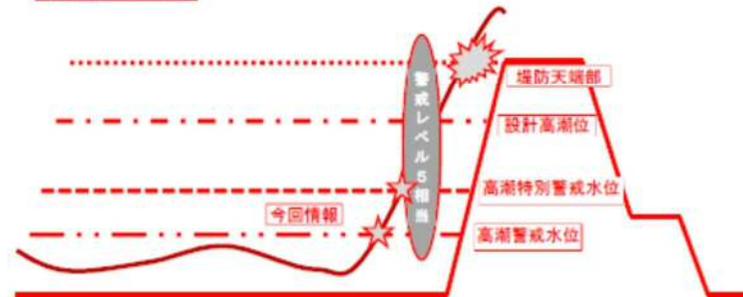
(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して情報提供するものです。

(参考)

三河湾・伊勢湾沿岸 一色水位観測所 (西尾市一色町)

高潮警戒水位 TP1.90m

(水位イメージ)



(問い合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-964-6552

愛知県水防計画

(追加)

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[高潮]) 解除

令和〇年〇月〇日〇時〇〇分

愛知県建設局河川課

【主文】

【警戒レベル5相当情報[高潮] 解除】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3mを下回りました。

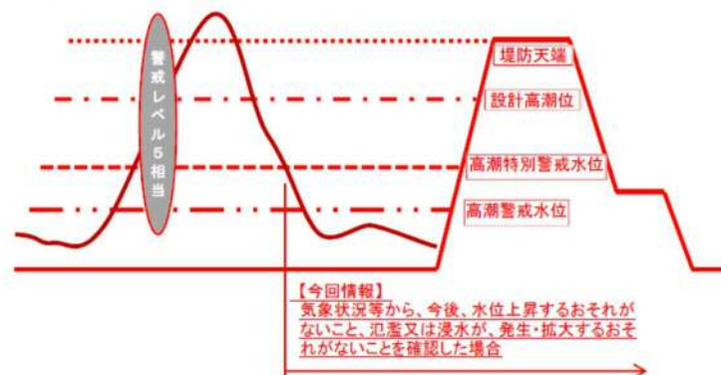
(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮特別警戒水位を下回り、今後、気象状況等から水位上昇するおそれがない旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所 (東海市南柴田町)

高潮特別警戒水位 TP2.30m

(水位イメージ)



(問い合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552

愛知県水防計画

	<p><u>(追加)</u></p>		
	<p>第十章 水防活動</p>	<p>第十章 水防活動</p>	
	<p>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</p>	<p>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</p>	
<p>220</p>	<p>2 水位の通報及び公表 (略) (2) 水位の公表（法第12条第2項） 量水標管理者は洪水予報・水防警報・避難判断水位 <u>(特別警戒水位)</u> 情報伝達に係る基準観測局等からの水位情報を国土交通省 <u>ホームページ</u> 「川の防災情報」 (http://www.river.go.jp) 又は愛知県 <u>ホームページ</u> 「愛知県川の防災情報」 (https://www.kasen-aichi.jp/) に掲載し、公表する。 (略)</p> <p>3 愛知県水防テレメータシステム (略)</p>	<p>2 水位の通報及び公表 (略) (2) 水位の公表（法第12条第2項） 量水標管理者は洪水予報・水防警報・避難判断水位 <u>(削除)</u> 情報伝達に係る基準観測局等からの水位情報を国土交通省 <u>ウェブサイト</u> 「川の防災情報」 (https://www.river.go.jp) 又は愛知県 <u>ウェブサイト</u> 「愛知県川の防災情報」 (https://www.kasen-aichi.jp/) に掲載し、公表する。 (略)</p> <p>3 愛知県水防テレメータシステム (略)</p>	<p>表記の整理</p>
<p>221</p>	<p>(2) 構成 (略)</p>	<p>(2) 構成 (略)</p>	

愛知県水防計画

(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を104局設置している。)

222

4 愛知県水防テレメータシステム雨量観測局

水系名	観測所名	所在地	水系名	観測所名	所在地
木曾川	犬山	犬山市大字富岡字小野洞 (小野洞砂防公園駐車場)	矢作川	足助	豊田市足助町岡田3-1 (豊田加茂建設事務所足助支所)
	名古屋	名古屋市中区三の丸2-6-1 (三の丸庁舎)		藤岡	豊田市藤岡飯野町中245 (豊田市役所藤岡支所)
	瀬戸	瀬戸市追分町64-1 (瀬戸市役所)		小原	豊田市小原町太田441-1 (豊田市役所小原支所)
	松本	春日井市出川町北文経 (松本観測所)		旭	豊田市小渡町船戸15-1 (豊田市役所旭支所)
	春日井	春日井市柏原町1-97-1 (春日井市民文化センター)		明川	豊田市明川町エコマノ2-32 (明川観測所)
	小牧	小牧市堀之内3-1 (小牧市役所)		稲武	豊田市稲武町竹ノ下1-1 (豊田市役所稲武支所)
	久地野	北名古屋市久地野北植地地区 (久地野観測所)		木瀬ダム	豊田市三箇字下山5-16 (追加)
	味美	春日井市味美町3 (味美観測所)		作手	新城市作手高里字繩手上32 (新城市作手総合支所)
	大治	海部郡大治町大字八ツ屋字東田面50地先 (大治観測所)		新城	新城市片山字西野畑532-1 (新城設楽建設事務所)
	江南	江南市飛高町宮町214 (般若川調整池発電機室)		長篠	新城市長篠字下り成1-2 (新城市鳳来総合支所)
矢作川	岡崎	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河建設事務所)	海老	新城市玖老勢字新井9 (新城市学童農園山びこの丘協会)	
	額田	岡崎市樫山町字山ノ神21-1 (岡崎市役所額田支所)	設楽	北設楽郡設楽町田口字川原田6-18 (新城設楽建設事務所設楽支所)	
	雨山ダム	岡崎市雨山町竹ノ下31-2 (追加)	豊橋	豊橋市今橋町6番地 (東三河建設事務所)	
	豊田	豊田市常盤町三丁目28 (豊田加茂建設事務所)	東栄	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑16-5 (東栄観測所)	
	下山	豊田市大沼町越田和37-1 (豊田市役所下山支所)	津具	北設楽郡設楽町津具字下川原5-1 (設楽町津具総合支所)	
			天竜川		

(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を173局設置している。)

4 愛知県水防テレメータシステム雨量観測局

水系名	観測所名	所在地	水系名	観測所名	所在地
木曾川	犬山	犬山市富岡字小野洞1097-76 (小野洞砂防公園)	矢作川	足助	豊田市足助町岡田3-1 (豊田加茂建設事務所足助支所)
	名古屋	名古屋市中区三の丸2-6-1 (三の丸庁舎)		藤岡	豊田市藤岡飯野町中245 (豊田市役所藤岡支所)
	瀬戸	瀬戸市追分町64-1 (瀬戸市役所)		小原	豊田市小原町上平441-1 (豊田市役所小原支所)
	松本	春日井市出川町2丁目 (松本観測所)		旭	豊田市小渡町船戸15-1 (豊田市役所旭支所)
	春日井	春日井市柏原町1-97-1 (春日井市中央公民館)		明川	豊田市明川町エコマノ2-32 (明川観測所)
	小牧	小牧市堀之内3-1 (小牧市役所)		稲武	豊田市稲武町竹ノ下1-1 (豊田市役所稲武支所)
	久地野	北名古屋市久地野推理 (久地野観測所)		木瀬ダム	豊田市三箇字下山5-16 (木瀬ダム)
	味美	春日井市味美町3 (味美観測所)		作手	新城市作手高里字繩手上38番地1 (新城市消防署作手出張所)
	大治	海部郡大治町大字八ツ屋字東田面50番地 (大治観測所)		新城	新城市片山字西野畑532-1 (新城設楽建設事務所)
	江南	江南市飛高町宮町214 (般若川調整池)		長篠	新城市長篠字下り成1-2 (新城市鳳来総合支所)
矢作川	岡崎	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河建設事務所)	海老	新城市玖老勢字新井9 (新城市学童農園山びこの丘)	
	額田	岡崎市樫山町字山ノ神21-1 (岡崎市役所額田支所)	設楽	北設楽郡設楽町田口字川原田6-18 (新城設楽建設事務所設楽支所)	
	雨山ダム	岡崎市雨山町竹ノ下31-2 (雨山ダム)	豊橋	豊橋市今橋町6番地 (東三河建設事務所)	
	豊田	豊田市常盤町三丁目28 (豊田加茂建設事務所)	東栄	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑16-5 (東栄観測所)	
	下山	豊田市大沼町越田和37-1 (豊田市役所下山支所)	津具	北設楽郡設楽町津具字下川原5-1 (設楽町津具総合支所)	
			天竜川		

愛知県水防計画

223

水系名	観測所名	所在地	水系名	観測所名	所在地
天竜川	豊根	北設楽郡豊根村坂字場字宮嶋29-3 (豊根観測所)	境川	井ヶ谷	刈谷市井ヶ谷町稲葉崎99 (井ヶ谷観測所)
	富山	北設楽郡豊根村富山下柵13-3 (豊根村役場富山支所)	猿渡川	知立	知立市上重原町蔵福寺124 (知立建設事務所)
天白川	榎田川	名古屋市長東区道高町地内 (榎田川観測所)	高浜川	安城	安城市桜町18番23号 (安城市役所)
	日進	日進市蟹甲町中島268 (日進市役所)		高浜川	碧南市丸山町1-34 (高浜川水門)
日光川	日光川	海部郡飛島村大字梅之郷字宮東地先 (日光川排水機場)	梅田川	二川	豊橋市大岩町火打坂19-16 (豊橋市視聴覚教育センター)
	一宮	一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4 (一宮建設事務所)	汐川	田原	田原市田原町柳町 (柳町水位観測所)
	戸苅	一宮市萩原町築込字西古川1 (戸苅観測所)	免々田川	渥美	田原市福江町宮の脇48 (愛知県渥美観測所)
	大里	稲沢市奥田西伊町1-4 (奥田遊水池内)	音羽川	御油	豊川市御油町美世賜185-1 (御油公民館)
	津島	津島市西柳原町1丁目14 (海部建設事務所)	佐奈川	豊川	豊川市金星西町三丁目14 (愛知県豊川観測所)
阿久比川	阿久比	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50 (阿久比町役場)	東海	東海	東海市大田町下浜田164-5 (愛知県愛知用水道事務所)
	美浜	知多郡美浜町大字河和字北田面106 (美浜町役場)		半田	半田市瑞穂町2丁目2-1 (知多建設事務所)
新江川	西尾	西尾市寄住町下田13 (西三河建設事務所西尾支所)	沿岸	常滑	常滑市港町二丁目地内 (鬼崎験潮所)
	泉田	刈谷市泉田町西中浜5-2地先 (泉田観測所) 境川橋下流左岸		南知多	知多郡南知多町大字豊浜字薬師堂45 (南知多町立豊浜中学校)
境川	一ツ木	刈谷市一ツ木町西田60-1地先 (一ツ木水位観測所)	蒲郡	蒲郡市浜町地先 (蒲郡緑地公園)	

224

5 愛知県水防テレメータシステム水位観測局 (略)

No.	水系	河川名	観測所名	距離	河管	所在地	単位	河床高	0.0m	水防関係水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出陣水位 (第三基準)	避難関係水位	氾濫危険水位 (第四基準)	堤防高
49	天竜川	天田川	大野	0/600	知多	常滑市大野町5丁目134番1地先	TP	-0.70	0.00	-	-	-	-	(1.90)	2.60
50	阿久比川	阿久比川	神津阿久比川	3/300	知多	半田市岩津東町1丁目128番地先	TP	-0.20	0.00	(1.60)	(2.50)	(3.30)	-	(4.60)	5.30
51	十才川	十才川	岩津十才川	1/550	知多	半田市岩津東町1丁目128番地先	TP	-1.30	0.00	-	-	-	-	(1.70)	3.60
52	阿久比川	阿久比川	岩津阿久比川	3/300	知多	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越300番地先	TP	1.76	0.00	(3.30)	(4.10)	(4.80)	★4.45	★5.95	8.16
53	阿久比川	阿久比川	岩津阿久比川	7/230	知立	刈谷市泉田町西中浜5-2地先	TP	1.10	0.00	★1.10	★1.85	★1.35	★4.65	★3.20	8.30
54	観川	観川	岩津	12/400	知立	刈谷市井ヶ谷町稲葉崎地先	TP	8.90	0.00	(1.80)	(2.40)	(2.80)	-	(3.50)	15.30
55	観川	観川	岩津	16/600	豊田	みよし市西一色町塚ノ下41番地先	河床	-0.20	0.00	(1.40)	(2.30)	(2.70)	-	(3.30)	4.10
56	石ヶ瀬川	大野	大野	2/600	知多	大府市月見町4丁目地内	TP	2.00	0.00	(3.00)	(4.10)	(4.60)	-	(5.45)	6.50
57	泉田川	泉田川	泉田川	1/400	知立	刈谷市泉田町半崎98-1	TP	-	-	-	-	-	-	(3.14)	4.60
58	泉田川	泉田川	泉田川	1/400	知立	刈谷市泉田町半崎98-1	TP	-	-	-	-	-	-	(4.14)	4.60
59	泉田川	泉田川	泉田川	2/800	知立	刈谷市泉田町野地先	TP	-	-	(2.80)	(3.00)	(3.62)	-	(3.62)	4.00
60	泉田川	泉田川	泉田川	8/270	知立	刈谷市泉田町野地先	TP	-	-	(4.50)	(5.50)	-	-	(6.50)	8.60
61	津島川	津島川	津島川	1/270	知立	刈谷市津島町1丁目地先	TP	-2.60	0.00	-	-	-	-	(2.30)	3.30
62	津島川	津島川	津島川	8/450	知立	刈谷市一ツ木町西田60番1地先	TP	0.00	0.00	★2.70	★3.35	★3.90	★4.00	★4.80	5.90
63	津島川	津島川	津島川	0/900	知立	刈谷市一ツ木町西田60番1地先	TP	-1.40	0.00	-	-	-	-	(1.90)	2.50
64	津島川	津島川	津島川	0/900	知立	刈谷市一ツ木町西田60番1地先	TP	-1.00	0.00	(2.00)	(2.00)	-	-	(2.00)	2.50
65	津島川	津島川	津島川	10/600	知立	刈谷市西町宮後2番地先	TP	1.09	0.00	(3.60)	(4.25)	(4.85)	(5.20)	(6.00)	7.10
66	津島川	津島川	津島川	10/120	豊田	豊田平足町野地内	河床	-0.18	0.00	(1.45)	(1.80)	(1.80)	★1.00	★2.00	3.30
67	津島川	津島川	津島川	5/700	豊田	豊田市中根町小根崎4-68地先	河床	-0.70	0.00	(1.60)	(2.40)	(3.00)	-	(3.90)	4.50
68	津島川	津島川	津島川	10/120	豊田	豊田市中根町小根崎4-68地先	河床	-0.70	0.00	(1.60)	(2.40)	(3.00)	-	(3.90)	4.50
69	津島川	津島川	津島川	10/120	豊田	豊田市中根町小根崎4-68地先	河床	-0.70	0.00	(1.60)	(2.40)	(3.00)	-	(3.90)	4.50
70	高浜川	高浜川	高浜川	0/600	知立	刈谷市高浜町野地20番1地先	TP	-1.30	0.00	(1.30)	(2.00)	(2.50)	-	(3.40)	4.00
71	高浜川	高浜川	高浜川	0/600	知立	刈谷市高浜町野地20番1地先	TP	1.68	0.00	(3.25)	(3.90)	(4.15)	-	★4.65	5.85
72	高浜川	高浜川	高浜川	0/600	知立	高浜市田中町1丁目50番地先	TP	-4.90	0.00	-	-	-	-	(3.65)	4.90
73	高浜川	高浜川	高浜川	0/600	知立	碧南市丸山町1丁目34番地	TP	-	0.00	(0.90)	(0.90)	-	-	(1.40)	4.90
74	高浜川	高浜川	高浜川	0/600	知立	碧南市丸山町1丁目34番地	TP	-	0.00	(1.10)	(1.10)	-	-	(3.65)	4.90
75	高浜川	高浜川	高浜川	2/600	知立	碧南市丸山町2丁目13番1地先	TP	-4.00	0.00	-	-	-	-	(1.40)	3.00
76	高浜川	高浜川	高浜川	2/950	西三河	西尾市徳水町八丁目50-3地先	TP	-1.00	-0.02	(0.60)	(1.10)	(1.40)	-	(1.90)	2.60
77	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
78	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
79	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
80	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
81	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
82	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
83	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
84	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
85	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
86	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
87	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
88	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
89	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
90	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
91	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
92	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
93	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
94	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
95	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
96	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
97	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
98	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
99	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70
100	天作川	鹿津川	鹿津川	8/600	知立	安城市東水町大塚1番08地先	河床	0.17	0.00	(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70

223

水系名	観測所名	所在地	水系名	観測所名	所在地
天竜川	豊根	北設楽郡豊根村坂字場字宮嶋29-3 (道の駅豊根グリーンポートみやまじま)	境川	井ヶ谷	刈谷市井ヶ谷町稲葉崎99 (井ヶ谷観測所)
	富山	北設楽郡豊根村富山下柵13-3 (豊根村役場富山支所)	猿渡川	知立	知立市上重原町蔵福寺124 (知立建設事務所)
天白川	榎田川	名古屋市長東区道高町地内 (榎田川観測所)	高浜川	安城	安城市桜町18番23号 (安城市役所)
	日進	日進市蟹甲町中島268 (日進市役所)		高浜川	碧南市丸山町1-34 (高浜川水門)
日光川	日光川	海部郡飛島村大字梅之郷字宮東地先 (日光川排水機場)	梅田川	二川	豊橋市大岩町火打坂19-16 (豊橋市視聴覚教育センター)
	一宮	一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4 (一宮建設事務所)	汐川	田原	田原市田原町柳町上5-2 (柳町観測所)
	戸苅	一宮市萩原町築込字西古川1 (戸苅観測所)	免々田川	渥美	田原市福江町宮の脇48 (渥美観測所)
	大里	稲沢市奥田西伊町1-4 (奥田遊水池)	音羽川	御油	豊川市御油町美世賜185-1 (御油公民館)
	津島	津島市西柳原町1丁目14 (海部総合庁舎)	佐奈川	豊川	豊川市金星西町三丁目14 (豊川観測所)
阿久比川	阿久比	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50 (阿久比町役場)	東海	東海	東海市大田町下浜田164-5 (愛知用水道事務所)
	美浜	知多郡美浜町大字河和字北田面106 (美浜町役場)		半田	半田市瑞穂町2丁目2-1 (知多建設事務所)
新江川	西尾	西尾市寄住町下田13 (西三河建設事務所西尾支所)	沿岸	常滑	常滑市港町二丁目地内 (鬼崎験潮所)
	泉田	刈谷市泉田町西中浜5-2地先 (泉田観測所)		南知多	知多郡南知多町大字豊浜字薬師堂45 (南知多町立豊浜中学校)
境川	一ツ木	刈谷市一ツ木町西田60-1地先 (一ツ木観測所)	蒲郡	蒲郡市浜町地先 (蒲郡緑地公園)	

5 愛知県水防テレメータシステム水位観測局 (略)

No.	水系	河川名	観測所名	距離	河管	所在地	単位	河床高	0.0m	水防関係水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出陣水位 (第三基準)	避難関係水位	氾濫危険水位 (第四基準)	堤防高
49	天竜川	天田川	大野	0/600	知多	常滑市大野町5丁目134番1地先	TP	-0.70	0.00	-	-	-	-	(1.90)	2.60
50	阿久比川	阿久比川	神津阿久比川	3/300	知多	半田市岩津東町1丁目128番地先	TP	-0.20	0.00	(1.60)	(2.50)	(3.30)	-	(4.60)	5.30
51	十才川	十才川	岩津十才川	1/550	知多	半田市岩津東町1丁目128番地先	TP	-1.30	0.00	-	-	-	-	(1.70)	3.60
52	阿久比川	阿久比川	岩津阿久比川	3/300	知多										

愛知県水防計画

(略)

228

6 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局

No.	海岸名	箇所	観測所名	所管	所在地	単位	0点高	※	堤防高	
1	伊勢湾	名古屋港	天白川河口	尾張	東海市南柴田町リノ割363-12	TP.m	0	4.52	4.6	
2		鬼崎漁港	鬼崎		知多	常滑市港町2	TP.m	0	3.58	5.5
3	三河湾	師崎漁港	師崎	知多	知多郡南知多町大字師崎字林崎	TP.m	0	3.34	4.2	
4		衣浦港	衣浦港		半田市十一号地	TP.m	0	3.65	4.5	
5		一色漁港	一色		西三河	西尾市一色町坂田新田字築合	TP.m	0	3.47	4.4
6		形原漁港	形原		東三河	蒲郡市形原町港町	TP.m	0	3.47	5.1
7		三河港	三河港		豊橋市神野ふ頭町3-9	TP.m	0	3.47	6	
8		福江港	福江		田原市福江町日比浜	TP.m	0	2.53	4.5	

※ 台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値で設定している。

(追加)

229

7 危機管理型水位計

(1) 概要

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

水位情報は、一般財団法人河川情報センター[ホームページ](http://www.k.river.go.jp)「川の水位情報」(https://k.river.go.jp/)に掲載する。

[水位計 **104**基] (令和 **2**年4月1日現在)

(2) 水位計一覧

No.	所管	水系名	河川名	設置箇所	市町村
1	尾張	天白川	繁盛川	モチロ橋	名古屋市・日進市
				(追加)	
2		庄内川	矢田川	本地大橋	瀬戸市

(略)

6 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局

No.	海岸名	箇所	観測所名	所管	所在地	単位	零点高(T.P.)	※	堤防高	
1	伊勢湾	名古屋港	天白川河口	尾張	東海市南柴田町リノ割363-12	m	0.00	4.52	4.6	
2		鬼崎漁港	鬼崎		知多	常滑市港町2	m	0.00	3.58	5.5
3	三河湾	師崎漁港	師崎	知多	知多郡南知多町大字師崎字林崎	m	0.00	3.34	4.2	
4		衣浦港	衣浦港		半田市十一号地	m	0.00	3.65	4.5	
5		一色漁港	一色		西三河	西尾市一色町坂田新田字築合	m	0.00	3.47	4.4
6		形原漁港	形原		東三河	蒲郡市形原町港町	m	0.00	3.47	5.1
7		三河港	三河港		豊橋市神野ふ頭町3-9	m	0.00	3.47	6	
8		福江港	福江		田原市福江町日比浜	m	0.00	2.53	4.5	

注1) ※ 台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値で設定している。

注2) 令和3年1月29日、測地成果2011に基づき観測基準面を見直している。

7 危機管理型水位計

(1) 概要

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

水位情報は、一般財団法人河川情報センター[ウェブサイト](http://www.k.river.go.jp)「川の水位情報」(https://k.river.go.jp/)に掲載する。

[水位計 **173**基] (令和 **3**年4月1日現在)

(2) 水位計一覧

No.	所管	水系名	河川名	設置箇所	市町村	
1	尾張	天白川	繁盛川	モチロ橋	名古屋市・日進市	
2			庄内川	香流川	中島橋	名古屋市
3			天白川	扇川	相生橋	
4			山崎川	山崎川	可和名橋	
5			庄内川	新地藏川	立合橋	
6			庄内川	矢田川	本地大橋	瀬戸市

危機管理型
水位計の追
加

愛知県水防計画

3			瀬戸川	記念橋	春日井市	7			瀬戸川	記念橋	春日井市				
			4	水野川					水野大橋	8		水野川	水野大橋		
			5	西行堂川					牛山新田橋	9		西行堂川	牛山新田橋		
			6	内津川					厚金橋	10		内津川	厚金橋		
			7	地藏川					弥生公園橋	11		地藏川	弥生公園橋		
									<u>(追加)</u>	12		<u>内津川</u>	<u>篠原歩道橋</u>		
									<u>(追加)</u>	13		<u>繁田川</u>	<u>黒坪橋</u>		
									<u>(追加)</u>	14		<u>内津川</u>	<u>松本橋</u>		
									<u>(追加)</u>	15		<u>八田川</u>	<u>十五丁橋</u>		
									<u>(追加)</u>	16		<u>八田川</u>	<u>巡見橋</u>		
			8	大山川					高畑上橋	小牧市		17	大山川	高畑上橋	小牧市
									<u>(追加)</u>			18	<u>新境川</u>	<u>無名橋</u>	
									<u>(追加)</u>			19	<u>池田川</u>	<u>無名橋</u>	
9			薬師川	新金井戸橋		20	薬師川	新金井戸橋							
				<u>(追加)</u>		21	<u>合瀬川</u>	<u>山北歩道橋</u>							
				<u>(追加)</u>		22	<u>中江川</u>	<u>宮前橋</u>							
		<u>(追加)</u>	23	<u>原川</u>	<u>土居北橋</u>										
10			矢戸川	正眼寺橋		24	矢戸川	正眼寺橋							
				<u>(追加)</u>		25	<u>巾下川</u>	<u>乳児塚橋歩道橋</u>							
				<u>(追加)</u>		26	<u>外堀川</u>	<u>外堀中橋</u>							
11			天神川	天神川1号橋	尾張旭市	27	天神川	天神川1号橋	尾張旭市						
				<u>(追加)</u>		28	<u>矢田川</u>	<u>印場橋</u>							
12	境川		皆瀬川	姥子橋	豊明市	29	皆瀬川	姥子橋	豊明市						
				<u>(追加)</u>		30	<u>正戸川</u>	<u>正戸川1号橋</u>							
13		天白川	天白川	新大正橋	日進市	31	天白川	天白川	新大正橋	日進市					

愛知県水防計画

14				米野木橋		32				米野木橋	
				<u>(追加)</u>		33		岩崎川	大向橋		
15		庄内川	新中江川	昭聖橋	小牧市・北名古屋市	34		庄内川	新中江川	昭聖橋	小牧市・北名古屋市
				<u>(追加)</u>		35		鴨田川	名古屋外環状線橋	北名古屋市	
16			水場川	水場橋	清須市・北名古屋市	36		水場川	水場橋	清須市・北名古屋市	
17			香流川	下川原橋	名古屋市・長久手市	37		香流川	下川原橋	名古屋市・長久手市	
				<u>(追加)</u>		38		大山川	大山川橋	豊山町	
18	一宮	日光川	日光川	田待橋	一宮市	39	一宮	日光川	日光川	田待橋	一宮市
				<u>(追加)</u>		40				東神橋	
19			光堂川	光堂橋		41		光堂川	光堂橋		
20			野府川	妙見橋		42		野府川	妙見橋		
				<u>(追加)</u>		43				江向橋	
21		庄内川	青木川	日吉橋 (赤池)		44		庄内川	青木川	日吉橋	
				<u>(追加)</u>		45				穂積橋	
				<u>(追加)</u>		46		縁葉川	縁葉橋		
22			薬師川	二ノ宮橋	犬山市	47		薬師川	二ノ宮橋	犬山市	
23			青木川	報国橋	江南市	48		青木川	報国橋	江南市	
24		日光川	日光川	日光川除塵機		49		日光川	日光川	日光川除塵機	
25		庄内川	五条川	曾本橋		50		庄内川	五条川	曾本橋	
26			青木川	無名橋	扶桑町	51			青木川	無名橋	扶桑町
27		日光川	福田川	無名橋	稲沢市	52		日光川	福田川	無名橋	稲沢市
28			三宅川	大和橋		53			三宅川	大和橋	
29			領内川	甲橋 (祖父江)		54			領内川	甲橋	

愛知県水防計画

50		日長川	日長川	東海渡橋	知多市	80		日長川	日長川	東海渡橋	知多市
51		信濃川	信濃川	長曾橋		81		信濃川	信濃川	長曾橋	
				(追加)		82		阿久比川	阿久比川	宮津橋	阿久比町
				(追加)	東浦町	83		豆搦川	豆搦川	豆搦橋	東浦町
52		須賀川	須賀川	蕨橋		84		須賀川	須賀川	蕨橋	
53		境川	境川	刈谷境橋		85		境川	境川	刈谷境橋	
54			五ヶ村川	緒川橋		86			五ヶ村川	緒川橋	
55		山海川	山海川	月の輪橋	南知多町	87		山海川	山海川	月の輪橋	南知多町
56		内海川	内海川	名切橋		88		内海川	内海川	名切橋	
				(追加)		89		石川	石川	鹿ノ子田橋	武豊町
57		布土川	布土川	木部橋	美浜町	90		布土川	布土川	木部橋	美浜町
58		新江川	新江川	河浦橋		91		新江川	新江川	河浦橋	
59		大川	大川	古布橋		92		大川	大川	古布橋	
				(追加)		93		山王川	山王川	山王橋	
60	西三河	矢作川	広田川	井上橋	岡崎市	94	西三河	矢作川	広田川	井上橋	岡崎市
61			乙川	殿橋		95			乙川	殿橋	
62				丸岡橋		96				丸岡橋	
63			安藤川	中井橋		97			安藤川	中井橋	
				(追加)		98			砂川	丸池橋	
				(追加)		99			占部川	占野小橋	
				(追加)		100			男川	樫山大橋	
				(追加)		101			青木川	青木橋	
64		矢崎川	矢崎川	饗庭新橋	西尾市	102		矢崎川	矢崎川	饗庭新橋	西尾市
65		北浜川	二の沢川	宮東橋		103		北浜川	二の沢川	宮東橋	
66		矢作川	矢作古川	大富橋		104		矢作川	矢作古川	大富橋	
67				小島橋		105				小島橋	

愛知県水防計画

68				横須賀大橋				上横須賀橋			
69			広田川	下永良橋			広田川	下永良橋			
70				観音橋	幸田町			観音橋	幸田町		
71			相見川	高力橋			相見川	高力橋			
72	知立	高浜川	新川	浜尾橋	碧南市		知立	高浜川	新川	浜尾橋	碧南市
73		前川	前川	清水橋	刈谷市			前川	前川	清水橋	刈谷市
74			江添川	依高橋				江添川	依高橋		
		境川		(追加)				境川	登杭川	境1号橋	
75			茶屋川	築溜橋					茶屋川	築溜橋	
				(追加)					猿渡川	下り松川	深見橋
				(追加)					前川	前川	河口部
				(追加)					境川	境川	境橋
76		矢作川	西鹿乗川	西鹿乗橋	安城市			矢作川	西鹿乗川	西鹿乗橋	安城市
		高浜川		(追加)				高浜川	長田川	大山田橋	
77			半場川	城藤橋					半場川	城藤橋	
78		猿渡川	猿渡川	井畑橋				猿渡川	猿渡川	井畑橋	
79			吹戸川	吹戸橋	知立市				吹戸川	吹戸橋	知立市
80			猿渡川	六反橋					猿渡川	六反橋	
				(追加)					割目川	谷田北橋	
81		高浜川	稗田川	法響橋	高浜市			高浜川	稗田川	法響橋	高浜市
	豊田	矢作川	矢作川	(追加)	豊田市		豊田	矢作川	矢作川	平戸橋	豊田市
82	加茂			新富国橋			加茂			新富国橋	
				(追加)					家下川	家下1号橋	
				(追加)					足助川	足助新橋	
				(追加)					安永川	吉森橋	
				(追加)					加茂川	京ヶ峰橋	
106											
107			広田川	下永良橋							
108				観音橋	幸田町						
109			相見川	高力橋							
110	知立	高浜川	新川	浜尾橋	碧南市		知立	高浜川	新川	浜尾橋	碧南市
111		前川	前川	清水橋	刈谷市			前川	前川	清水橋	刈谷市
112			江添川	依高橋				江添川	依高橋		
113		境川		(追加)				境川	登杭川	境1号橋	
114			茶屋川	築溜橋					茶屋川	築溜橋	
115				(追加)					猿渡川	下り松川	深見橋
116				(追加)					前川	前川	河口部
117				(追加)					境川	境川	境橋
118		矢作川	西鹿乗川	西鹿乗橋	安城市			矢作川	西鹿乗川	西鹿乗橋	安城市
119		高浜川		(追加)				高浜川	長田川	大山田橋	
120			半場川	城藤橋					半場川	城藤橋	
121		猿渡川	猿渡川	井畑橋				猿渡川	猿渡川	井畑橋	
122			吹戸川	吹戸橋	知立市				吹戸川	吹戸橋	知立市
123			猿渡川	六反橋					猿渡川	六反橋	
124				(追加)					割目川	谷田北橋	
125		高浜川	稗田川	法響橋	高浜市			高浜川	稗田川	法響橋	高浜市
126	豊田	矢作川	矢作川	(追加)	豊田市		豊田	矢作川	矢作川	平戸橋	豊田市
127	加茂			新富国橋			加茂			新富国橋	
128				(追加)					家下川	家下1号橋	
129				(追加)					足助川	足助新橋	
130				(追加)					安永川	吉森橋	
131				(追加)					加茂川	京ヶ峰橋	

愛知県水防計画

	96	豊川	善光寺川	善光寺橋	豊川市	157	豊川	善光寺川	善光寺橋	豊川市	
	97	佐奈川	帯川	新町橋		158	佐奈川	帯川	新町橋		
	98		佐奈川	佐土		159		佐奈川	荒古橋		
	99	音羽川	白川	市田橋		160	音羽川	白川	市田橋		
	100		音羽川	国府		161		音羽川	森橋歩道橋		
				(追加)			西古瀬川	筋違橋			
				(追加)		163	御津川	御津川	山下橋		
				(追加)		164	音羽川	白川	都橋		
	101	西田川	西田川	昭和橋	蒲郡市	165	西田川	西田川	昭和橋	蒲郡市	
	102	落合川	落合川	大坪橋		166	落合川	落合川	大坪橋		
				(追加)		167	西田川	西田川	記念橋		
				(追加)	168	拾石川	拾石川	拾石橋			
	103	汐川	汐川	西野橋	田原市	169	汐川	汐川	西野橋	田原市	
	104	蜷川	蜷川	太神橋		170	蜷川	蜷川	太神橋		
				(追加)		171	汐川	清谷川	滝頭橋		
				(追加)	172	池尻川	池尻川	吹出橋			
				(追加)	173	免々田川	免々田川	天神橋			
	第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作					第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作					
267	2 排水ポンプ場					2 排水ポンプ場					表記の整理
	(11) 水干川排水機場等操作規則 (抜粋)					(11) 水干川排水機場等操作規則 (抜粋)					
	(略)					(略)					
	(洪水時における操作の方法)					(洪水時における操作の方法)					
	第3条 愛知県知立建設事務所長 (以下「所長」という。) は、水干川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。					第3条 愛知県知立建設事務所長 (以下「所長」という。) は、水干川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。					
	(略)					(略)					
	(5) (追加) 外水位が (追加) T. P. プラス 5. 20 mに達したときは、排水機の運転を停止 (追加) する。					(5) 第1号、2号の規定により排水機の運転をしている状態で逢妻川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の恐れがある場合は、以					

<p>268</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(6) 排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。 (略)</p> <p>(12) 流れ川第1、第2排水機等操作規則（抜粋） (略) (洪水時における操作の方法)</p> <p>第3条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、流れ川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。 (略)</p> <p>(5) <u>(追加)</u> 外水位が第1排水機場において <u>(追加)</u> T. P. プラス <u>5. 20</u> mに達したとき、又は第2排水機場において <u>(追加)</u> T. P. プラス <u>5. 30</u> mに達したときは、排水機の運転を停止 <u>(追加)</u> する。</p>	<p><u>下のおり排水機の操作を行うものとする。</u></p> <p><u>1) 外水位が排水調整停止水位 (T. P. プラス5. 17m) に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。</u></p> <p><u>2) 排水調整停止到達のより排水機の運転を停止した後、外水位が下降し、排水調整再開水位 (T. P. プラス4. 97m) を下回ったときは、排水機の運転を再開することができる。</u></p> <p><u>(6) 第1号、2号の規定により排水機を運転している状態で逢妻川において河川からの越水または破堤が発生し、境川流域排水調整要綱第6条第2項に基づき排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所への応急復旧が完了したとき、若しくは逢妻川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、同要綱第7条第2項に基づき通知をしたときとする。</u></p> <p>(7) 排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。 (略)</p> <p>(12) 流れ川第1、第2排水機等操作規則（抜粋） (略) (洪水時における操作の方法)</p> <p>第3条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、流れ川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。 (略)</p> <p>(5) <u>第1号、2号の規定により排水機の運転をしている状態で逢妻川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。</u></p> <p><u>1) 外水位が第1排水機場において排水調整停止水位 (T. P. プラス5. 17m) に達したとき、又は第2排水機場において排水調整停止水位 (T. P. プラス5. 31m) に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。</u></p> <p><u>2) 排水調整停止到達により排水機の運転を停止した後、外水位が下降し、第1排水機場において排水調整再開水位 (T. P.</u></p>	
------------	---	---	--

271	<p><u>(追加)</u></p> <p>(6) 排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。 (略)</p> <p>3 ダム等</p> <p>(2) 新豊根ダム操作規則 (抜粋)</p> <p>(洪水)</p> <p>第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上（ただし、電源開発株式会社新豊根発電所（以下「発電所」という。）の揚水量を除く。）である場合における当該流水とする。 (略)</p> <p>(洪水調節等のための利用)</p> <p>第10条 洪水調節は、<u>(追加) 洪水期間にあつては、</u>標高466.9メートルから標高474.0メートルまでの容量10,500,000立方メートル、<u>非洪水期間にあつては、</u>標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートル<u>を利用して行うものとする。</u></p> <p>2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間において<u>は、</u>標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートルを利用して行うものとする。 (予備放流)</p> <p>第14条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合<u>に、</u>水</p>	<p><u>プラス4.97m)を、又は第2排水機場において排水調整再開水位(T.P.プラス5.11m)を下回ったときは、排水機の運転を再開することができる。</u></p> <p><u>(6) 第1号、2号の規定により排水機を運転している状態で逢妻川において河川からの越水または破堤が発生し、境川流域排水調整要綱第6条第2号に基づき排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは逢妻川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、同要綱第7条第2項に基づき通知をしたときとする。</u></p> <p>(7) 排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。 (略)</p> <p>3 ダム等</p> <p>(2) 新豊根ダム操作規則 (抜粋)</p> <p>(洪水)</p> <p>第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（<u>電源開発株式会社新豊根発電所（以下「発電所」という。）の揚水量を除く。</u>以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上（<u>削除</u>）である場合における当該流水とする。 (略)</p> <p>(洪水調節等のための利用)</p> <p>第10条 洪水調節は、<u>次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める容量を利用して行うものとする。</u></p> <p>一 洪水期間（<u>削除</u>） 標高466.9メートルから標高474.0メートルまでの容量10,500,000立方メートル</p> <p>二 非洪水期間（<u>削除</u>） 標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートル（<u>削除</u>）</p> <p>2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間において（<u>削除</u>）、標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートルを利用して行うものとする。 (予備放流)</p> <p>第14条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合<u>で、</u>水</p>
-----	---	---

愛知県水防計画

位が予備放流（追加）をこえているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒300立方メートルを限度とし（追加）放流を行うものとする。

（洪水調節）

第15条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が472.6メートル以上にある場合（追加）で気象・水象その他の状況により特に必要があると認めるときはこの限りではない。

（略）

二 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めた時以後は、（追加）毎秒 { (前号の方法による捜査中における最大流入量 - 300) × 0.267 + 300 } 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。

三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、前2号に規定する方法により（追加）放流すること。

四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒300立方メートルを下るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以後は、流入量が毎秒 { (当該流入量 - 300) × 1 / 0.267 + 300 } 立方メートルに等しくなる（追加）まで、当該放流量に相当する水量の流水を放流すること。

五 （追加）流入量が、前号に規定する毎秒 { (当該流入量 - 300) × 1 / 0.267 + 300 } 立方メートルを越えたとき以後は、前4号に定める方法により放流すること。

六 流入量が、毎秒1,800立方メートルを越えたとき以後は、流入量が毎秒700立方メートルに等しくなる時まで、毎秒700立方メートルの水量を放流すること。

2 所長は水位が予備放流水位と予備放流水位から6.7メートルを感じた水位の間にあるときは洪水調節に支障を与えないよう、流入量

位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒300立方メートルを限度としてダムから放流を行うものとする。

（洪水調節）

第15条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が、472.6メートル以上にある場合又は、洪水期間にあつては予備放流水位から5.6メートルを減じた水位、非洪水期間にあつては予備放流水位から3.5メートルを減じた水位より下にある場合で、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（略）

二 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、流入量が放流量と等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなる時まで、毎秒 { (前号の方法による操作中における最大流入量 - 300) × 0.267 + 300 } 立方メートルの水量の流水の放流を行うこと。

三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、前2号に規定する方法によりダムから放流を行うこと。

四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒300立方メートルを下るまでの間に流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以降は、流入量が毎秒 { (当該放流量 - 300) × (1 / 0.267) + 300 } 立方メートルに等しくなる時まで、当該放流量に相当する水量の流水を放流を行うこと。

五 前号の方法による操作の後、流入量が前号に規定する式により得られる水量を超えたとき以後は、前4号に定める方法により放流を行うこと。

六 流入量が、毎秒1,800立方メートルを超えた時以後は、流入量が毎秒700立方メートルに等しくなる時まで、毎秒700立方メートルの水量の放流を行うこと。

（削除）

愛知県水防計画

<p>276</p> <p>278</p>	<p><u>に応じて放流を開始するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) 矢作ダム操作規則 (抜粋)</p> <p>(洪水)</p> <p>第3条 洪水は、流水の<u>貯留地</u>への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒800立方メートル以上である場合における当該流水とする。</p> <p>(洪水期間及び非洪水期間)</p> <p>第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。</p> <p>一 洪水期間 6月1日から10月15日まで</p> <p>二 非洪水期間 10月<u>(追加)</u>から翌年5月31日まで</p> <p>(略)</p> <p>(洪水調節)</p> <p>第19条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これらによらないことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 流入量が最大に達した後は、毎秒{ (<u>追加</u>) 流入量-800} × 0.333+800} 立方メートルを限度として流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。</p> <p>(ゲートの操作方法)</p> <p>第31条 ゲート进行操作してダムから放流を行う場合においては、コンジットゲートの操作により行うことを原則とし<u>て</u>、これによって所要の放流ができないときは、クレストゲート进行操作して放流するものとする。</p> <p>(クレストゲートの操作)</p> <p>第32条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。</p> <p>一 第24条各号の一に該当する場合において<u>(追加)</u>、ダムから放流を行うとき。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 越戸ダム操作規定 (抜粋)</p> <p>(洪水及び洪水時)</p> <p>第4条 この<u>規定</u>において「洪水」とは、調整池への流入量(以下「流入</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 矢作ダム操作規則 (抜粋)</p> <p>(洪水)</p> <p>第3条 洪水は、流水の<u>貯水池</u>への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒800立方メートル以上である場合における当該流水とする。</p> <p>(洪水期間及び非洪水期間)</p> <p>第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。</p> <p>一 洪水期間 6月1日から10月15日まで</p> <p>二 非洪水期間 10月<u>16日</u>から翌年5月31日まで</p> <p>(略)</p> <p>(洪水調節)</p> <p>第19条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これらによらないことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 流入量が最大に達した後は、毎秒{ (<u>最大</u>) 流入量-800} × 0.333+800} 立方メートルを限度として流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。</p> <p>(ゲートの操作方法)</p> <p>第31条 ゲート进行操作してダムから放流を行う場合においては、コンジットゲートの操作により行うことを原則とし<u>(削除)</u>、これによって所要の放流ができないときは、クレストゲート进行操作して放流するものとする。</p> <p>(クレストゲートの操作)</p> <p>第32条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。</p> <p>一 第24条各号の一に該当する場合において<u>は</u>、ダムから放流を行うとき。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 越戸ダム操作規程 (抜粋)</p> <p>(洪水及び洪水時)</p> <p>第4条 この<u>規程</u>において「洪水」とは、調整池への流入量(以下「流入</p>	
-----------------------	--	---	--

愛知県水防計画

量」という。)が $750\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい、(追加)「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条 (追加) 第3号 (気象観測の成果を収集) 及び第4号 (通報) 並びに前条 (追加) 第1号 (流入量の予測) に掲げる措置のほか、(追加) 次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し及び調整池に流水を貯留すること。

ただし調整池からの放流は (追加) 下流の水位の急激な変動を生じないため、必要な最小限度において (追加) その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 洪水時が始まった時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間 (追加) これを継続すること。

(追加)

ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て調整池水位が予備放流水位に等しくするまでの間、これを継続すること。

(追加)

ハ ロに規定する時間が経過した時から、流入量が $200\text{m}^3/\text{S}$ になるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ニ ハに規定する時間を経過した時以後においては、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

ホ イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時にける調整池水位が予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後において、イからニまでの規定の例により調整池から放流すること。

量」という。)が $1,200\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい、(削除)「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条 第1項第3号 (削除) 及び第4号 (削除) 並びに前条 第1項第1号 (削除) に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。

ただし調整池からの放流は、(削除) 下流の水位の急激な変動を生じないため (削除) 必要な最小限度において、(削除) その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 洪水時 に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、(削除) これを継続すること。

ただし、既に洪水吐ゲートが全開となっている場合は、これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき流入量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しく なるまでの間、これを継続すること。

ただし、調整池水位が予備放流水位を下まわっている場合は流入量が最大となるまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(削除)

(削除)

愛知県水防計画

<p>279</p>	<p>(略)</p> <p>(10) 羽布ダム操作規定 (抜粋)</p> <p>(洪水及び洪水時)</p> <p>第4条 この規定において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が 80m³/S以上であることをいい、<u>(追加)</u> 「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。</p> <p>(洪水警戒時における措置)</p> <p>第21条 洪水警戒時においては、<u>(追加)</u> 前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。</p> <p>ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。</p> <p>イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を<u>こ</u>えているときは、貯水池からの放流を行い、<u>貯水池</u>が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) <u>その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。</u></p> <p>(洪水時における措置)</p> <p>第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないように<u>して</u>すること。</p>	<p>(略)</p> <p>(10) 羽布ダム操作規程 (抜粋)</p> <p>(洪水及び洪水時)</p> <p>第5条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が 80m³/S以上であることをいい、<u>「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。</u></p> <p>(洪水警戒時における措置)</p> <p>第22条 洪水警戒時においては、<u>前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。</p> <p>ただし、貯水池からの放流は、第13条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。</p> <p>イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を<u>超</u>えているときは、貯水池からの放流を行い、<u>貯水位</u>が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p><u>(3) 水害が予想される際には、前号の規定にかかわらず、別に定める羽布ダム事前放流等実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。</u></p> <p>(4) <u>その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置 (削除)</u></p> <p>(洪水時における措置)</p> <p>第23条 洪水時においては、第21条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度においてその急激な変動を生じないように<u>(削除)</u>すること。</p>	
------------	---	---	--

愛知県水防計画

280	<p>イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。</p> <p>(イ) 洪水時に至った時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、<u>ダム</u>の洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。</p> <p>(ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大<u>と</u>なった時を経て貯水位が予備放流水位に等しく<u>する</u>までの間、これを継続すること。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 丸山ダム操作要領 (抜粋) (出水時の操作)</p> <p>第11条 <u>流量が毎秒2,500立方メートル以上の時、ダム地点における最大流量を人為的に増大させることを避け、かつ洪水調節を実施するために左の各号によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 流量が増加して毎秒2,500立方メートルに達し、なお増大するおそれのあるときは、可能な限り水位を当該流量に達したときの水位以下に保持するよう漸時門扉を開きつつ放流するものとする。</u></p> <p><u>(2) 流量が増加して、水位を前項の水位以下に保持することが不可能になった場合は、流量が毎秒4,800立方メートルに達するまでは門扉を全開のまま自然溢流の状態に保つものとする。</u></p> <p><u>(3) 流量が増加して毎秒4,800立方メートルに保ちながら、洪水時満水位を限度として水位を上昇せしめるものとする。</u></p> <p><u>(4) 水位が洪水時満水位を超えて上昇するおそれのある場合は流入量を限度として毎秒4,800立方メートルを超えて放流することができる。</u></p> <p>(洪水調整 (追加) 後の水位の復元)</p> <p>第12条 <u>流量が減少して毎秒4,800立方メートルになった後は放流量に急激な変動を与えないようにしながら漸時超過貯水を放流し、常時満水位に復するものとする。</u></p>	<p>イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。</p> <p>(イ) 洪水時に至った時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、<u>ダム (削除)</u>の洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。</p> <p>(ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大<u>に</u>なった時を経て貯水位が予備放流水位に等しく<u>なる</u>までの間、これを継続すること。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 丸山ダム操作規則 (抜粋) (洪水調節)</p> <p>第11条 <u>所長は、流入量が毎秒4,800立方メートルを超えたとき以後は、流入量が、毎秒4,800立方メートルに等しくなるときまで、毎秒4,800立方メートルの水量を放流すること。</u></p> <p><u>ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(洪水調節等の後における水位の低下)</p> <p>第12条 <u>所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後には、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後には、毎秒4,800立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。</u></p> <p><u>ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場</u></p>
-----	---	--

愛知県水防計画

<p>281</p>	<p>(13) 濃尾用水犬山頭首工操作規程 (抜粋) ((追加) 出水時の操作) 第 1 5 条 河川流量が頭首工地点において毎秒600立方メートルに達するまでは制水門第 1 号の自動調節により標高37.00メートルを下限とし、標高37.40メートルを上限として開扉放流するものとする。 1 河川流量が前項の量を越え以後増水する場合は、出水に応じて標高37.10メートルを保ちながら順次制水門第 2 号、同第 3 号、同第 4 号、同第 5 号および同第 6 号土砂吐制水門第 1 号および同第 2 号を開扉したままの状態にするものとする。 2 河川流量が頭首工地点において毎秒3,000立方メートルに達した場合は、左岸導水路余水吐水門を全開するとともに取入水門を閉扉するものとする。</p> <p>((追加) 出水後の操作) 第 1 6 条 河川流量が頭首工地点において毎秒2,000立方メートル以下となり以後増水のおそれがないと認められたときは、取入水門を開扉するとともに左岸導水路余水吐水門を操作するものとする。 2 頭首工地点において木曾川水位が標高37.40メートルに減じた後は毎秒600立方メートルに達するまで標高37.40メートルを保ちながら減水に応じて土砂吐制水門第 2 号および同第 1 号、制水門第 6 号、同第 5 号、同第 4 号、同第 3 号、同第 2 号および同第 1 号と順次閉扉するものとする。</p>	<p>合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。</p> <p>(13) 濃尾用水犬山頭首工管理規程 (抜粋) (頭首工ゲートの出水時の操作) 第 8 条 今渡地点の木曾川本川流量が600m³/sに達するまでは、制水門 1 号、制水門 6 号を小開度とし、制水門 3 号フラップゲート及び制水門 4 号フラップゲート、制水門 2 号により開扉放流するものとする。 2 今渡地点の木曾川本川流量が前項の量を越え以後増水する場合は、出水に応じて標高37.40mを保ちながら、制水門 3 号フラップゲート及び制水門 4 号フラップゲートを全起立とし、順次制水門 2 号、制水門 1 号、制水門 3 号、制水門 4 号、制水門 5 号、制水門 6 号、土砂吐制水門 2 号及び土砂吐制水門 1 号、舟通し水門の順をもって、開操作を行うものとする。 さらに水位が標高37.40m以上に上昇するときは、全制水門及び全土砂吐制水門、舟通し水門を全開状態におくものとする。 3 今渡地点の木曾川本川流量が3,000m³/sに達した場合は、左岸余水吐水門を全開するとともに左岸取入樋門及び右岸沈砂池制水門を全閉するものとする。 4 1つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを始動する場合は、少なくとも30秒を経過した後でなければ始動させてはならない。ただし、頭首工の水位が急激に上昇している場合においてやむを得ないと認められるときは、第 2 項及び本項についてこの限りでない。</p> <p>(頭首工ゲートの出水後の操作) 第 9 条 頭首工地点において上流水位が標高37.40mに減じた後、今渡地点の木曾川本川流量が600m³/sに達するまで、標高37.40mを保ちながら減水に応じて、土砂吐制水門 1 号及び土砂吐制水門 2 号、制水門 6 号、制水門 5 号、制水門 4 号、制水門 3 号、舟通し水門、制水門 1 号、制水門 2 号と順次閉扉するものとする。 ただし、制水門 1 号及び制水門 6 号については、全閉とせず、小開度の開度にて放流を行うものとする。 なお、舟通し水門がまだ全開になっている状態で増水に転じた場合は、舟通し水門を除く前条 2 の順で開操作を行うものとする。</p>	
------------	---	--	--

<p>282</p>	<p>(14) 木曾川用水 <u>木曾川大堰操作規程</u> (抜粋) <u>(追加)</u> 第 <u>1 8</u> 条 所長は、<u>出水時において</u>、取水堰のゲートの操作によって取水堰の上流水位を標高3.70メートル以下に保つことができない<u>ときは</u>、速やかに、取水堰のすべてのゲートを全開しなければならない。 2 所長は、降雨等により幹線用水路等の水位の急激な上昇及びこれに伴う危害の発生が予想される場合においては、速やかに、木曾川大堰の取水<u>工</u>に設置した制水ゲート若しくは非常用ゲートの閉そく等又は幹線用水路の放水口の開放等危害防止のために必要な措置をとらなければならない。 (危害防止のための通知等) 第 <u>1 9</u> 条 所長は、<u>別に定めるところにより</u>、<u>公団法第 2 5 条</u>の規定による危害防止のための通知及び周知の措置を <u>(追加)</u> 行うものとする。 (15) 長良川河口堰に関する <u>操作規則</u> (抜粋) (洪水の安全な流下のための操作) 第 <u>5</u> 条 長良川河口堰<u>監理</u>所長 (以下「所長」という。) は、堰流入量が毎秒800立方メートルに達した<u>ときは</u>は全ての調節ゲート、閘門ゲート及びロック式魚道ゲート (以下「全てのゲート」という。) を全開としなければならない。全開とした後は、堰流入量が毎秒800立方メートル以下に減少するまで、<u>すべての</u>ゲートを計画堤防天端高 (T.P. +5.8メートル。以下「堤防高」という。) より高く引き上げておかなければならない。 <u>(追加)</u> 2 所長は、堰流入量が毎秒200立方メートルを超え、かつ、さらに増加するおそれのある場合には、前項に規定する操作に備えるものとし、調節ゲートをアンダーフローの状態としなければならない。ただ</p>	<p><u>2 今渡地点の木曾川本川流量が2,000m³/s以下となり以降増水のおそれがないと認められるときは、左岸取入樋門及び右岸取入樋門を開扉するとともに左岸余水吐水門を操作するものとする。</u> <u>3 今渡地点の木曾川本川流量が600m³/sを下回った場合は、制水門 3号フラップゲート及び制水門 4号フラップゲートの自動制御を再開するものとする。</u> (14) 木曾川用水 <u>施設に関する施設管理規程</u> (抜粋) <u>(危害防止のための木曾川大堰及び濃尾第二施設の操作)</u> 第 <u>1 6</u> 条 所長は、<u>降雨等により</u>、取水堰のゲートの操作によって取水堰の上流水位を標高3.70メートル以下に保つことができない<u>場合は</u>、速やかに、取水堰のすべてのゲートを全開しなければならない。 2 所長は、降雨等により幹線用水路等の水位の急激な上昇及びこれに伴う危害の発生が予想される場合においては、速やかに、木曾川大堰の取水<u>口</u>に設置した制水ゲート若しくは非常用ゲートの閉そく等又は幹線用水路の放水口の開放等危害防止のために必要な措置を執らなければならない。 (危害防止のための通知等) 第 <u>1 7</u> 条 所長は、<u>機構法第 1 9 条</u>の規定による危害防止のための通知及び周知の措置を、<u>別に定めるところにより</u> 行うものとする。 (15) 長良川河口堰に関する <u>施設管理規程</u> (抜粋) (洪水の安全な流下のための操作) 第 <u>6</u> 条 長良川河口堰<u>管理</u>所長 (以下「所長」という。) は、堰流入量が毎秒800立方メートルに達した<u>時</u>には全ての調節ゲート、閘門ゲート及びロック式魚道ゲート (以下「全てのゲート」という。) を全開としなければならない。全開とした後は、堰流入量が毎秒800立方メートル以下に減少するまで、<u>全ての</u>ゲートを計画堤防天端高 (T.P. +5.8メートル。以下「堤防高」という。) より高く引き上げておかなければならない。 <u>ただし、細則に定める塩水の遡上のおそれがあり、かつ、長良油島水位観測所に設置された水位計により測定された長良川の水位が T.P. +1.92メートルを下回っている場合は、全開としないことができる。</u> 2 所長は、堰流入量が毎秒200立方メートルを超え、かつ、さらに増加するおそれのある場合には、前項に規定する操作に備えるものとし、調節ゲートをアンダーフローの状態としなければならない。ただ</p>	
------------	--	--	--

愛知県水防計画

し、下流推移の状況により塩水の遡上のおそれがあるときには、前項に規定する操作に備えている限りにおいてアンダーフロー(追加)の状態とすることができる。

(高潮時に関する操作等)

第6条 所長は、前条の規定にかかわらず、下流水位がT.P. +2.1メートルを超える高潮時には、すべてのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

2 所長は、前条第1項(追加)に規定する(追加)場合を除き、下流水位がT.P. +1.2メートルを超えたときは、次の各号に定めるところにより操作を行うものとする。

一 下流水位がT.P. +2.1メートルを超えると予測される場合には、前条(追加)第2項ただし書の規定にかかわらず調節ゲートをアンダーフローの状態とし、前項に規定する操作に備えるものとする。

二 (略)

(津波時に関する操作)

第7条 所長は、気象庁から伊勢湾沿岸に対して津波警報が発せられ、伊勢湾外からの細則に定める高さ以上の津波の到達が予測されるときには、前2条の規定にかかわらず、全てのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

(平常時の操作)

第8条 所長は、前3条に規定する場合を除いては、河川環境の保全に配慮しつつ、次の各号に定めるところにより操作を行うものとする。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

(ゲート操作の原則)

第10条 所長は、(追加)ゲートを操作するときは、堰の上流及び下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

(操作に関する通知等)

第11条 所長は、ゲートを操作することにより、流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あら

し、下流水位の状況により塩水の遡上のおそれがあるときには、前項に規定する操作に備えている限りにおいてアンダーフロー以外の状態とすることができる。

(高潮時に関する操作等)

第7条 所長は、前条の規定にかかわらず、下流水位がT.P. +2.1メートルを超える高潮時には、全てのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

2 所長は、前条第1項本文に規定する操作を行う場合を除き、下流水位がT.P. +1.2メートルを超えたときは、次(削除)に定めるところにより操作を行うものとする。

一 下流水位がT.P. +2.1メートルを超えると予測される場合には、前条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定にかかわらず調節ゲートをアンダーフローの状態とし、前項に規定する操作に備えるものとする。

二 (略)

(津波時に関する操作)

第8条 所長は、気象庁から伊勢湾沿岸に対して津波警報が発せられ、伊勢湾外からの細則に定める高さ以上の津波の到達が予測されるときには、前2条の規定にかかわらず、全てのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

(平常時の操作)

第9条 所長は、前3条に規定する場合を除いては、河川環境の保全に配慮しつつ、次(削除)に定めるところにより操作を行うものとする。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

(ゲート操作の原則)

第11条 所長は、ゲートを操作する場合は、堰の上流及び下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

(操作に関する通知等)

第12条 所長は、ゲートを操作することにより、流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あら

愛知県水防計画

	<p>はじめ <u>(追加)</u> 関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執らなければならない。 (操作についての指示)</p> <p>第12条 所長は、<u>建設省</u>中部地方<u>建設局長</u>の定める<u>工事</u>事務所長から長良川の河川管理に関連し堰の操作について指示があった<u>とき</u>は、これに基づき操作を行うものとする。 (略)</p>	<p>はじめ <u>関係機関</u>に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執らなければならない。 (操作についての指示)</p> <p>第13条 所長は、<u>国土交通省</u>中部地方<u>整備局長</u>の定める <u>(削除)</u> 事務所長から長良川の河川管理に関連し堰の操作について指示があった<u>場合</u>は、これに基づき操作を行うものとする。 (略)</p>																	
290	<p>第八節 決壊等の通報並びに決壊後の処理</p> <p>2 決壊後の処置 (法第26条、法第19条)</p> <p>(1) 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 ア (略) イ <u>避難勧告</u>等 (略)</p>	<p>第八節 決壊等の通報並びに決壊後の処理</p> <p>2 決壊後の処置 (法第26条、法第19条)</p> <p>(1) 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 ア (略) イ <u>避難指示</u>等 (略)</p>	災害対策基本法の改正に伴う変更																
292	<p>第十一節 水防報告と水防記録</p> <p>1 水防管理者 (略) ク <u>避難勧告</u>及び立退きの指示の発令日時、発令区域 (略)</p>	<p>第十一節 水防報告と水防記録</p> <p>1 水防管理者 (略) ク <u>避難指示</u>及び立退きの指示の発令日時、発令区域 (略)</p>	災害対策基本法の改正に伴う変更																
	<p>第十一章 他の機関等の協力応援</p> <p>第二節 大規模氾濫減災協議会 (水防災協議会) (略) 表2 直轄河川を対象とした水防災協議会 (法第15条の9)</p> <table border="1"> <tr> <td>協議会等の名称</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土岐川・庄内川の水害から命を守るための <u>(追加)</u> 会議</td> <td>庄内川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	協議会等の名称	事務局	(略)		土岐川・庄内川の水害から命を守るための <u>(追加)</u> 会議	庄内川河川事務所	(略)		<p>第十一章 他の機関等の協力応援</p> <p>第二節 大規模氾濫減災協議会 (水防災協議会) (略) 表2 直轄河川を対象とした水防災協議会 (法第15条の9)</p> <table border="1"> <tr> <td>協議会等の名称</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土岐川・庄内川の水害から命を守るための <u>合同</u> 会議</td> <td>庄内川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	協議会等の名称	事務局	(略)		土岐川・庄内川の水害から命を守るための <u>合同</u> 会議	庄内川河川事務所	(略)		表記の整理
協議会等の名称	事務局																		
(略)																			
土岐川・庄内川の水害から命を守るための <u>(追加)</u> 会議	庄内川河川事務所																		
(略)																			
協議会等の名称	事務局																		
(略)																			
土岐川・庄内川の水害から命を守るための <u>合同</u> 会議	庄内川河川事務所																		
(略)																			
300	<p>第五節 河川管理者の備蓄資器材 (略) (1) 国土交通大臣</p> <table border="1"> <tr> <td>備蓄施設の名称</td> <td>所在</td> <td>資器材の種別備蓄数量</td> <td>備考</td> </tr> </table>	備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考	<p>第五節 河川管理者の備蓄資器材 (略) (1) 国土交通大臣</p> <table border="1"> <tr> <td>備蓄施設の名称</td> <td>所在</td> <td>資器材の種別備蓄数量</td> <td>備考</td> </tr> </table>	備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考	数量の更新								
備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考																
備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考																

愛知県水防計画

	<table border="1"> <tr> <td>矢作川森町地区 河川防災ステーション</td> <td>豊田市森町一丁目90番地</td> <td>土砂1500m³、<u>異形ブロック500個、水防用材木、発電機、灯光器、土のう等</u></td> <td>ヘリポートあり</td> </tr> <tr> <td><u>木曽川高畑地区河川防災ステーション</u></td> <td>愛西市給父北部13番地</td> <td><u>投光器、水中ポンプ、発電機、土のう製作器、チェーンソー等</u></td> <td>ヘリポートあり</td> </tr> <tr> <td>庄内川清須地区河川防災ステーション</td> <td>清須市西枇杷島町南松原地先</td> <td>土砂3000m³、テトラポッド約1000個、木杭<u>(追加)</u>、土のう<u>(追加)</u>、オイルマット<u>(追加)</u>等</td> <td>ヘリポートあり</td> </tr> </table>	矢作川森町地区 河川防災ステーション	豊田市森町一丁目90番地	土砂1500m ³ 、 <u>異形ブロック500個、水防用材木、発電機、灯光器、土のう等</u>	ヘリポートあり	<u>木曽川高畑地区河川防災ステーション</u>	愛西市給父北部13番地	<u>投光器、水中ポンプ、発電機、土のう製作器、チェーンソー等</u>	ヘリポートあり	庄内川清須地区河川防災ステーション	清須市西枇杷島町南松原地先	土砂3000m ³ 、テトラポッド約1000個、木杭 <u>(追加)</u> 、土のう <u>(追加)</u> 、オイルマット <u>(追加)</u> 等	ヘリポートあり	<table border="1"> <tr> <td>矢作川森町地区 河川防災ステーション</td> <td>豊田市森町一丁目90番地</td> <td>土砂1500m³、<u>根固ブロック366個、木杭、ロープ類、土のう袋、鉄線、ビニールシート等</u></td> <td>ヘリポートあり</td> </tr> <tr> <td><u>愛西市八開水防センター</u></td> <td>愛西市給父北部13番地</td> <td><u>土砂47500m³、根固ブロック約604個</u></td> <td>ヘリポートあり</td> </tr> <tr> <td>庄内川清須地区河川防災ステーション</td> <td>清須市西枇杷島町南松原地先</td> <td>土砂3000m³、テトラポッド約1000個、木杭<u>約200本</u>、土のう<u>袋約2200枚</u>、オイルマット<u>約250枚</u>等</td> <td>ヘリポートあり</td> </tr> </table>	矢作川森町地区 河川防災ステーション	豊田市森町一丁目90番地	土砂1500m ³ 、 <u>根固ブロック366個、木杭、ロープ類、土のう袋、鉄線、ビニールシート等</u>	ヘリポートあり	<u>愛西市八開水防センター</u>	愛西市給父北部13番地	<u>土砂47500m³、根固ブロック約604個</u>	ヘリポートあり	庄内川清須地区河川防災ステーション	清須市西枇杷島町南松原地先	土砂3000m ³ 、テトラポッド約1000個、木杭 <u>約200本</u> 、土のう <u>袋約2200枚</u> 、オイルマット <u>約250枚</u> 等	ヘリポートあり	
矢作川森町地区 河川防災ステーション	豊田市森町一丁目90番地	土砂1500m ³ 、 <u>異形ブロック500個、水防用材木、発電機、灯光器、土のう等</u>	ヘリポートあり																								
<u>木曽川高畑地区河川防災ステーション</u>	愛西市給父北部13番地	<u>投光器、水中ポンプ、発電機、土のう製作器、チェーンソー等</u>	ヘリポートあり																								
庄内川清須地区河川防災ステーション	清須市西枇杷島町南松原地先	土砂3000m ³ 、テトラポッド約1000個、木杭 <u>(追加)</u> 、土のう <u>(追加)</u> 、オイルマット <u>(追加)</u> 等	ヘリポートあり																								
矢作川森町地区 河川防災ステーション	豊田市森町一丁目90番地	土砂1500m ³ 、 <u>根固ブロック366個、木杭、ロープ類、土のう袋、鉄線、ビニールシート等</u>	ヘリポートあり																								
<u>愛西市八開水防センター</u>	愛西市給父北部13番地	<u>土砂47500m³、根固ブロック約604個</u>	ヘリポートあり																								
庄内川清須地区河川防災ステーション	清須市西枇杷島町南松原地先	土砂3000m ³ 、テトラポッド約1000個、木杭 <u>約200本</u> 、土のう <u>袋約2200枚</u> 、オイルマット <u>約250枚</u> 等	ヘリポートあり																								
	(2) 愛知県知事※																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄施設の名称</th> <th>所在</th> <th>資器材の種別備蓄数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日光<u>(追加)</u>防災ステーション</td> <td>愛西市諸桑町地内</td> <td>土砂2500m³、トンパックスのう200袋等</td> <td>ヘリポートあり</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考	日光 <u>(追加)</u> 防災ステーション	愛西市諸桑町地内	土砂2500m ³ 、トンパックスのう200袋等	ヘリポートあり	<table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄施設の名称</th> <th>所在</th> <th>資器材の種別備蓄数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日光<u>川河川</u>防災ステーション</td> <td>愛西市諸桑町地内</td> <td>土砂2500m³、トンパックスのう200袋等</td> <td>ヘリポートあり</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考	日光 <u>川河川</u> 防災ステーション	愛西市諸桑町地内	土砂2500m ³ 、トンパックスのう200袋等	ヘリポートあり									
備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考																								
日光 <u>(追加)</u> 防災ステーション	愛西市諸桑町地内	土砂2500m ³ 、トンパックスのう200袋等	ヘリポートあり																								
備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考																								
日光 <u>川河川</u> 防災ステーション	愛西市諸桑町地内	土砂2500m ³ 、トンパックスのう200袋等	ヘリポートあり																								
	第六節 河川管理者からの情報提供（ホットライン）	第六節 河川管理者からの情報提供（ホットライン）																									
300	洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う <u>避難勧告</u> 等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の <u>恐れ</u> があるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。	洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う <u>避難指示</u> 等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の <u>おそれ</u> があるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。	災害対策基本法の改正に伴う変更																								
	第十二章 排水機の運転調整	第十二章 排水機の運転調整																									
	第二節 各河川における排水機の運転調整に係る要綱等	第二節 各河川における排水機の運転調整に係る要綱等																									
307	2 新川流域排水調整要綱 (1) 新川流域排水調整要綱 (略) 附 則 この要綱は令和2年3月6日から施行する。 <u>(追加)</u> (略)	2 新川流域排水調整要綱 (1) 新川流域排水調整要綱 (略) 附 則 この要綱は令和2年3月6日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は令和2年5月27日から施行する。</u> (略)	新川流域排水調整要綱の改定に伴う修正																								

愛知県水防計画

(別表第二：第五条第二項関係) 各単位流域の排水機一覧

区分	NO.	排水機名	管理者	位置		集水面積 (km ²)	排水量		備考		
				距離標	左岸		右岸	排水量 (m ³ /s)		比流量 (m ³ /s/km ²)	
新川下流	新川	1 藤前	名古屋市(上下水道部)	0k100		○	1.08	14.95	13.84		
		2 藤高その1	名古屋市(上下水道部)	0k900		○	1.32	1.38	1.05		
		3 七鳥	藤高土地改良区	1k900		○	0.31	0.83	2.68		
		4 福田	名古屋市(上下水道部)	3k120		○	2.54	20.75	8.17		
		5 助光	名古屋市(上下水道部)	5k500	○		1.63	18.33	11.25		
		6 福田	名古屋市(上下水道部)	6k560		○	2.96	20.25	6.84		
		7 伏屋	名古屋市(上下水道部)	6k880	○		1.25	11.38	9.10		
		8 万瀬川東	名古屋市(建設土木部)	8k150	○		0.40	4.32	10.80		
		9 万瀬	名古屋市(建設土木部)	8k300		○	0.71	5.40	7.61		
		10 砂子第一	大治町	8k951	○		0.47	1.50	3.19		
		11 三本木	大治町	9k673		○	1.51	3.00	1.99		
		12 ハツ屋第一	大治町	9k994	○		0.28	1.10	3.93		
		13 ハツ屋第二	大治町	10k821	○		0.05	0.21	4.20		
		14 養津	あま市	11k470		○	1.58	1.60	1.01		
合計						16.09	105.00	6.53			
新川上流	新川	15 下河原ポンプ場	清州市	12k740	○		0.12	0.14	1.17		
		16 土器野ポンプ場	清州市	13k600	○		0.32	5.13	16.03		
		17 ニツ私ポンプ場	清州市	13k750	○		1.02	5.68	7.35		
		18 宍野ポンプ場(旧)	清州市	13k770	○	ニツ私の一部	1.20	7.35	7.35		
		19 宍野ポンプ場(新)	清州市	13k881	○		0.63	6.22	9.90		
		20 豊田川ポンプ場	清州市	14k000		○	1.67	12.58	7.53		
		21 宍野橋門ポンプ場	清州市	14k308	○	ニツ私の一部	0.60	7.35	*		
		22 助七ポンプ場	清州市	14k662		○	2.08	6.40	3.07		
		23 小瀬窪ポンプ場	清州市	14k800	○		2.02	14.40	7.72		
		24 井天ポンプ場	清州市	14k940	○	小瀬窪の一部	1.20	7.72	23.24を併せて北河原を併せ		
		25 水瀬川	河川施設(堤防建設)	16k000		○	11.32	40.00	3.53		
		26 中田井	名古屋市(建設土木部)	16k400	○		1.81	14.65	8.09 (追加)		
		27 第二早田	名古屋市(建設土木部)	16k420		○	0.47	1.00	2.13		
		28 早田処理場	名古屋市(上下水道部)	16k830		○	2.23	19.67	8.82		
		29 第一早田	名古屋市(建設土木部)	17k350		○	0.18	1.00	5.56		
		30 籠車川	北名古屋市	17k900		○	0.90	7.50	8.33		
		31 籠田川	河川施設(堤防建設)	18k000		○	7.10	25.00	3.52		
		32 籠田川	北名古屋市	18k000		○	0.32	2.17	8.78		
		33 土小田井	名古屋市(建設土木部)	18k650	○		3.68	20.97	5.70		
		34 次地野ポンプ場	北名古屋市	19k517		○	0.40	7.42	18.55		
		35 次地野	北名古屋市	19k700		○	1.49	0.68	0.46		
		36 籠田池	名古屋市(上下水道部)	20k750		○	2.54	19.67	7.45		
		小計						40.40	213.28	5.28	
		合瀬川	合瀬川	37 高田寺	北名古屋市	0k600		○	0.68	0.84	1.24
				38 中江川	河川施設(堤防建設)	1k180	○		6.35	25.00	3.94
				39 自才ポンプ場	小牧市	8k870	○		0.39	1.25	3.20
				小計						7.42	27.09
		原川	原川	40 大橋	小牧市	0k040		○	0.05	0.95	18.27
				41 河町	小牧市	0k420	○		0.04	0.00	15.75
		小計						0.09	0.95	17.17	21.62を併せて11.7を併用
		大山川	大山川	42 久田良木川	津島市河川施設(豊山町)	0k750	○		4.80	9.90	2.06
				小計						4.80	9.90
		合計						92.71	492.28	5.31	
		五条川	五条川	43 中野津	あま市	0k450		○	0.53	0.50	0.94
				44 堀江ポンプ場	清州市	0k740	○		0.89	5.75	6.46
				45 上野津	あま市	0k850		○	0.79	0.33	0.42
46 横村	あま市			2k000		○	0.31	4.00	12.90		
47 西瀬川ポンプ場	清州市			3k400		○	0.10	0.42	4.20		
48 古瀬川ポンプ場	清州市			3k800		○	0.08	1.50	18.75		
49 春日	清州市			4k962		○	1.68	2.53	1.51		
50 春日第二	清州市			6k307		○	0.60	1.17	1.95		
51 下津	稲沢市			7k540		○	4.75	7.64	1.61		
52 五日市場	一宮市			8k900		○	2.97	6.00	2.02		
53 伝法寺	一宮市			9k600		○	0.03	0.70	25.74		
54 鍛冶ヶ一色調整池	北名古屋市			10k083	○		0.51	0.56	1.10		
55 北島	岩倉市			10k200		○	0.14	2.80	19.44		
56 野寺	岩倉市			10k300		○	0.21	3.00	14.42		
57 川井	岩倉市			10k500		○	0.96	0.75	1.33		
58 大山寺	岩倉市			12k080		○	0.16	1.75	10.87		
59 横野	岩倉市			13k700		○	0.13	0.50	3.76		
小計						14.45	39.90	2.76			
市下川	市下川			60 藤島	小牧市	0k040	○		0.98	3.00	5.17
		61 小水	小牧市	0k500	○		4.51	3.20	0.73		
		62 大市場	岩倉市	6k900		○	0.32	4.60	14.38		
小計						5.41	10.90	2.01			
矢野川	矢野川	63 栗岡	岩倉市	1k000		○	0.32	0.50	1.56		
		小計						0.32	0.50	1.56	
南木川	南木川	64 小山	一宮市	5k880		○	0.04	0.13	3.56		
		65 下流野	一宮市	新設番号非	0k640		○	0.68	0.70	1.03	
小計						0.72	0.83	1.16			
綾瀬川	綾瀬川	66 播海道	一宮市	1k000		○	0.40	0.25	0.63		
		67 播海道第二	一宮市	1k075		○	0.15	0.50	3.33		
		68 あずら	一宮市	1k350	○		0.07	0.40	5.71		
		69 播海道第三	一宮市	1k393		○	0.04	0.31	7.75		
小計						0.66	1.46	2.21			
合計						21.48	53.583	2.49			
総合計						90.28	490.50	4.54			

(別表第二：第五条第二項関係) 各単位流域の排水機一覧

区分	NO.	排水機名	管理者	位置		集水面積 (km ²)	排水量		備考		
				距離標	左岸		右岸	排水量 (m ³ /s)		比流量 (m ³ /s/km ²)	
新川下流	新川	1 藤前	名古屋市(上下水道部)	0k100		○	1.08	14.95	13.84		
		2 藤高その1	名古屋市(上下水道部)	0k900		○	1.32	1.38	1.05		
		3 七鳥	藤高土地改良区	1k900		○	0.31	0.83	2.68		
		4 福田	名古屋市(上下水道部)	3k120		○	2.54	20.75	8.17		
		5 助光	名古屋市(上下水道部)	5k500	○		1.63	18.33	11.25		
		6 福田	名古屋市(上下水道部)	6k560		○	2.96	20.25	6.84		
		7 伏屋	名古屋市(上下水道部)	6k880	○		1.25	11.38	9.10		
		8 万瀬川東	名古屋市(建設土木部)	8k150	○		0.40	4.32	10.80		
		9 万瀬	名古屋市(建設土木部)	8k300		○	0.71	5.40	7.61		
		10 砂子第一	大治町	8k951	○		0.47	1.50	3.19		
		11 三本木	大治町	9k673		○	1.51	3.00	1.99		
		12 ハツ屋第一	大治町	9k994	○		0.28	1.10	3.93		
		13 ハツ屋第二	大治町	10k821	○		0.05	0.21	4.20		
		14 養津	あま市	11k470		○	1.58	1.60	1.01		
合計						16.09	105.00	6.53			
新川上流	新川	15 下河原ポンプ場	清州市	12k740	○		0.12	0.14	1.17		
		16 土器野ポンプ場	清州市	13k600	○		0.32	5.13	16.03		
		17 ニツ私ポンプ場	清州市	13k750	○		1.02	5.68	7.35		
		18 宍野ポンプ場(旧)	清州市	13k770	○	ニツ私の一部	1.20	7.35	7.35		
		19 宍野ポンプ場(新)	清州市	13k881	○		0.63	6.22	9.90		
		20 豊田川ポンプ場	清州市	14k000		○	1.67	12.58	7.53		
		21 宍野橋門ポンプ場	清州市	14k308	○	ニツ私の一部	0.60	7.35	*		
		22 助七ポンプ場	清州市	14k662		○	2.08	6.40	3.07		
		23 小瀬窪ポンプ場	清州市	14k800	○		2.02	14.40	7.72		
		24 井天ポンプ場	清州市	14k940	○	小瀬窪の一部	1.20	7.72	23.24を併せて北河原を併せ		
		25 水瀬川	河川施設(堤防建設)	16k000		○	11.32	40.00	3.53		
		26 中田井	名古屋市(建設土木部)	16k400	○		1.81	14.65	8.09 (追加)		
		27 第二早田	名古屋市(建設土木部)	16k420		○	0.47	1.00	2.13		
		28 早田処理場	名古屋市(上下水道部)	16k830		○	2.23	19.67	8.82		
		29 第一早田	名古屋市(建設土木部)	17k350		○	0.18	1.00	5.56		
		30 籠車川	北名古屋市	17k900		○	0.90	7.50	8.33		
		31 籠田川	河川施設(堤防建設)	18k000		○	7.10	25.00	3.52		
		32 籠田川	北名古屋市	18k000		○	0.32	2.17	8.78		
		33 土小田井	名古屋市(建設土木部)	18k650	○		3.68	20.97	5.70		
		34 次地野ポンプ場	北名古屋市	19k517		○	0.40	7.42	18.55		
		35 次地野	北名古屋市	19k700		○	1.49	0.68	0.46		
		36 籠田池	名古屋市(上下水道部)	20k750		○	2.54	19.67	7.45		
		小計						40.40	213.28	5.28	
		合瀬川	合瀬川	37 高田寺	北名古屋市	0k600		○	0.68	0.84	1.24
				38 中江川	河川施設(堤防建設)	1k180	○		6.35	25.00	3.94
				39 自才ポンプ場	小牧市	8k870	○		0.39	1.25	3.20
				小計						7.42	27.09
		原川	原川	40 大橋	小牧市	0k040		○	0.05	0.95	18.27
				41 河町	小牧市	0k420	○		0.04	0.00	15.75
		小計						0.09	0.95	17.17	21.62を併せて11.7を併用
		大山川	大山川	42 久田良木川	津島市河川施設(豊山町)	0k750	○		4.80	9.90	2.06
				小計						4.80	9.90
		合計						92.71	492.28	5.31	
		五条川	五条川	43 中野津	あま市	0k450		○	0.53	0.50	0.94
				44 堀江ポンプ場	清州市	0k740	○		0.89	5.75	6.46
				45 上野津	あま市	0k850		○	0.79	0.33	0.42
46 横村	あま市			2k000		○	0.31	4.00	12.90		
47 西瀬川ポンプ場	清州市			3k400		○	0.10	0.42	4.20		
48 古瀬川ポンプ場	清州市			3k800		○	0.08	1.50	18.75		
49 春日	清州市			4k962		○	1.68	2.53	1.51		
50 春日第二	清州市			6k307		○	0.60	1.17	1.95		
51 下津	稲沢市			7k540		○	4.75	7.64	1.61		
52 五日市場	一宮市			8k900		○	2.97	6.00	2.02		
53 伝法寺	一宮市			9k600		○	0.03	0.70	25.74		
54 鍛冶ヶ一色調整池	北名古屋市			10k083	○		0.51	0.56	1.10		
55 北島	岩倉市			10k200		○	0.14	2.80	19.44		
56 野寺	岩倉市			10k300		○					

愛知県水防計画

332

3 日光川流域排水調整要綱

(1) 日光川流域排水調整要綱
(略)

附 則

この要綱は令和2年3月6日から施行する。

(追加)

(略)

334

(別表第二：第五条第2項関係) 日光川流域の排水機一覧

No.	機場名	所在地	※1市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m ³ /s)	備考
						距離標	左岸	右岸		
(略)										
66	須ヶ脇第3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k100	○	-	(0.30)	須ヶ脇第1排水機場供用開始後使用停止
67	五ツ屋第3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k272	○		0.05	
68	五ツ屋	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k300	○		0.16	
69	五ツ屋第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		0.37	
70	甲新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		2.00	

3 日光川流域排水調整要綱

(1) 日光川流域排水調整要綱
(略)

附 則

この要綱は令和2年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(略)

(別表第二：第五条第2項関係) 日光川流域の排水機一覧

No.	機場名	所在地	※1市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m ³ /s)	備考
						距離標	左岸	右岸		
(略)										
(削除)										
66	五ツ屋第3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k272	○		0.05	
67	五ツ屋	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k300	○		0.16	
68	五ツ屋第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		0.37	
69	甲新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		2.00	

日光川流域排水調整要綱の改定に伴う修正

愛知県水防計画

71	甲新田第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		1.69	
72	牧川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	6k885	○		<u>(3.50)</u>	令和2年3月3.60m ³ /s切り替え予定
73	二俣	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		5.22	
74	流新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		0.12	
75	牧川第1	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k800	○		4.24	
76	光堂川第1	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	0k450	○		2.80	
77	光堂川第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	1k200	○		2.60	
78	千代田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100	○		6.00	
79	千代田第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100	○		14.30	
80	千代田第3	あま市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100	○		0.10	
小計									<u>75.97</u>	※4

70	甲新田第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		1.69	
71	牧川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	6k885	○		<u>3.60</u>	(削除)
72	二俣	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		5.22	
73	流新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		0.12	
74	牧川第1	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k800	○		4.24	
75	光堂川第1	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	0k450	○		2.80	
76	光堂川第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	1k200	○		2.60	
77	千代田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100	○		6.00	
78	千代田第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100	○		14.30	
79	千代田第3	あま市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100	○		0.10	
小計									<u>75.77</u>	※4

愛知県水防計画

81	目比川河口	愛西市	愛西市	目比川流域排水対策協議会	日光川	8k800	○	30.00	
82	勝幡	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	日光川	10k000	○	4.33	
83	測高	愛西市	愛西市	愛西市	日光川	13k000	○	0.32	
84	千引	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k300	○	(0.15)	令和3年3月0.65m ³ /s切り替え予定
85	佐折	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k700	○	0.19	
86	源左橋	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	2k400	○	(0.15)	令和2年3月0.33m ³ /s切り替え予定
87	大縄場	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	三宅川	0k100	○	0.11	
88	根高	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k700	○	7.00	
89	根高第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800	○	7.00	
90	五軒家	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k900	○	0.65	
91	須ヶ脇第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k208	○	(0.70)	須ヶ脇第1排水機場供用開始

80	目比川河口	愛西市	愛西市	目比川流域排水対策協議会	日光川	8k800	○	30.00	
81	勝幡	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	日光川	10k000	○	4.33	
82	測高	愛西市	愛西市	愛西市	日光川	13k000	○	0.32	
83	千引	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k300	○	(0.15)	令和3年3月0.65m ³ /s切り替え予定
84	佐折	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k700	○	0.19	
85	源左橋	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	2k400	○	0.33	(削除)
86	大縄場	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	三宅川	0k100	○	0.11	
87	根高	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k700	○	7.00	
88	根高第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800	○	7.00	
89	五軒家	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k900	○	0.65	
	(削除)								

愛知県水防計画

102	開 治	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600	○	(3.00)	令和3年 3月 4.00 m ³ /s切 り替え予 定
103	開治第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600	○	1.20	
104	杵ノ戸	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k900	○	0.05	
105	下東川	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k607	○	0.45	
106	東川<野 田>	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○	(2.30)	八開排 水機場 供用開 始後使 用停止
107	八 開	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○	(0.70)	令和8年 4月 2.80 m ³ /s切 り替え予 定
108	八開第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○	1.20	
小計								77.44	※ 4
109	大神場第 1	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200	○	3.70	
110	大神場第 2	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200	○	2.21	
111	六 箇	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k800	○	3.10	

100	開 治	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600	○	(3.00)	令和3年 3月 4.00 m ³ /s切 り替え予 定
101	開治第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600	○	1.20	
102	杵ノ戸	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k900	○	0.05	
103	下東川	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k607	○	0.45	
104	東川<野 田>	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○	(2.30)	八開排 水機場 供用開 始後使 用停止
105	八 開	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○	(0.70)	令和8年 4月 2.80 m ³ /s切 り替え予 定
106	八開第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○	1.20	
小計								78.15	※ 4
107	大神場第 1	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200	○	3.70	
108	大神場第 2	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200	○	2.21	
109	六 箇	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k800	○	3.10	

愛知県水防計画

112	新孫宝	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	28.00	
113	孫宝第2	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	19.80	
小計									56.81	※4
114	土吐川	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川 (普通土吐川)	9k600		○	5.00	
115	小切戸 <小切戸1>	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700		○	3.64	
116	小切戸第2	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700		○	2.56	
117	鯨橋	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	4k750		○	1.84	
118	鷹居	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	5k300		○	3.06	
119	神尾	あま市	あま市	蟹江大滞悪水土地改良区	蟹江川	5k600		○	0.65	
120	四ヶ村	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	6k400		○	(0.92)	令和3年3月1.05m ³ /s切り替え予定
121	秋竹	あま市	あま市	秋竹排水機組合	小切戸川	3k200		○	0.91	
122	篠田	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	8k200		○	14.00	
123	篠田第2	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	9k350		○	10.70	

110	新孫宝	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	28.00	
111	孫宝第2	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	19.80	
小計									56.81	※4
112	土吐川	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川 (普通土吐川)	9k600		○	5.00	
113	小切戸 <小切戸1>	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700		○	3.64	
114	小切戸第2	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700		○	2.56	
115	鯨橋	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	4k750		○	1.84	
116	鷹居	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	5k300		○	3.06	
117	神尾	あま市	あま市	蟹江大滞悪水土地改良区	蟹江川	5k600		○	0.65	
118	四ヶ村	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	6k400		○	(0.92)	令和3年3月1.05m ³ /s切り替え予定
119	秋竹	あま市	あま市	秋竹排水機組合	小切戸川	3k200		○	0.91	
120	篠田	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	8k200		○	14.00	
121	篠田第2	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	9k350		○	10.70	

愛知県水防計画

124	木田	あま市	あま市	木田排水機組合	蟹江川	9k500		○	1.70	
125	蜂須賀	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k500	○		1.90	
126	花ノ木	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k600		○	0.31	
127	甚目寺第1	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	9k600		○	1.70	
128	新居屋橋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k120	○		0.08	
129	甚目寺第3	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k400		○	1.75	
130	新居屋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k400		○	0.23	
131	甚目寺第2	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k660	○		3.35	
小計									54.30	※4
132	西條	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	7k300	○		2.56	
133	西條第1	大治町	大治町	大治町	福田川	7k300	○		1.64	
134	西條第3	大治町	大治町	大治町	福田川	7k550	○		1.50	
135	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		5.18	
136	小切戸西条	大治町	大治町	小切戸湛水防除事業協議会	福田川	8k300	○			
137	円楽寺	大治町	大治町	大治町	福田川	8k300	○		1.07	

122	木田	あま市	あま市	木田排水機組合	蟹江川	9k500		○	1.70	
123	蜂須賀	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k500	○		1.90	
124	花ノ木	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k600		○	0.31	
125	甚目寺第1	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	9k600		○	1.70	
126	新居屋橋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k120	○		0.08	
127	甚目寺第3	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k400		○	1.75	
128	新居屋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k400		○	0.23	
129	甚目寺第2	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k660	○		3.35	
小計									54.30	※4
130	西條	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	7k300	○		2.56	
131	西條第1	大治町	大治町	大治町	福田川	7k300	○		1.64	
132	西條第3	大治町	大治町	大治町	福田川	7k550	○		1.50	
133	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		5.18	
134	小切戸西条	大治町	大治町	小切戸湛水防除事業協議会	福田川	8k300	○			
135	円楽寺	大治町	大治町	大治町	福田川	8k300	○		1.07	

愛知県水防計画

138	円楽寺第2	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○	3.02	
139	西條小切戸川	大治町	-	愛知県(建設)	福田川	8k800	○	(7.30)	※ 2
小計								22.27	※ 4
140	鍋蓋新田(二)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋水利組合	日光川	-1k000	○	0.32	
141	蟹江大滞	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k382	○	9.00	
142	蟹江大滞第3	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k464	○	9.00	
143	大海用	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k735	○	0.50	
144	大膳	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	日光川	2k173	○	(2.74)	令和3年4月3.00 m ³ /s切り替え予定
145	観音寺	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	3k300	○	(6.25)	令和4年3月6.50 m ³ /s切り替え予定
146	鍋蓋新田	蟹江町	蟹江町	鍋蓋地区湛水防除協議会	善太川	0k000	○	1.40	
147	善太新	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○	23.49	
148	善太第3	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○	10.90	
149	善太第2	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○	13.00	

136	円楽寺第2	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○	3.02	
137	西條小切戸川	大治町	-	愛知県(建設)	福田川	8k800	○	(7.30)	※ 2
小計								22.27	※ 4
138	鍋蓋新田(二)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋水利組合	日光川	-1k000	○	0.32	
139	蟹江大滞	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k382	○	9.00	
140	蟹江大滞第3	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k464	○	9.00	
141	大海用	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k735	○	0.50	
142	大膳	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	日光川	2k173	○	(2.74)	令和3年4月3.00 m ³ /s切り替え予定
143	観音寺	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	3k300	○	(6.25)	令和4年3月6.50 m ³ /s切り替え予定
144	鍋蓋新田	蟹江町	蟹江町	鍋蓋地区湛水防除協議会	善太川	0k000	○	1.40	
145	善太新	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○	23.49	
146	善太第3	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○	10.90	
147	善太第2	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○	13.00	

愛知県水防計画

150	舟入	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	0k950	○		1.45	
151	宝	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2 K005	○		3.20	
152	本町舟入 (四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2k000	○		2.50	
153	本町舟入 (五)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k000	○		0.27	
154	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	3k000	○		1.50	
155	須成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除 事業協議会	蟹江川	3k600	○		3.52	
156	蟹宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除 事業協議会	蟹江川	3k600	○		2.01	
小計									91.05	※4
157	両郷	飛鳥村	飛鳥村	飛鳥土地改良区	日光川	-4k 000	○		0.44	
158	服岡	飛鳥村	飛鳥村	飛鳥土地改良区	日光川	-1k 940	○		4.10	
小計									4.54	※4
合計									750.22	※4

(略)

第十三章 その他

第一節 水防訓練

387 2 指定水防管理団体の水防訓練

(1) 水防訓練実施要項

(略)

キ 避難 ([避難勧告](#)等の放送・伝達、居住者の避難)

第二節 水防管理団体の水防計画の基準と指導方針

148	舟入	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	0k950	○		1.45	
149	宝	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2K005	○		3.20	
150	本町舟入 (四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2k000	○		2.50	
151	本町舟入 (五)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k000	○		0.27	
152	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	3k000	○		1.50	
153	須成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除 事業協議会	蟹江川	3k600	○		3.52	
154	蟹宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除 事業協議会	蟹江川	3k600	○		2.01	
小計									91.05	※4
155	両郷	飛鳥村	飛鳥村	飛鳥土地改良区	日光川	-4k 000	○		0.44	
156	服岡	飛鳥村	飛鳥村	飛鳥土地改良区	日光川	-1k 940	○		4.10	
小計									4.54	※4
合計									750.28	※4

(略)

第十三章 その他

第一節 水防訓練

2 指定水防管理団体の水防訓練

(1) 水防訓練実施要項

(略)

キ 避難 ([避難指示](#)等の放送・伝達、居住者の避難)

第二節 水防管理団体の水防計画の基準と指導方針

災害対策基本法の改正に伴う変更

愛知県水防計画

388	<p>2 水防管理団体の水防計画作成基準 (略) (4) 水防活動 (略) キ 避難勧告・立退きの指示 [勧告・指示の発令基準、住民・災害時 要援護者等への伝達方法、視聴覚障害者等への伝達手段、避難者の搬 送、避難所の位置、備蓄食糧・物品] (略)</p>	<p>2 水防管理団体の水防計画作成基準 (略) (4) 水防活動 (略) キ 避難指示・立退きの指示 [勧告・指示の発令基準、住民・災害時 要援護者等への伝達方法、視聴覚障害者等への伝達手段、避難者の搬 送、避難所の位置、備蓄食糧・物品] (略)</p>	<p>災害対策基 本法の改正 に伴う変更</p>
-----	---	---	--